

# デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3年(2021年)6月18日



この計画は、デジタル社会形成基本法の施行（令和3年（2021年）9月1日）を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示しつつ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第36条第1項に規定する重点計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法第8条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、国会に報告するものである。



# 目 次

第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制.....	1
1. 今後のデジタル改革に向けて.....	1
(1) デジタル改革の経緯.....	1
(2) 本計画の位置付け.....	2
2. デジタル社会の形成に向けたトータルデザインと推進体制.....	4
(1) デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン.....	4
(2) デジタル社会の形成に向けた推進体制.....	6
(3) 国民の理解を深めるための広報活動等.....	8
第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策.....	10
1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及.....	10
(1) マイナンバーカードの普及、マイナンバーの利活用促進.....	10
(2) ガバメントクラウド、ガバメントネットワーク.....	12
(3) 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化.....	13
(4) ID・認証.....	18
(5) データセンターの最適化の実現.....	20
(6) 情報通信インフラの整備.....	20
2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現.....	22
(1) 国民目線のUI・UXの実現.....	22
(2) 公共フロントサービスの提供（ワンストップサービスの推進等）.....	24
(3) オープンデータの推進.....	27
(4) 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト管理の実施等.....	27
(5) 国の情報システムの整備・管理.....	28
(6) 独立行政法人の情報システム.....	31
(7) 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化.....	31
(8) 準公共・民間分野のデジタル化の推進の方向性.....	33
(9) 準公共分野のデジタル化の推進.....	34
(10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化.....	42
3. 包括的データ戦略.....	44
(1) トラスト.....	44
(2) プラットフォーム.....	45
(3) データ取引市場とPDS・情報銀行.....	45
(4) 基盤となるデータの整備.....	46
(5) デジタルインフラの整備・拡充.....	48
(6) 組織.....	48
(7) DFFT 推進に向けた国際連携.....	49
4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保.....	49

(1) デジタルリテラシーの向上.....	49
(2) デジタルに関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保.....	50
5. 新技術を活用するための調達・規制の改革.....	51
(1) 新技術を活用するための調達方法の検討.....	51
(2) 規制改革.....	51
6. アクセシビリティの確保.....	54
(1) 情報通信ネットワークの整備の支援.....	55
(2) 情報バリアフリー環境の実現.....	55
(3) IGT 機器・サービスに関する相談体制等の充実.....	55
(4) 経済的事実等に基づく格差の是正.....	56
(5) 「言葉の壁」の克服.....	56
(6) 中小企業のデジタル化の支援.....	57
(7) 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保.....	57
7. 安全・安心の確保.....	57
(1) サイバーセキュリティの確保.....	57
(2) 個人情報の保護.....	58
(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止.....	59
(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策.....	59
8. 研究開発・実証の推進.....	59
(1) 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証.....	60
(2) データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証.....	60
9. 本計画の検証・評価.....	61
第3部 施策集.....	63

#### 参考資料

本計画と官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係

#### 別紙

包括的データ戦略

# 第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制

## 1. 今後のデジタル改革に向けて

### (1) デジタル改革の経緯

我が国では、インターネットを中心とした情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じていた急激かつ大幅な社会構造の変化(いわゆる IT 革命)に適確に対応する観点から、平成12年(2000年)、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。)が制定された。

IT基本法では、インターネット等の「高度情報通信ネットワーク」を整備し、国民が「容易にかつ主体的に利用する機会」を有することで、産業の国際競争力の強化、就業の機会の創出、国民の利便性の向上といった「あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展」がなされるとの考えの下、所要の施策を推進することとされた。

その後、高度情報通信ネットワークの整備が相当程度進展した一方、インターネットを通じて流通するデータの多様化や大容量化の進展に伴い、IT基本法が重点を置いていたインターネット等の高度情報通信ネットワークの整備に加え、今日では、データを最大限に活用していくことが不可欠となっている。その間、政府は、「e-Japan 戦略<sup>1</sup>」以降、主にインフラ整備とIT利活用を推進し、その後、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の柱として推進してきた。

こうした状況の中、多様・大量なデータ流通による負の側面も顕在化しており、デジタル技術の活用のみならず、個人情報保護や必要なリテラシーを育むことの重要性が増加している。また、新型コロナウイルス感染症への対応において、官民においてデジタル化を巡る様々な課題が明らかになった。今後、大規模地震<sup>2</sup>災害をはじめとする自然災害や感染症等の国民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に際しての強靱性(レジリエンス)の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、データの活用は緊要なものとなっている。

こうした状況を踏まえ、政府は、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討を加え、令和2年(2020年)12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(以下「デジタル改革基本方針」という。)を閣議決定した。

<sup>1</sup> 平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

<sup>2</sup> 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等(これらに起因する津波を含む。)

その後、この方針等を踏まえ、デジタル改革関連法案<sup>3</sup>が、本年2月9日に閣議決定され、国会審議を経て5月12日に成立した。

## (2) 本計画の位置付け

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしている。

また、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の10原則を掲げた。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ①オープン・透明                | ⑥迅速・柔軟    |
| ②公平・倫理                  | ⑦包摂・多様性   |
| ③安全・安心                  | ⑧浸透       |
| ④継続・安定・強靱 <sup>じん</sup> | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決                | ⑩飛躍・国際貢献  |

この10原則等を踏まえ、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2章においてデジタル社会の形成に関する基本理念が規定され、また、これを踏まえ、同法第4章において施策の策定に係る基本方針が定められている。

本計画は、デジタル社会形成基本法の施行（令和3年（2021年）9月1日）を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示しつつ、

- ①IT 基本法第36条第1項に規定する高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画<sup>4</sup>
- ②官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものである<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> ①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案、⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の6法案を指す。

<sup>4</sup> デジタル社会形成基本法の施行日以降は、同法に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画が策定されるまでの間、本計画が同法に基づく重点計画とみなされる（デジタル社会形成基本法附則第3条）。

<sup>5</sup> このほか、本計画においては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第4条第1項に規定する情報システム整備計画の要素も一部盛り込んでいるものの、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）は存置する。



すなわち、デジタル庁<sup>6</sup>を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進する観点から策定するものであり、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示すことにより、デジタル社会の形成に向けた羅針盤とすることを旨とするものである。

今後、本計画を踏まえつつ、デジタル庁の創設後速やかに、デジタル社会形成基本法第37条第1項に基づく「新重点計画」を策定することとする<sup>7</sup>。

本計画に加え、デジタル・ガバメント推進の取組を加速するため、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定。別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」及び別添2「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」を含む。）に基づく取組を引き続き実施する。

デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現である。こうしたデジタル改革が目指す究極の姿は「デジタルを意識しないデジタル社会」であり、徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保等、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等の事態に際しての強靱性<sup>じん</sup>の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組むことが求められる。特に、国及び地方公共団体においては、本計画に基づくデジタル化の取組を着実に実施することに加え、国民目線でサービス向上に資する取組をできるものから順次積極的に実践していくものとする。

---

<sup>6</sup> 本計画における「デジタル庁」の役割等に関する記載は、デジタル社会形成基本法の施行の日（令和3年（2021年）9月1日）の前日までの間は、「内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室」（以下「IT総合戦略室」という。）と読み替えるものとする。IT総合戦略室はその所掌事務の範囲で、本計画に記載された役割等を担うものである。

<sup>7</sup> 新重点計画については、①デジタル社会形成基本法第37条第1項に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画、②官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画に加え、③デジタル手続法第4条第1項に規定する情報システム整備計画としても位置付けるものとする。これに伴い、「デジタル・ガバメント実行計画」は新重点計画に統合されることとなる。

## 2. デジタル社会の形成に向けたトータルデザインと推進体制

### (1) デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン

目指すデジタル社会の形成に向けた官民の様々な施策や取組の関係について、その全体像すなわちトータルデザインを示すとき、国民からみて、以下の3つの階層に主に区分できる。

#### ① 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現

まず、国民にとって最も近い側における施策や取組としては、国民目線での徹底したUI・UXを実現し、国民の誰にとっても、そのユーザーとしての体験価値を最大化する国民向けのサービスを実現するための取組を進めなければならない。従来の行政分野ごとの個々バラバラなオンライン化、また国や地方公共団体による提供者目線のシステム整備ではなく、ユーザーの声を聴き、ユーザーが真に求めているニーズを把握し、誰にとっても容易に、迅速に、行政手続等を終わられるよう、サービスを実現する。また変化の速い環境において、柔軟かつ迅速に変化に対応できるシステム等の環境整備ができるよう、民間との連携を図る必要がある。こうした取組を通じ、例えばオンライン申請の手続も、国民がスマートフォンで簡単に行えるようにし、ワンストップに、またワンスオンリーで完結することを目指す。

このため、具体的には、国民との接点（タッチポイント）となっているマイナポータルUI・UXの抜本的改善を進めることが早急に必要であり、同時に、子育てや介護、引越、死亡・相続といったライフステージにおける行政との接点となるテーマに応じたワンストップ化の継続的な推進や、行政手続の更なるデジタル化・オンライン化の取組が求められる。

一方で、健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野や、電子インボイス等の相互連携分野にあっても、国民にとってニーズの高い分野が存在しており、国の予算等を効率的かつ効果的に活用して関与していくことが必要となる。

#### ② デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

次に、国・地方公共団体のほか、民間も含めて、上記の国民向けサービスを徹底して実現するための基盤、デジタル社会に必要な共通機能の整備や普及に向けて取り組むことも必要となる。

このとき、マイナンバー制度は、デジタル社会における基盤の一つであるが、まずマイナンバーカードの普及促進を強力に進めていくことが必要不可欠となる。同時に、マイナンバーの利活用のため、情報連携の範囲について検討を加えつつ、併せてワンスオンリーの実現のため、情報を必要とする行政機関等に対してプッシュ型での通知を実現してい

くことが必要になる。また、行政機関間における情報照会及び情報提供について、中間サーバ等を介在させず API 連携等を手段として、効率化とリアルタイム化を追求していくことも求められる（コストの削減やシステムの疎結合化）。

また、国として共通的な基盤・機能を提供するインフラとして、ガバメントクラウドやガバメントネットワークを構築し、情報連携を密にするための環境整備も同時に必要となる。

さらに、地方公共団体にあつては、基幹業務システムの統一・標準化を進めるとともに、オンライン化を促進することで、引越しなどを経ても、どこでも同じように国民が手続等を完了できることに繋がる。手続を行う国民だけではなく、行政事務を担う地方公共団体の職員の負担を軽減することも期待される。業務の見直しと併せて、システムの統一・標準化の実現に向けて早急に取り組む必要がある。

加えて、ID・認証の基盤として、電子署名等の普及を推進することや、新たな認証の仕組みの検討を進める必要があるとともに、社会における情報通信インフラの整備・維持・充実に取り組むべきである。

### ③ 包括的データ戦略

最後に、官民間問わずデジタル社会において、その最も基礎的な構成要素となるデータについて、多様化と大容量化が進む中で利活用を進めることが求められる。

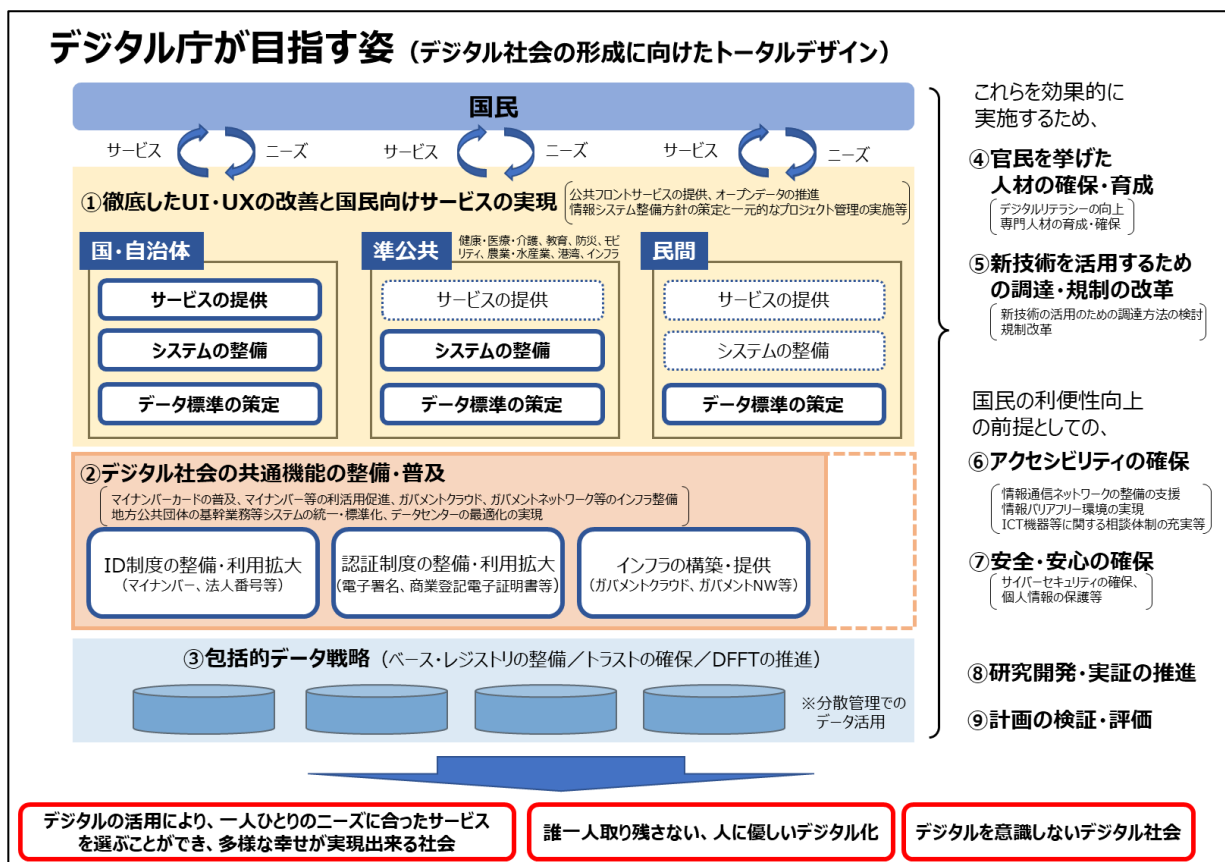
このとき、我が国においては、データに対する信頼を確保しつつ、データの分散管理を基本として、標準化を含む共通ルールの整備や、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースの整備等を進めることを目指すべきであり、併せて行政の保有するデータに関して質の高いオープンデータ化などを進める。その上で、分野横断的に、また国際連携を視野に、包括的データ戦略として取組を進めることにより、我が国の産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性の向上を進める必要がある。

以上、3つの階層に分けられるデジタル社会の形成に向けた施策や取組を、より効果的に進めていくためには、官民を挙げたデジタル人材の確保・育成を図り、また新たな技術（テクノロジー）を大胆に活用するための国・地方公共団体など公共部門における調達や様々な規制の見直し、個人情報の保護に向けた対応などの取組もまた、同時並行で進めていくことが不可欠となる。

さらに、こうした施策や取組を進めていく上では、全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現に向けて、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差（デジタルデバイド）が生じない

よう、アクセシビリティを確保することにより、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けた対応をきめ細かく、丁寧に行っていくことが不可欠である。

こうしたデジタル社会の形成に向けたトータルデザインについては、デジタル庁において、令和3年（2021年）内を目途として更に具体化するものとし、上記の多様な構成要素を含む様々な施策や取組を実施することを見据えた、全体最適なアーキテクチャとする。その上で、新たな技術の進歩や社会環境の変化を捉え、そのアップデートに不断に取り組む。



## （2）デジタル社会の形成に向けた推進体制

### ① 司令塔としてのデジタル庁の設置

デジタル庁は、これまで IT 政策を担ってきた高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び官民データ活用推進戦略会議（これらの下に開催される会議体を含む。）を廃止し、我が国が目指すデジタル社会の形成に関する司令塔として設置される内閣直属の行政機関であり、内閣総理大臣を長とする組織である。デジタル大臣のほか、副大臣、大臣政務官、デジタル監等が置かれる。

デジタル庁は、主として次の役割を担う。

- ・国の情報システムに関し、整備・管理の基本的な方針を策定し、事業を統括・監理すること。重要なシステムについては自ら整備すること。
- ・地方共通のデジタル基盤に関し、全国規模のクラウド移行に向けて、総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金の交付されるシステムに関する統括・監理を行うこと。
- ・マイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うこと。
- ・民間・準公共分野のデジタル化支援として、情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行うとともに、準公共分野において、情報システムに関する整備方針を関係府省庁と共に策定・推進し、補助金の交付される情報システムについて統括・監理を行うこと。
- ・個人や法人を一意に特定し識別する ID 制度や、情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案を関係法令所管府省庁と共管するとともに、社会の基本データを登録したデータベースであるベース・レジストリの整備を推進すること。
- ・サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること。
- ・デジタル改革を牽引する人材を確保し、民間、地方公共団体、政府を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備すること。

## ② 各府省庁における体制の整備

デジタル庁の設置を起点として、徹底した国民目線でのシステム開発・運用、サービス改革の観点を踏まえた業務改革（BPR）、所管する産業・行政分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）、データマネジメント、データ活用、デジタル人材の戦略的な配置・確保・育成等といったデジタル改革に、政府を挙げて強力に取り組む観点から、政府全体のデジタル改革の推進体制を確立する。このため、司令塔としてのデジタル庁と各府省庁との連携の在り方について速やかに検討するとともに、各府省庁においても、施策の遂行を強力に統括する体制について、令和4年度（2022年度）以降速やかに整備する。

また、当該体制の整備を待つことなく、各府省庁において、デジタル改革を遂行する人材の配置や確保、育成を迅速に進めることとする。

## ③ デジタル社会推進会議の設置

内閣総理大臣を議長とし、全閣僚等をメンバーとするデジタル社会推進会議をデジタル庁に設置<sup>8</sup>し、デジタル社会の形成のための施策を推進する。

<sup>8</sup> デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第14条及び第15条。

内閣総理大臣は、各府省庁の職員のうちからデジタル社会推進会議の幹事(以下「幹事」という。)を任命する。デジタル監及び幹事からなるデジタル社会推進会議幹事会(仮称)は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価を行う。

#### ④ デジタル社会推進検討会(仮称)の開催

デジタル庁において、デジタル大臣が指名する有識者によって構成される「デジタル社会推進検討会」(仮称)を開催し、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画等について調査審議を行う。

#### ⑤ 関係行政機関との連携・協力

デジタル庁は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画及び官民データ活用推進基本法に基づく官民データ活用推進基本計画の案の策定に当たって意見を聴取することを含め、サイバーセキュリティ戦略本部、個人情報保護委員会等の関係行政機関と緊密な連携を図る。

#### ⑥ 地方公共団体との連携・協力

デジタル庁は、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとする場合に、地方6団体から意見を聴取する。また、こうした施策の検討・推進に当たっては、国民との接点の最前線にいる職員の声を聴くため、後述の「デジタル改革共創プラットフォーム」の積極的な活用を図る。

#### ⑦ 民間事業者等との連携・協力

政府は、デジタル技術を活用した事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上等が図られるよう、民間事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォーム整備など、民間事業者等との連携や協力を積極的に推進する。そのための情報共有・人材交流や、環境整備も図る。

### (3) 国民の理解を深めるための広報活動等

デジタル化により国民の利便性を高め、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するためには、政策決定に多様な利用者の観点を取り入れるとともに、広く国民からデジタル社会の形成に賛同を得ることが欠かせない。

デジタル庁は、後述の「デジタル改革アイデアボックス」の積極的な活用、デジタル社会への理解を深めるための広報活動、デジタルに対する国民の理解・機運の醸成に向けた取組等を積極的に推進する。

その一環として、令和3年度（2021年度）には、産学官、個人がそれぞれ参画し、社会全体でデジタルに触れ、デジタルを感じる、国民全員のための祝祭として、10月10日・11日に「2021年デジタルの日」を実施する。

## 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

### 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

#### (1) マイナンバーカードの普及、マイナンバーの利活用促進

##### ① マイナンバーカードの普及

令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組により、マイナンバーカードの普及促進を図る。その際、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。

##### ア マイナンバーカードの健康保険証としての利用

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、令和3年（2021年）3月から開始したプレ運用を継続し、遅くとも同年10月までに本格運用を開始する。令和4年度（2022年度）末までに概ね全ての医療機関等で健康保険証としての利用ができることを目指し、医療機関等での環境整備を推進する。

##### イ 運転免許証との一体化

運転免許証について、令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁の共通基盤上に集約する。

##### ウ 在留カードとの一体化

令和3年（2021年）中に関係府省庁において結論を得て、所要の法律案を令和4年（2022年）通常国会に提出する。政省令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度（2025年度）から一体化したカードの交付を開始する。

##### エ マイナンバーカードの国外継続利用

マイナンバーカードの令和6年度（2024年度）中の国外での継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

##### オ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第



120号)の規定に基づき、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施するなど、電子証明書の発行・更新等の円滑な実施を図る。

## カ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管府省庁毎に工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。なお、アンケート調査等により定期的なフォローアップを実施するなど、積極的に取り組む。

## ② マイナンバーの利活用促進

「デジタル・ガバメント実行計画」の工程表<sup>9</sup>に沿って、マイナンバー制度の抜本的な改善を、引き続き進める。

### ア マイナンバーを利用した情報連携

社会保障・税・災害の3分野以外の分野におけるマイナンバーを利用した情報連携や、行政事務全般（治安、外交等を除く。）における機関別符号のみを利用した情報連携について、令和3年度（2021年度）に検討し、国民の理解が得られたものについて、令和4年（2022年）の通常国会に法律案を提出する。

### イ 公金受取口座の登録・利用及び預貯金付番の円滑化

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和3年（2021年）5月に「子育て世帯生活支援特別給付金」を第1号の特定公的給付として指定した。その上で、マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みについて、可能な限り令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。

また、預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）に基づいて、令和6年度（2024年度）中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁や関係機関等と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、公金受取口座の登録及び預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な

<sup>9</sup> 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」に掲載された工程表を指す。

制度の施行に向けた準備を行う。

## ウ 各種免許・国家資格等のデジタル化

優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、マイナンバーを活用した住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等を目指す。あわせて、令和 3 年度（2021 年度）に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、令和 5 年度（2023 年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和 6 年度（2024 年度）にデジタル化を開始する。

## エ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の一方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

## (2) ガバメントクラウド、ガバメントネットワーク

### ① ガバメントクラウドの整備

政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるガバメントクラウドを整備し、令和 3 年度（2021 年度）に運用を開始する。各府省庁は、令和 4 年度（2022 年度）以降の新たなクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてガバメントクラウドの活用を検討する。令和 3 年度（2021 年度）以前からクラウドサービスを利用している政府情報システムについては、更改時期等を踏まえ、段階的にガバメントクラウドに移行する。

独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）等の情報システムについても、令和 3 年度（2021 年度）から順次、ガバメントクラウドの活用に向けた方策や課題等を検討する。

### ② ガバメントネットワークの整備

信頼と実績がある最新技術を採用してガバメントネットワークを再構築し、国の行政機関等は、順次、新たなガバメントネットワークの利用への移行を図る。これに合わせて現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止する。

令和 2 年度（2020 年度）に各府省庁のネットワーク統合後の姿を前提として整備したネットワーク環境については、令和 3 年度（2021 年度）を通じ、円滑な業務遂行を図るためのツールの有効性も含め、各府省庁の円滑なネットワーク統合に向けての検証を実施する。各府省庁は、令和 4 年度（2022 年度）以降のネットワーク更改等を契機にこの環境への移行を検討する。

また、ネットワークに接続する情報資源を管理し、更なるセキュリティの確保を図るため、デバイスやアプリケーションの管理を含むディレクトリサービスについて、円滑かつ効率的な実現手法の検討を行う。

国においては、全国的なネットワーク環境の再構築を実現するため、地方支分部局等との接続に際しては、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、国自ら既設の全国広域通信網を活用の上、直接的に管理し、高セキュリティ、高品質、低遅延な独自の回線網を令和4年度（2022年度）から運用できるよう整備を進める。

地方については、地方公共団体の業務システムの統一・標準化・ガバメントクラウドの活用に向けた検討に伴い、国・地方全体を通じた効率的かつ高品質なネットワーク環境を整備し、国・地方間の情報連携を密にすることも含め、より効率的に業務を遂行できる環境を整備することを目的に、必要な検討・対応を行う。

### （3）地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化<sup>10</sup>

地方公共団体の基幹業務システム<sup>11</sup>について、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準<sup>12</sup>に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

具体的には、複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーション（以下「基幹業務等のアプリケーション」という。）をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

<sup>10</sup> 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアやOSなどを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体が共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。

<sup>11</sup> 国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要なシステムを指す。

<sup>12</sup> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第2項第4号に規定する標準化基準を指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準化基準に適合した情報システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

### ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づく標準化対象事務を政令で規定した上で、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、標準化法第5条第1項に規定する基本方針（以下「地方公共団体情報システム標準化基本方針」という。）の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、知事会・市長会・町村会から意見聴取を行った上で、令和3年度（2021年度）中を目途に定める。

標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務<sup>13</sup>に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する。

地方公共団体情報システム標準化基本方針においては、法令改正の検討を行う場合に同時に標準化基準の改定を検討する旨、統一・標準化の目的に沿った業務改革（BPR）に関する提案を地方公共団体から所管府省庁が受け付け、標準化基準に反映していくために必要な具体的措置、標準化基準への適合性の確認の方法等についても記載する。

また、システムの統一・標準化の取組については、議論の過程を透明化し、ホームページ等にその過程を公表すること、目標・取組・スケジュール等の段取りを地方公共団体にも分かりやすい形で提示すること、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めること、地方公共団体が計画的に取組を進められるよう国として十分に支援を行うこと等についても記載する。

---

<sup>13</sup> 児童手当（内閣府）、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省）を指す。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定められる事項に関する調整及び標準化対象事務ごとの進捗管理については、デジタル庁及び関係府省庁が地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議を通じて行う。

## ② 標準化基準における共通事項

### ア 地方公共団体によるガバメントクラウドの活用に係る先行事業の実施

ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）<sup>14</sup>」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

### イ 非機能要件の拡充

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏までに、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、「自治体の三層の対策<sup>15</sup>」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和3年（2021年）夏を目途に、先行事業の検証・実稼働に向けて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策に関する要件を整理した上で、先行事業を通じた検討も踏まえつつ、令和4年（2022年）の夏を目途に、基幹業務等のシステムの標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。

### ウ データ要件・連携要件の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗換える場合

<sup>14</sup> 令和2年9月 IT 総合戦略室・総務省

<sup>15</sup> 平成27年（2015年）以降に実施されたセキュリティ強化策であり、この対策により自治体の内部ネットワークがインターネット接続系・LWAN 接続系・マイナンバー利用事務系の3つのセグメントに分割され、マイナンバー利用事務系については、他のセグメントと原則物理的に分離されている。

等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、基幹業務等システム間や他の行政機関等とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

具体的には、基幹業務等システムに関する既存の標準（中間標準レイアウトや地域情報プラットフォーム、データ標準レイアウト）の拡充や整合性の確保を図ることや、基幹業務等におけるマイナポータルびったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと基幹業務等システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度関係府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度関係府省庁は、相互に連携を図る。

## エ ガバメントクラウドが提供する共通機能の検討

基幹業務システムが利用可能な共通機能としてガバメントクラウドが地方公共団体に向けて提供する機能については、先行事業を通じて具体的な在り方を検討し、令和4年（2022年）夏までに、基幹業務等のシステムの標準化基準の作成と併せて、その方針を示す。

### ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

地方公共団体における基幹業務等システムの標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、以下のとおり作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、作成する。

この際、デジタル3原則<sup>16</sup>に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。

## ア 住民記録

住民記録システムについては、関係府省間で共有された作業方針等を踏まえ、標準仕様書（第1.0版）<sup>17</sup>を改定する。

## イ 地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、令和3年（2021年）夏までに標準仕様書を作成する。

<sup>16</sup> デジタル手続法において明記された次の3原則のこと。①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

<sup>17</sup> 「住民記録システム標準仕様書【第1.0版】」（令和2年（2020年）9月11日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

選挙人名簿管理に係るシステムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

## ウ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和3年（2021年）夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

## エ 教育

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和3年（2021年）夏までに標準仕様書を作成する。

## オ 児童手当、子ども・子育て支援

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、令和4年（2022年）夏までに標準仕様書を作成する。

## ④ 統一・標準化を進めるための支援

### ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

### イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。また、総務省は、実務を担う専門職員が不足する小規模自治体のためにも、令和3年（2021年）夏を目途として、取組の具体的内容を盛り込んだ手順書を作成した上で、地方公共団体に提示する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、

デジタル人材の CIO 補佐官等としての任用等が推進されるように支援の仕組みを構築する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

#### (4) ID・認証

デジタル社会の形成には、高度情報通信ネットワークを利用して、電磁的記録に記録された多様かつ大量の情報を効率的かつ安全・安心に活用することが不可欠である。

デジタル社会では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能が提供されることが必要であるため、前述のマイナンバーカードの普及に加え、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤（Gビズ ID）の普及に関する取組を更に強力に推進するとともに、確実な本人認証を実現するための技術動向を注視していく。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン<sup>18</sup>」に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。

##### ① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書については、今後、活用の機会が増加し、多様化すると考えられることから、普及を更に強力に推進する。

商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。令和3年度（2021年度）中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、令和7年度（2025年度）までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。

##### ② 法人共通認証基盤（Gビズ ID）の普及

法人及び事業を行う個人（個人事業主）が、様々な行政サービスにログインできる認証サービスを実現するため、法人の認証としてはGビズ ID<sup>19</sup>の普及と利用の拡大を図る。特に中小企業の手続負担軽減のための取組として、令和4年度（2022年度）中を目途に100万法人の取得を目指すとともに、令和7年度（2025年度）にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

また、事業を行う個人（個人事業主）の認証としては令和4年度（2022年度）よりマイナンバーカード及びその機能のスマートフォン搭載による認証を可能とし、令和5年度

<sup>18</sup> 2019年（平成31年）2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

<sup>19</sup> IDは法人の場合、法人番号と紐付いているほか、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に準拠して構築されており、二要素認証（パスワードとSMS）を採用している。



(2023 年度) 以降これに一本化することを目指すこととし、これら認証の仕組みに関して、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおける積極的な利用を推進する。

### ③ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載については、令和3年度（2021年度）末までに技術検証・システム設計を行い、令和4年度（2022年度）中の実現を目指す<sup>20</sup>。

公的個人認証だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを目指し、スマートフォンへの搭載方法を検討する。

### ④ レベルに応じた認証の推進

マイナンバーカードは、ICチップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、民間企業も認証レベルに応じて方法を選択し、活用すること等が可能であるため、次の取組を行う。

#### ア 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及等に伴い、利用のインセンティブが大きく高まる民間事業者への周知・相談支援を強化する。

#### イ 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。

### ⑤ 民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

外部有識者から構成される検討会において、マイナンバーカードの公的個人認証サービスに紐付いた民間事業者のIDの利活用に関する課題と対応を整理する。

### ⑥ 生体認証等の暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

マイナンバーカードの署名用電子証明書については、専用アプリにより、顔認証技術を活用した暗証番号の初期化・再設定手続をコンビニエンスストアで行うことができるようにする。システム整備を進め、令和3年（2021年）秋頃のサービス開始を目指す。

スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策の課題を整理し、実現に向けた検討を進める。

---

<sup>20</sup> スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。

## ⑦ eKYC 等を用いた民間取引等における本人確認手法の普及促進

デジタル空間での安心・安全な民間の取引等において必要となる本人確認について、公的個人認証サービス（JPKI）の利用に加え、安全性や信頼性等に配慮しつつ、具体的な課題と方向性を整理し、簡便な手法の一つである eKYC<sup>21</sup>等を用いた本人確認手法の普及を促進する。

## （5）データセンターの最適化の実現

政府等が利用するデータセンターについては、各府省庁等がそれぞれ独自のオンプレミスシステムを整備・管理している現状から脱し、デジタル庁が中心となって、用途に応じた適切なクラウドサービスを活用するとともに、民間企業・サービスにおけるデータセンター活用も含め、再生可能エネルギーの利用等を通じた温室効果ガスの排出削減によりグリーン社会を実現する観点、災害等の緊急事態の発生時においても重要な国民向けサービス等の提供が滞ることがないようにあらかじめ万全の備えを行う事業継続計画（BCP）の観点、サイバー攻撃等から国民生活や経済活動の基盤となる重要な情報資産等を守るセキュリティの確保の観点から、段階的にデータセンターの立地環境の最適化を図る。また、同時に、高度にセキュアで環境にも優しい分散型クラウド関連技術に関する研究開発を推進し、その成果を活用することで更なる高度化を図る。

## （6）情報通信インフラの整備

新型コロナウイルスの感染拡大により外出が制限される緊急事態において、社会経済活動を維持するため、テレワークやオンライン授業など ICT による遠隔対応に依存する状況が発生した。今後のニュー・ノーマルな世界においても、こうした遠隔対応が社会に根付いていくことが想定される。

また、今後デジタル社会を形成していく上でも、高度情報通信ネットワークはデータの活用に必要な基盤となるものであることから、広く国民の利便性の向上等を図るため、「ICT インフラ地域展開マスタープラン」等に基づき、第五世代移動通信システム（5G）や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。

### ① 5G インフラの整備

5G 周波数の割り当てを受けた民間事業者の計画を合わせると、令和6年（2024年）4月時点での基盤展開率は98%となり、全国の事業可能性のあるエリア（10km 四方メッシュ単位）のほぼ全てに5Gが展開される予定である。

<sup>21</sup> electric Know Your Customer の略称。オンラインで完結可能な本人確認方法のこと。

電波が遮へいされる鉄道や道路トンネル等でも携帯電話が利用できるよう対策を行うほか、地理的に条件不利な地域への5Gエリア展開の支援等に取り組みつつ、令和5年度（2023年度）末を目途に約28万局（当初開設計画の4倍）以上の5G基地局整備を目指す。

5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度（2022年度）中にその試行を開始する。

## ② 5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの全国展開

これまでの検討や小規模実証実験の成果に基づき、令和3年度（2021年度）は大規模実証実験等を実施し、交通信号機による5Gトラステッドネットワークの在り方を提示する。

具体的には、社会実装を念頭に置いた制度・運用面の最終確認と態勢の構築、直近の利用が想定される交通管制アプリケーションにおける技術課題解決の確認、信号5Gの将来的なアプリケーション活用を見据えた技術検証等に取り組む。

令和5年度（2023年度）末までに、都市部3,000か所及び郊外1,000か所の交通信号機への5G基地局整備を目指す。

## ③ 高速・大容量通信インフラの基盤としての光通信網の整備・維持等

高度無線環境の実現に向けて不可欠な伝送路設備等の整備については、令和2年（2020年）12月に公表された「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」に基づき、令和3年度（2021年度）末までに光ファイバ未整備世帯を約17万世帯に減少させるとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。また、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を行い、令和3年（2021年）夏頃に取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。

## ④ 安全・安心で信頼できる通信インフラの確保の推進

電気通信事故の検証等を通じて、電気通信事業者等と連携し、大規模災害の発生時等においても、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。

## ⑤ Beyond 5Gに向けた検討

Beyond 5G の早期かつ円滑な導入と我が国の国際競争力強化に向けて令和2年（2020年）6月に策定した「Beyond 5G 推進戦略」に基づき、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」及び「Beyond 5G 新経営戦略センター」を活用して、産学官が連携して、研究開発戦略、知財・標準化戦略及び展開戦略を強力かつ積極的に推進する。

令和12年（2030年）頃からのBeyond 5G展開に向け、最初の5年を「先行的取組フェーズ」と位置づけ、我が国の強みを最大限活かした集中的取組を実施する。

令和7年（2025年）に開催される大阪・関西万博の機会に「Beyond 5G ready ショーケース」として成果を世界に示し、その後のグローバル展開を加速する。

## 2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現

### （1）国民目線のUI・UXの実現

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するためには、行政において、徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出していくことが必要である。そのため、国民や地方公共団体の声を直接聴きつつ、マイナポータルなど特に多くの国民が利用する国の情報システムについて、行政手続を簡易に行えるようにする観点等から、UI・UXの抜本的な改善を図る。

#### ① マイナポータルの抜本的改善

マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものである。そのため、利用者の満足度の抜本的改善を目指して、マイナポータルのUI・UXの抜本的改善について次の事項を検討し、令和3年度（2021年度）中に実施するとともに、令和4年度（2022年度）以降も継続的に改善に取り組む。

#### ア マイナポータルのUIの全面的な点検・改善

機能ごとにプロトタイプを開発・確認しつつ、アジャイル開発により改善を推進する。なお、パソコン、スマートフォン双方とも特性に応じたUIを実現する。

#### イ 全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実現

マイナポータルに地方公共団体との接続機能等を実装し、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続を実現する。

## ウ 自動入力機能の実現等

自己情報取得、お知らせ取得、民間送達情報取得 API 等との連動を図ることにより、申請項目を自動入力することができる機能を実現するとともに、地方公共団体が各種入力制御の設定を行える機能を実装する。

## エ 標準様式のプリセット

地方公共団体の主要な行政手続等（子育て、被災者支援等）については、マイナポータルに標準様式を順次プリセットする。

## オ マイナンバーカードによる利用者認証の追加

希望する利用者が、マイナンバーカードの公的個人認証により、過去の申請内容を活用できる機能等を実装する。

## カ 各業務システムとの連携処理の実現

地方公共団体の業務システムと連携しやすい申請受付データファイル等を実現し、また、業務システムの統一・標準化等に対応し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までのオンライン化・デジタル処理を実現する。

このため、マイナポータルは、必要な IF 仕様、API 仕様、データ仕様等を作成・提供し、これらが地方公共団体のシステムに反映されるよう取り組む。

## キ あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等をスマートフォンから可能に

国・地方とも、あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等が、スマートフォンから簡単・迅速に完結できるよう、対応を各府省庁・地方公共団体に要請する。

## ク マイナポータルで閲覧できる情報の順次拡大

マイナポータルで閲覧できる情報を順次拡充する（健診・検診情報、薬剤情報、医療費通知情報、就労関係情報等）。

## ケ 利便性の向上に資する手続の早期オンライン化

令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。

このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。

## ② 政府ウェブサイトの標準化・統一化

必要な情報に誰もが素早くアクセスできるように、各府省庁のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図る。令和3年（2021年）秋までに、各府省庁のウェブサイトのデザイン原則案を策定し、今後設置予定のデジタル庁ウェブサイトにおいて当該原則案の検証を実施する。

## ③ 国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みの活用

デジタル改革に関する国民の声を広く聴くための仕組みである「デジタル改革アイデアボックス」を積極的に活用して、徹底した国民目線でデジタル改革を進める。

情報システムに関する国と地方公共団体との連携を強化するため、地方公共団体の情報システムの在るべき姿について、現場の業務や技術面から検討に参加する全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「デジタル改革共創プラットフォーム」を積極的に活用する。

## (2) 公共フロントサービスの提供（ワンストップサービスの推進等）

国民の利便性の向上を図る観点から、行政手続のワンストップ化を推進する。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

### ① 子育てワンストップサービス等の推進

令和3年度（2021年度）以降順次、各手続のオンライン申請に係る標準様式を作成し、マイナポータルへの事前登録を行い、地方公共団体の負担軽減を図る。

また、マイナポータルにおいて、保育所等入所申請に必要な就労証明書のデジタル化対応や障害児施策へのワンストップサービスの拡充等を図る。

「子育てノンストップサービス」について、令和2年（2020年）3月に公表したロードマップ<sup>22</sup>に基づき、児童手当の各種手続の見直しを検討するとともに、まずは定期の予防接種等を対象に令和5年度（2023年度）からの全国展開に向けて取り組む。また、保育や乳幼児健診その他の手続についても検討を進め、妊娠期から就学前まで切れ目なく最適なタイミングでサポートする環境の実現を図る。

<sup>22</sup> 「子育てノンストップサービスの実現に向けたロードマップ」（令和2年3月31日子育てノンストップ実務者会合）

## ② 介護ワンストップサービスの推進

令和2年（2020年）12月にオンライン申請の申請フォームのひな形を作成し、マイナポータルのぴったりサービスへのプリセットを実施したところであり、令和3年度（2021年度）以降も、申請フォームのひな形の周知等により、地方公共団体での導入促進を図るとともに、介護支援専門員等への周知を通じて利用促進を図る。また、申請フォームのひな形についても、地方公共団体等の意見を取り入れながら必要に応じて見直しを行う。

## ③ 引越しワンストップサービスの推進

地方公共団体の手続に関しては、転出証明書情報の事前通知に係る制度改正を踏まえ、令和3年度（2021年度）に関係府省庁や地方公共団体等の協力の下、地方公共団体における事務フロー及び必要な準備作業等を取りまとめた上で、地方公共団体に対して周知を行う。令和4年度（2022年度）には、全地方公共団体においてオンラインによる転出届・転入予約が可能なサービスを開始することを目指す。

民間手続に関しては、住民本人の変更後の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等の署名検証者への提供に関する制度改正を踏まえ、令和3年度（2021年度）に政省令等を整備し、令和4年度（2022年度）にサービスを開始することを目指す。

## ④ 死亡・相続ワンストップサービスの推進

平成31年（2019年）4月に取りまとめた実現方策<sup>23</sup>等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

- ・デジタル庁は、戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、令和3年度（2021年度）中に法務省及び関係府省庁とともに検討を行う。
- ・地方公共団体が設ける死亡に関する総合窓口である「おくやみコーナー」については、設置支援ツールの整備や活用方法を盛り込んだガイドラインを策定する。今後、課題等を整理し、順次改善や周知等を行うことで設置を推進する。
- ・死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、令和3年度（2021年度）内に課題を整理の上、速やかに対応する。

<sup>23</sup> 「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ 2018」（2019（平成31）年4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

## ⑤ 社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオンリー化の推進

従業員のライフイベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続については、令和2年（2020年）11月から開始したマイナポータル<sup>1</sup>のAPIを活用したオンライン・ワンストップ化の対象機関や対象手続を順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続を行うこと（社会保険・税手続の新たな提出方法）について環境整備を行い、まずは金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、令和4年（2022年）1月提出分から対応できるよう、金融機関等と連携を図る。また、クラウド提出済のデータを確定申告等において利活用することを検討し、令和5年（2023年）1月以降の実現を目指す。さらに、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度（2022年度）以降の対象拡大に向けて検討を進める。

また、公的年金、私的年金を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算 Web<sup>2</sup> について、令和4年（2022年）4月の運用開始を目指し、令和3年度（2021年度）前半に開発、同年度後半にテスト（運用実験）を行う。

さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から民間事業者への処分通知等について、デジタル化の課題や方策等を検討し、令和3年度（2021年度）以降、順次デジタル化対応を目指す。

## ⑥ 法人設立関係手続のワンストップサービスの実現

令和3年（2021年）2月から開始した定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、GビズID<sup>3</sup>の発行等の取組について、定期的に取り組状況を検証し、令和3年度（2021年度）を目途に見直しを行い、必要な措置を講ずる。

## ⑦ 旅券（パスポート）申請のオンライン化

旅券（パスポート）の申請について、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータル<sup>1</sup>を利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能<sup>4</sup>を活用する。また、マイナポータル<sup>1</sup>を利用し、令和6年度（2024年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書<sup>5</sup>を利用した戸籍謄抄本の添付の省略を検討する。

## ⑧ 在留申請のオンライン化

在留外国人本人による在留関係手続のオンライン化について、将来の在留カードとマイナンバーカードの一体化も踏まえ、在留カードによる申請ではなく、民間のオンライン



サービスに提供するマイナポータル API を活用するなど、マイナンバーカードによる申請について令和3年度（2021年度）中の実現を目指す。

### ⑨ 入国手続等のオンライン化

日本への入国等に係る一連の手続をオンライン化する。具体的には、利用者の利便性の向上を図るため、査証の申請、検疫・入管・税関の入国手続、出国時の必要書類の管理を本人のスマートフォンを通じて行えるようにすることも含め検討する。

## (3) オープンデータの推進

公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進してきたところであり、今後のデジタル社会の形成に当たっても、国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組である。このため、国及び地方公共団体等において、オープンデータ・バイ・デザイン<sup>24</sup>の考え方にに基づき、公共データの公開及び活用を進める。

各府省庁は、行政保有データを利用者が活用しやすい形で公開するために、行政手続及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講ずる。この際、保有するデータとその公開状況を整理したリストを公開することで、利用者のニーズを把握した上で、ニーズに即した形でのデータの公開に取り組む。

デジタル庁は、各府省庁の取組について必要な助言を行うとともに、地方公共団体によるオープンデータの取組に関し、専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な取組事例や手引き等の提供、人材育成ツールの提供等を行う。

## (4) 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト管理の実施等

デジタル庁は、デジタル庁設置法第4条第2項第15号<sup>25</sup>に基づき、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、情報システム整備方針を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等（費用対効果の精査、クラウドサービスの利用、アクセシビリティの確保等）や、デジタル社会の共通機能の要件等（ガ

<sup>24</sup> 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

<sup>25</sup> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第14条及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律附則第12条による改正後（令和3年（2021年）9月1日施行）

バメントクラウド、ガバメントネットワーク、ID・認証機能等の活用、データ連携のための標準仕様等)を提示する。

その上で、デジタル庁は、情報システム整備方針に基づいているかという観点から、国等の情報システムの一元的なプロジェクト管理を実施する。具体的には、各府省 PMO と連携し、年間を通じて、予算要求前、予算要求時、予算執行時のプロジェクトの各段階においてレビューを行うとともに、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上<sup>26</sup>、管理していく。これらの取組を着実に推進することで、令和2年度(2020年度)時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、令和7年度(2025年度)までに3割削減することを目指す。

また、デジタル庁は重要な情報システムを自ら整備・運用することとし、安定的・継続的な稼働を確保するために必要な検証・監査を実施する。

なお、デジタル社会の形成に係る調査研究、実証、交付金等の予算(国の行政機関の情報システムの整備及び管理に向けたものを除く。)に関しては、デジタル庁が重要と判断するものについて、要求時や執行段階に重点計画に沿った内容であるか評価・検証を行う枠組みを令和3年度(2021年度)中に検討する。令和4年度(2022年度)予算要求については、必要に応じ、準公共分野及び相互連携分野に係るものなど、デジタル庁が重要と判断するものについて、本計画に沿った内容であるか評価・検証を実施する。

## (5) 国の情報システムの整備・管理

デジタル庁は、国民・事業者の利便性の向上を図るため、国の情報システムの統括・監理等により、政府情報システムの統合・一体化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する。また、各府省庁の情報システムに関する情報(契約額、プロジェクトの進捗等)を集約するための仕組みを構築し、国の情報システムの統括・監理の実効性の確保を図る。

各府省庁が情報システムを整備する際は、特に以下の点に留意することとする。

### ① プロジェクトの適切な推進・管理

情報システムの整備・運用に当たっては、委託事業者任せにするのではなく、専門人材の採用等によって行政機関内部の体制を整備し、自らプロジェクトを適切に推進・管理す

<sup>26</sup> 令和3年度(2021年度)の情報システム関係予算は約8,300億円。「①デジタル庁システム」及び「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」に係る予算については、令和3年度(2021年度)予算からデジタル庁に一括計上したところであるが、「③各府省システム」に係る予算についても、令和4年度(2022年度)予算からデジタル庁への一括計上の対象とする。特別会計、特定財源により整備された情報システムの予算の取扱いについては、令和3年(2021年)中に結論を得る。

る。

デジタル庁は、優秀なエンジニア人材等も採用し、情報システムの仕様書の作成や設計を自ら行うとともに、開発・運用段階においては適切なベンダーマネジメントを実施する。さらに、プロジェクトを推進するチームとは別に、専門知識を有する人材が中心となって、プロジェクトの進捗管理やシステムの品質管理を行うとともに、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に安定的・継続的な稼働の確保等の観点から検証・監査を実施する。

## ② 業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進

情報システムの整備に当たっては、サービス設計 12 箇条<sup>27</sup>に基づき利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討する。

また、政府情報システムの運用等経費の削減を着実に推進するため、システム要件や業務要件の精査を実施し、費用削減の努力を徹底する。

## ③ 行政手続のデジタル化の推進

各府省庁は、「デジタル・ガバメント実行計画」に従って情報システムの整備等を行う。国民等向けサービスに係る情報システムについては、利便性の向上の観点から、次を原則とする。

- ・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則 24 時間 365 日対応を可能とする。併せて、手数料の納付等についてもオンライン化を推進する。
- ・UI・UX の向上を図る観点から申請情報の自動入力を実現するため、マイナンバーカードの IC チップに搭載された券面事項の入力補助 AP (アプリケーション) 等を活用する。
- ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルや e-Gov 等を活用する。
- ・申請受付機能・業務システム・関連システム間の連携については、業務の効率性の向上を追求し、デジタルで完結させる。

<sup>27</sup> 「デジタル・ガバメント実行計画」において示されている、利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となる以下のノウハウのこと。

第 1 条 利用者のニーズから出発する

第 2 条 事実を詳細に把握する

第 3 条 エンドツーエンドで考える

第 4 条 全ての関係者に気を配る

第 5 条 サービスはシンプルにする

第 6 条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第 7 条 利用者の日常体験に溶け込む

第 8 条 自分で作りすぎない

第 9 条 オープンにサービスを作る

第 10 条 何度も繰り返す

第 11 条 一遍にやらず、一貫してやる

第 12 条 情報システムではなくサービスを作る

#### ④ 共通的な認証・署名の利用

各府省庁による認証・署名機能の利用については、次を原則とする。

- ・個人の電子署名については、マイナンバーカードによる電子署名
- ・個人の電子認証については、マイナンバーカードによる電子利用者証明
- ・法人の電子署名については、商業登記電子証明書等
- ・法人の電子認証については、Gビズ ID

公的個人認証サービスの民間利用の拡大を推進する。また、個人の署名・認証に利用するアプリケーションについては、独自構築による乱立を避けるため、マイナポータル AP（アプリケーション）の活用を原則とする。

#### ⑤ データ連携の推進

各府省庁の業務、情報システムにおいては、国民・事業者の利便性、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンスオンリーを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とする。

各府省庁共通の枠組みとしてベース・レジストリの整備を前提とし、ベース・レジストリの指定状況を踏まえて、ベース・レジストリの活用を想定したシステムの拡張性確保を追求することとする。特に、デジタル庁における先行プロジェクトとして進められるものについては、この活用を原則とする。

また、情報システムの整備に当たって、データの相互運用性を確保するため、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。具体的には、行政基本情報連携モデルや「文字環境導入実践ガイドブック28」の適用を原則とする。

公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープン・バイ・デフォルト原則に基づき、個人情報保護に十分配慮しつつ、ニーズの高いものからシステムの新規整備・更改の際に API を公開又は提供することを原則とする。

令和6年（2024年）からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名の法制化を図る。具体的には、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第73条の規定を踏まえ、行政手続において平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を識別することができるようにするため、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とすることを含め、同法の公布（令和3年（2021年）5月19日）後1年以内を目途として、具体的な方策について検討を加え、その結果に基づき法案を国会に提出する。

<sup>28</sup> 2019年（平成31年）3月28日 IT 総合戦略室

## ⑥ 共通基盤の活用

クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とする。この際、単にシステムを整備することを目的化せず、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底する。

ネットワークについては、独自のネットワークの採用又は維持を避けて費用節減を追求し、今後整備されるガバメントネットワーク等の共通基盤の活用を原則とする。

また、上記以外のデジタルインフラ（政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等）等についても、その実装状況を踏まえつつ、共通基盤の徹底した利用を原則とする。

## ⑦ 補助金等による情報システムの整備

補助金等による独立行政法人等の情報システムの整備に当たっては、上記に準じて検討する。また、地方公共団体に情報システムの整備を求める場合には、これに係る事務の性質に応じ、上記に準じて検討し、統一・標準化が可能な部分については標準仕様の提示や共通的な整備を行った上で、地方公共団体に必要な支援を実施するなど、全体として効率的・効果的な情報システムの整備を進める。

## (6) 独立行政法人の情報システム

デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの効率化、国、独立行政法人等の相互の連携を確保するための基盤の構築等について、情報システム整備方針に盛り込む。

令和3年度（2021年度）からは、主務大臣が独立行政法人に対して目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

また、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。

なお、独立行政法人の情報システムのうち、緊急的な整備が必要なもの、重要なシステムの整備に当たっては、必要に応じてデジタル庁が技術的助言等の支援を実施する。

## (7) 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化

### ① 裁判関連手続のデジタル化

民事手続については、適正迅速な裁判の実現を図るため、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（web会議・テレビ会議の導入・拡大等）及びe事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指す。そのため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。

- ・現行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）のもと、web会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用を拡大し、さらに準備書面等の電子提出の運用開始を目指す。
- ・令和4年（2022年）中の民事訴訟法等の改正を前提として、早ければ令和5年度（2023年度）から非対面での口頭弁論期日の運用を開始するとともに、令和7年度（2025年度）中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にすることを目指す。

刑事手続については、関与する国民の負担軽減や円滑・迅速な実施を図るため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、電子データによる書類の作成・管理、令状の請求・発付を始めとする書類のオンラインによる発受、オンラインを活用した公判など、捜査・公判において情報通信技術を活用する方策について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」での検討を進め、令和3年度（2021年度）内を目途に取りまとめを行うほか、IT先進国を含む諸外国における法制・運用の状況について調査を行うとともに、刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となるシステム構築を含めたIT基盤の整備に向けた取組を推進する。

## ② 警察業務のデジタル化

警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化と警察情報管理システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

- ・運転者管理システムについては、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備した上で、令和5年（2023年）1月には一部の都道府県警察において運用を開始し、令和6年度（2024年度）末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・運転者管理システム以外の警察情報管理システムについても、順次、共通化・集約化を進める。

## ③ 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化

我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、複数の分野の一体運用を可能とする港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」の整備を進める。

このうち、港湾管理者<sup>29</sup>が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。

また、港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させることにより港湾の計

<sup>29</sup> 地方公共団体又は地方公共団体が単独若しくは共同で設立する港務局

画から維持管理・利用までの適切なアセットマネジメントを図る港湾インフラ分野について、令和4年度（2022年度）の稼働を目指し、国、民間事業者といった港湾インフラの整備・保全に関与する他の主体の保有する情報と連携して、港湾台帳等の既存のデータの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システム的设计・構築を進める。

加えて、後掲（9）⑥の港湾物流分野のデジタル化とあわせ、令和5年度（2023年度）以降の三分野一体運用を目指す。

## （8）準公共・民間分野のデジタル化の推進の方向性

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きい準公共分野として、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業（スマートフードチェーン）」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の7分野を指定する。これらの分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっており、こうした各主体が連携した取組を講じることで、国民目線で一貫性のある効果的・効率的なサービス提供を図っていくことが求められる。

また、業種を超えた情報システム間の相互の連携が重要な相互連携分野として、「電子インボイス」、「契約・決済」、「スマートシティ」の3分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係るプラットフォーム・ビジネスに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

準公共分野の情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、情報システムの連携のための標準の整備方針（標準に係る整備方針）を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

また、準公共分野及び相互連携分野<sup>30</sup>については、令和3年度（2021年度）中に、①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援するためのプログラムの創設について検討する。当該支援プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係

<sup>30</sup> 準公共分野及び相互連携分野として指定する分野は、デジタル社会形成基本法の施行の日（令和3年（2021年）9月1日）の前日までの間、官民データ活用推進基本法第23条第3項に基づく重点分野（特に重点的に官民データ活用の推進を図るべき分野）として指定されたものとする。

府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討を進める。

あわせて、国・地方公共団体・民間事業者間で円滑なデータ連携を実現するためのプラットフォームの構築に向けた取組を進める。その際、データ流通を阻害する要因を除去するルールをデータ戦略タスクフォースにおいて整理した上で、プラットフォームの構築に向けた取組の中でルールの具体化を図る。

## **(9) 準公共分野のデジタル化の推進**

### **① 健康・医療・介護**

医療福祉分野においては、利用者数の急増が見込まれる中、必要となる就業者数も平成30年（2018年）の826万人（就業者全体の約8人に1人）から令和22年（2040年）には最大1,070万人（約5人に1人）へと大幅に増加する見通しであり、担い手不足の観点からも、デジタル化とデータの利活用や担い手の負担軽減は重要な課題である。

また、平均寿命が年々延びる中で個人が望むライフスタイルを継続させるためには、診断・治療に加えて疾病の予防が重要となるため、個人が自身の健康や医療に関する情報を簡易に記録、管理し、自身の健康管理や診断・治療に関わる医療機関等に必要に応じて共有できるようにすることが重要である。

なお、個人の健康・医療・介護に関する情報は、本人の他に医療機関や介護事業者、地方公共団体等が保有する一方で、個人向けのPHR<sup>31</sup>サービスを民間事業者等が提供している状況にあり、個人が最適なサービスを選択できるよう、また、これまでの紙の診療情報提供書（紹介状）等に替わるよう、情報の連携の在り方について検討する必要がある。

さらに、医療、介護については、それぞれの制度に基づきレセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報等がデータベースとして蓄積され、各データベースを連結して解析することが可能となるなどその効果的な活用の取組が進んでいるが、更に効果的な活用に関する取組も進める必要がある。

### **ア 個人の健康・医療情報の記録・管理、医療機関等への共有**

PHRについて、健診・検診データの標準化を進めるとともに、令和4年度（2022年度）早期から対象となる健診等を順次拡大し、運用する。

また、特定健診情報やレセプトに基づく薬剤情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて、感染症、災害、救急等の対応に万全を期すためにも、特定健診情報は遅くとも令和3年（2021年）10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は令和3年（2021

---

<sup>31</sup> Personal Health Recordの略称。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。



年) 10 月から本格運用を開始するとともに、対象となる情報<sup>32</sup>を拡大し、令和 4 年 (2022 年) 夏を目途に運用を開始する。

## イ 最適なサービス選択のための情報連携

個人、保険者、医療機関等、国、地方公共団体、民間事業者 (PHR サービスを提供する民間事業者を含む。)等がオンライン資格確認等システム等の既存のシステムを活用・拡充し、健康・医療・介護関連データの連携・活用を実現するためのプラットフォームを整備し、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充を検討する。

## ウ レセプト情報の活用

レセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB : National Database) と介護保険総合データベース (介護 DB) を連結して、解析することができるようにするなど、令和 2 年度 (2020 年度) から連結解析を本格稼働するとともに、行政、保険者、研究者、民間事業者など幅広い主体の利活用を可能とした NDB・介護 DB について更なる利活用を推進するため、NDB と介護 DB を連結したデータのサンプルデータについても、研究等のニーズもくみ上げつつ、オープンデータとして公表することを今後検討していく。

また、上記の NDB と介護 DB の連結解析に加え、保健医療分野の他の公的データベース<sup>33</sup>との連結解析については、関係者間各データベースの法的・技術的課題を解決した上で、連結解析に向けた検討を進める。加えて、NDB については、行政、研究者、民間事業者等によるデータ利活用をより推進し、データの価値を国民に還元できるよう、保健医療分野のみならず、国民生活に関するデータとの連結解析についても上記の観点と同様に検討する。

## エ オンライン診療の推進

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等の状況を踏まえ、医療機関の受診が困難になったことに鑑み、令和 2 年 (2020 年) 4 月から実施されている電話や情報通信機器を用いた診療・服薬指導等の時限的・特例的な対応<sup>34</sup>について、国民に対する丁寧な周知を図りつつ、医療機関や薬局等における着実な実施を推進する。

時限的・特例的な対応の後には、オンライン診療を幅広く適正に活用するため、初診からの実施は原則かかりつけ医によるとしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合にも認める方向で具体案を検討する。

<sup>32</sup> 薬剤情報に加えて、手術等の医療情報。

<sup>33</sup> DPC データベース、全国がん登録データベース、指定難病患者データベース・小児慢性特定疾病児童等データベース。

<sup>34</sup> 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和 2 年 4 月 10 日厚生労働省事務連絡)

## オ ICT やアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応について

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）や医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検討を進める。

G-MIS について、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を構築する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。

また、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を通じて感染拡大を防止するとともに、ワクチン接種記録システム（VRS）やワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を活用し、効率的かつ着実にワクチン接種を実行する。

令和4年度（2022年度）中に、広域災害救急医療情報システム（EMIS）について、G-MIS との連携を踏まえたシングルサインオンへの対応や医療機関 ID への対応等、医療機関の負担軽減のため EMIS に必要な見直しを行い、緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装する。

また、ICT やアプリを活用した医療サービス等の効率性の向上、医療従事者の労働時間の一元的な管理のデジタル化について検討する。

## ② 教育

GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末環境を前提として、教育再生実行会議の提言<sup>35</sup>も踏まえ、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大と同様の事態の発生に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を展開することが必要である。

### ア 教育現場におけるデータの利活用の促進

<sup>35</sup> 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議）

全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。児童生徒一人一人の ID については、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサル ID や認証基盤の在り方を検討する。

また、全国の学校で CBT を活用した学習診断等ができるプラットフォーム（MEXCBT）の活用を促進することで、学びの変革を推進するとともに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関する手引等を策定し、保護者への周知をはじめ更なる利活用を促進する。

さらに、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、関係府省庁間で検討し、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだロードマップを提示する。

## イ 教育ビッグデータの利活用に向けた環境整備

教育ビッグデータのデータ収集のために行われる教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化やデータの相互運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、校務支援システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について具体的な対応方策や課題等を整理する。

研究結果のみならず現場での教育実践の好事例も取り込んだ、教育政策や学校現場の実践の改善に資するエビデンスについてプラットフォームの構築に向けた検討を進める。その際に、想定される利用目的や利用者層、横展開の観点等を踏まえたデータの構成の実現を目指す。

## ウ 対面とオンラインのハイブリッドによる学びの実現

令和6年度（2024年度）を見据え、制度上の位置付けや財政負担も考慮した上で、デジタル教科書の今後の在り方を明確にするとともに、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）との連携を推進する。

また、先端技術（AR・VR やセンシング技術等）や教育データを効果的に利活用できるよう、教育現場と企業・研究機関等との協働による実証を行うとともに、社会の多様な人材が現場に参画できるよう、特別免許状の見直し（民間企業での勤務経験など多様な経歴の評価等）を図る。

さらに、高等学校においては、遠隔授業の単位数上限（36単位）の算定方法の弾力化の周知と併せ、遠隔授業を実施する際に、受信側の教室における教師以外の者による学習支援を特例的に可能とする受信側の体制の在り方について実証研究を進める。

### ③ 防災

災害に効果的・効率的に対応するためには、テクノロジーの活用が不可欠である。消防・防災対応における AI・ロボットの活用や、データの活用によるシミュレーションの高度化を図っていくほか、災害発生時に、官民の様々な組織が統一的な状況把握のもとでの確に対応するため、避難から救援、復興支援に至るまで、関連情報について組織を超えたデータ連携を実現するためのプラットフォームを構築する。また、被災者それぞれの状況に応じた支援を迅速に提供するため、マイナンバーカードの更なる活用を含めた情報システムの高度化を図る。

#### ア 防災関係プラットフォームの構築

災害発生時に、様々なデータを集約し、それを必要とする組織に提供するシステムについては、内閣府において総合防災情報システムが運用されているほか、SIP 第1期(平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度))で研究開発が進められた「SIP4D<sup>36</sup>」があるところ。今後、内閣府において、関係省庁と連携し、災害時に関係者間で共有すべき基本情報の設定(防災分野のベース・レジストリ化)や、業務の遂行に係る標準ルールの整備を行い、SIP4D等のシステムの役割や在り方を再度整理し、情報集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等を可能とする新たなシステムの構築を含む防災情報のデータ連携のためのプラットフォームを令和7年(2025年)までに整備する。

その際、これまで災害発生時にのみ運用されてきた情報システムを平時から稼働させることも目指し、運用の定着化を図る。

#### イ クラウドを利用した被災者支援のための仕組みの構築

令和3年度(2021年度)中に、市町村が共同で利用できるクラウド上で、住民情報をはじめとする被災者関係情報を災害時に取り込み、当該情報同士を連携させることにより、被災者支援のための活動を効率化する仕組みを構築し、令和4年度(2022年度)以降に市町村に展開する。

また、この仕組みを利用して、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付も可能とする。

また、発災後の支援金等の給付の在り方についても、デジタル技術を活用して迅速に実施できる仕組みを検討する。

<sup>36</sup> 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」(通称:SIP)の一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所(防災科研)と株式会社日立製作所が、平成26年(2014年)より共同で研究開発を進めてきた、基盤的防災情報流通ネットワークのこと。SIP4Dは災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

## ウ 被災者生活再建支援データベースの整備

各行政機関の提供する個人向け・行政機関向け生活再建支援制度の情報を集約し、行政機関・被災者それぞれが一元的に入力・検索・参照可能なデータベースを令和3年度(2021年度)中に構築する。

## エ 物資調達・輸送調整等支援システムの高度化

物資調達・輸送調整等支援システムについて、各都道府県がそれぞれ使用している防災情報システムの入力情報を自動で取得する機能を追加する等の機能強化や、地方公共団体の要望を踏まえた在庫管理機能の改善等を令和3年度(2021年度)までに行い、災害発生時の物資支援の更なる高度化を図る。

## オ 被災者生活再建支援制度の支給申請における添付書類の不要化・電子化

被災者生活再建支援金支給事務の添付書類の省略化・電子化について、被災者生活再建支援法人等と調整を行い、更なる添付書類の不要化・電子化を目指す。

## カ SIPにおける研究開発の推進

SIP第2期(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))において、AIを活用し、一人一人の状況に応じて適切な避難行動を促す情報を提供するとともに、住民等から現地の災害情報を収集する防災チャットボットや、衛星データを活用して広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための仕組みの研究開発を進める。

## ④ モビリティ

我が国は、世界的な競争下にある自動運転に関し、官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。今後は、デジタル社会の進展に伴いモビリティの将来の姿を継続的に検討しつつ、自動運転技術の社会実装を推進するとともに、IoTやAI等を駆使した鉄道、バスといった公共交通とのシームレスな連携により、モビリティサービスと自動運転技術とを融合させていくことが重要である。また、ドローンや自動配送ロボットなど、新たなモビリティの社会実装に向けた取組も進んでいる。これらにより、地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。

## ア ITS(高度交通システム)

官民ITS構想・ロードマップ(令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推

進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、令和12年(2030年)に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。特にモビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。

## イ 3次元空間 ID

自動運転車やドローン等が、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を可能とするためには、3次元地理空間情報や気象状況、交通状況などのリアルタイム情報等を機械可読な形で流通させる基盤が必要となる。そのため、実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間 ID」の整備について検討し、実空間の多様なデータ連携を推進する。

## ⑤ 農業・水産業（スマートフードチェーン）

高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続可能な発展に向けた競争力の強化や生産者の所得向上を実現するためには、農業・水産業分野における DX を推進し、多様な情報の利活用に基づいた食料生産、加工・流通等を展開することが不可欠である。

このため、農業機械等から得られるデータの連携に向け、データの利用条件等を整理したオープン API 整備に関するガイドラインに基づき、実装に向けて取り組むとともに、農業データ連携基盤（WAGRI<sup>37</sup>）に対する民間事業者のニーズや農業現場におけるデータの活用状況等の分析を行った上で、スマートフードチェーンなどの隣接領域との連携等について検討を進める。このほか、水産分野においてもデータ利活用を推進するための環境整備を継続する。

また、これらと関連する行政分野においてもデジタル化を推進することで、現場と行政が切れ目なくつながり、行政手続に係る生産者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省における共通申請サービス（eMAFF）の構築等に取り組む。

## ⑥ 港湾（港湾物流分野）

AI 技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、「サイバーポート」及び「ヒトを支援する AI ターミナル」を実現する。

<sup>37</sup> 環境データや作物情報、生産計画・管理、技術ノウハウ、各種統計など、幅広い農業データをつなぐ連携基盤であり、平成31年(2019年)4月から本格稼働。

## ア 「サイバーポート」の整備

令和3年(2021年)4月に第一次運用を開始した、現状、紙、電話、メール等で行われる民間事業者間の物流手続を電子化し、港湾管理者等が保有する各種港湾情報と連携することによる港湾物流の生産性向上等を実現する「サイバーポート」(港湾物流分野)について、NACCS<sup>38</sup>との直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。

## イ 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現

セキュリティを確保した非接触型の効率的なデジタル物流システムを構築するため、サイバーポートと連携し、搬入票の電子化によるゲート処理の効率化等を図る CONPAS<sup>39</sup>について、令和3年(2021年)4月から本格運用を開始した横浜港南本牧ふ頭に続き、阪神港等への横展開等を図る。

このほか、AI等を活用し、コンテナ蔵置場所の最適化、熟練技能者の暗黙知の継承、荷役機械の遠隔操作化、コンテナダメージチェックの効率化等の「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進める。

令和5年度(2023年度)中に、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指す。

## ⑦ インフラ

フィジカル空間(現実空間)の事象をサイバー空間(仮想空間)に重ね合わせていく取組は、国土強<sup>じん</sup>靱化に資する各種インフラの維持・管理を効率化するだけでなく、利用者の視点で分野を跨がったデータ連携を進め、新たな価値を生み出していく観点からも重要である。

国土交通省において、国土に関するデータ、経済活動、自然現象に関するデータを連携させ、分野を跨いだデータの検索や取得を可能とするデータ連携基盤として「国土交通データプラットフォーム」を、令和4年度(2022年度)までに構築することを目指し、要素技術の一般化や実装を進め、国土交通省以外のデータとの連携拡大に取り組む。この取組を中心に、関係府省庁、地方公共団体、鉄道・電力・ガスなどの民間事業者が保有するインフラデータを連携させる枠組みとして、内閣府において「連携型インフラデータプラットフォーム」の構築を進める。令和3年度(2021年度)までに府省庁及び主要な地方公

<sup>38</sup> Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムのこと。

<sup>39</sup> Container Fast Passの略称。コンテナターミナルにおけるゲート処理及びヤード内の荷役作業の効率化やセキュリティの向上を目的とした港湾情報システムのこと。

共同体・民間企業のデータプラットフォーム間の連携のための環境を整備し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。

## (10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化

### ① 相互連携分野のデジタル化の推進

#### ア 電子インボイス

民間事業者間の請求等に関するプロセスのデジタル化が必ずしも十分ではなく、また、システム間でのデータ連携が円滑に実施されないことが、中小・小規模事業者をはじめとする事業者のバックオフィス業務や事務処理の負担となっている。

このため、インボイス制度に移行する令和5年（2023年）10月を見据え、会計・業務システム間でのデータ連携を実現することにより事業者の負担軽減と効率化を図る観点から、官民連携の下、グローバルな標準規格をベースに「電子インボイス」に関する標準仕様を策定する。デジタル庁は標準仕様の管理者となり、関係府省庁と連携の上、業務ソフト等の普及を推進する。

標準化された電子インボイスやクラウド会計ソフト等の利用による経理事務のデジタル化及び経営・財務状況の把握の高度化・リアルタイム化を推進しつつ、バックオフィスの生産性向上を図る。

また、政府調達システムについて、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

#### イ 契約・決済

電子インボイスの普及に合わせて、企業間取引の即時・多頻度の契約とそれを支える決済について、企業の会計処理に係る効率性を向上させるため、ワンストップ化するために必要なデータ標準等を実証を通じて整備するとともに、全銀 EDI システム<sup>40</sup>の利活用に向けた産業界・金融界等の取組を推進する。

また、中長期を見据えて、電子受発注システムの普及促進等による中小企業の生産性向上、資金決済システムの高度化・効率化など、契約・決済に関連する検討全体を俯瞰して全体のアーキテクチャを描いた上で、それを実現するための標準仕様の整備等に向け官民で連携して取り組む。

#### ウ スマートシティ

生活全般に跨がる複数の分野のデータについて、データを分散管理しながら連携さ

<sup>40</sup> 支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、様々な EDI 情報の添付を可能とするシステム。



せ、先端的サービスの提供を図るべく、データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目等について関係府省庁が連携して検討する。

## ② テレワークの定着による働き方改革

新型コロナウイルスの感染症対策として、多くの企業でテレワークが実施されることとなり、テレワークの役割の重要性が確認された。デジタル技術は時間と距離の制約を解放し得るものであり、テレワークは、緊急時の活用にとどまらず、働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であることから、更なる導入・定着を図ることが重要である。この認識の下、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進し、定着させていくことが必要である。

引き続き、テレワークの中小企業への導入に向けた全国的な導入支援体制の整備や専門家による無料相談など各種支援策を推進するとともに、全ての労働時間制度でテレワークが実施可能であること等を明確化し、また、労働時間の把握・管理及び健康確保について記載した、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン<sup>41</sup>」の周知を行う。

国家公務員については、非常時においても適切に行政サービスを提供できるよう、国会業務や法令業務を含め、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、「国家公務員テレワーク・ロードマップ<sup>42</sup>」に基づき、各府省庁は、令和3年(2021年)夏までにテレワーク推進計画を策定し、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。法令業務については、より効率的かつ正確な業務の実現に向け、デジタル技術を積極的に活用しつつ(法制執務業務支援システム(e-LAWS)の機能強化等)、業務フローの見直しを行う。

## ③ シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーは、消費者等の安全を守りつつ、イノベーション及び新ビジネスの創出、地域の課題解決、非常時における支援の多様化等に貢献することが期待されている。このため、サービスの安全性及び信頼性の向上を図りつつ、シェアリングエコノミーの社会への更なる浸透・定着を促進する。

具体的には、官民連携して構築したシェアワーカー及びシェア事業者の認証制度の普及を図る。また、シェアリングシティ推進協議会と連携して、防災分野におけるモデル連携協定の周知や災害発生時等のシェア事業者向け実施マニュアル等を作成するとともに、公共サービスとしての新たな活用について検討を深める。

<sup>41</sup> 令和3年3月25日厚生労働省

<sup>42</sup> 平成27年1月21日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、令和3年3月30日改定

### 3. 包括的データ戦略

フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会を実現するため、別紙「包括的データ戦略」に示す取組を進める。

包括的データ戦略は、行政機関が最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクした ID 体系の整備、ベース・レジストリ<sup>43</sup>をはじめとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化された API で連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁にその実装の司令塔となることを求めている。具体的には、デジタル庁の業務を通じて包括的データ戦略を実践していくべく、情報システム整備方針に「行政におけるデータ行動原則<sup>44</sup>」を反映させ、情報システム予算のレビューの中でその遵守状況を評価していくこと、準公共分野において包括的データ戦略に基づき付加価値の高いサービスを提供するプラットフォームが提供されるように情報システム整備方針を策定すること、相互連携分野において標準に係る整備方針の策定に当たり包括的データ戦略との整合性の確保を図ること等を求めている。重点項目として、トラスト、プラットフォーム、データ取引市場と PDS・情報銀行、基盤となるデータの整備、デジタルインフラの整備・拡充を掲げるとともに、組織の在り方や、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT<sup>45</sup>）の推進に向けた国際連携等についての方針を示しており、取組の概要は下記（1）から（7）に示すとおりである。

#### （1）トラスト

フィジカル空間をサイバー空間のデータに置き換えるためには、誰が（主体・意思）、何を（事実・情報）、いつ（時刻）というフィジカル空間の要素をサイバー空間においても「トラストの要素」として再現することが必要であり、これらのトラストを担保する基盤を確立する必要がある。

このため、個人、法人、機器といったサイバー空間の存在（=ID）の正しさの立証（審査・登録・発行・管理等）やトラストの連鎖の担保を担うトラストアンカー機能をサイバー空間

<sup>43</sup> 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

<sup>44</sup> 包括的データ戦略において、「行政におけるデータ行動原則」として、「データに基づく行政（文化の醸成）」（政策課題に対応するデータの特定、意思決定のためのデータの使用、データ視点での業務の見直し、行政によるデータ作成・提供）、「データエコシステムの構築」（活用・共有を前提としたライフサイクルに配慮したデータ設計・整備、データ標準の活用、データの品質確保、データ資産の整理）、「データの最大限の利活用」（データアクセスのルールの明確化、公開、データアクセス方法の多様化、公開、オープンデータの推進）が整理されている。

<sup>45</sup> デジタル時代の競争力の源泉である「データ」について、プライバシーやセキュリティ・知的財産などに関する課題に対処することで、国内外において自由なデータ流通を促進させ、消費者及びビジネスの信頼を強化するという考え方。

構築のための基盤機能として確立するため、国際的な相互連携も念頭に置きつつ、トラストアンカー機能やトラストサービスの提供に係る認定スキームの創設に向けた検討を進め、2020年代早期の実装を目指す。

## (2) プラットフォーム

広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム<sup>46</sup>）の構築が鍵となる。

これまでに各分野において官民が連携して進めてきたプラットフォーム構築の取組を踏まえ、「データ取扱い一般に関する共通ルール<sup>47</sup>」や「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール<sup>48</sup>」の各分野のプラットフォームにおける具体化や、データ流通を容易にするためのツール<sup>49</sup>開発と各分野のプラットフォームへの実装を進める。「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」については、ルールの具体化に当たって参照できるガイドラインを令和3年（2021年）末までに策定する。

また、分野間データ連携基盤を運用する組織として、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA：Data Society Alliance）が令和3年（2021年）4月に設立され、分野間データ連携に必要なツールとそれを提供するプラットフォームである「DATA-EX」を構築することとされたところであり、プラットフォーム構築に当たっては、DATA-EXの成果やサービスを効率的に活用していくこととする。こうしたDSAの活動に加え、デジタル庁は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（以下「DADC」という。）とともに、重点的に取り組むべき分野ごとのアーキテクチャ設計等を技術的に整理し、その知見を蓄積していく。

主要分野ごとの具体的なプラットフォームの構築としては、「健康・医療・介護分野」、「教育分野」、「防災分野」、「農業分野」、「インフラ分野」、「スマートシティ分野」を重点的に取り組むべき分野として、令和7年（2025年）までのプラットフォームの実装を目指す。

## (3) データ取引市場と PDS・情報銀行

データにアクセスし利用する権利などを設定し、公正・中立で信頼できる運営事業者がそれらの取引を仲介することにより、データ流通の活性化とダイナミックな市場形成を図

---

<sup>46</sup> 包括的データ戦略において、プラットフォームはデータ連携基盤（ツール）、利活用環境とデータ連携に必要なルールを提供するものであるとされている。

<sup>47</sup> 包括的データ戦略において、「データ提供主体／データの真正性等の運用ルール」、「データの取扱いに係る契約的な形やデータ取引ルール」、「パーソナルデータの取扱い」、「データ交換のための標準化」、「データの品質の考え方」が整理されている。

<sup>48</sup> 包括的データ戦略において、「データについての関係者の利害・関心の表明」、「意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入」、「データに関するガバナンスの構築」、「公正なデータ取引の担保」、「ロックイン防止のための仕組みの導入」が整理されている。

<sup>49</sup> 包括的データ戦略において、プラットフォームにおいては、検索のためのデータカタログ、データ連携のためのコネクタ、ID及びアクセスコントロール、ログ管理、契約支援等の機能が必要になるとされている。

るデータ取引市場について、その創設に向けたニーズ分析、データの利用条件の設定・明示の仕方、データの記述形式の標準化や契約支援機能の開発を検証する実証的な調査を行う。

また、国民起点でのサービス設計に資する観点から、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理し、活用することを可能とする PDS (Personal Data Store) や情報銀行について、地方公共団体等とのデータ連携や、データの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの実現に向けた実証・検討を行う。

これらのため、必要に応じ、前掲 2. (8) の準公共分野及び相互連携分野に係る支援プログラムにおいて、データ取引市場や情報銀行の活用についても検討する。

#### (4) 基盤となるデータの整備

##### ① ID／カタログサイト／コードの整備等

ベース・レジストリをはじめとした各種データについては、データの整備だけでなく、データを見つけやすくする仕組みや、現場や利用者に負担をかけずに運用できる仕組みの整備が重要であることから、デジタル庁は、各府省庁の保有するベース・レジストリをはじめとした基盤となるデータについて、令和 3 年度 (2021 年度) 中に、一覧性、検索性のあるカタログサイト及びデータ項目の定義を一覧にするデータ・ディクショナリ<sup>50</sup>を整備する。

また、データ間の連携を行うためには、データを分類するためのコードや、データ間をつなぐための ID が必要になることから、政府等で整備しているコード情報や ID 情報の収集・一覧化を行い、カタログサイトから検索できるようにする。この際、新たな付番管理を行い、将来的には番号登録機関 (Assigned Number Authority) の創設も検討する。

##### ② ベース・レジストリの整備の推進等

IT 総合戦略室は、令和 3 年 (2021 年) 5 月に「ベース・レジストリの指定について」を策定し、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するもの及び今後ベース・レジストリとして整備の在り方を含め検討するものの区分を設け、具体のデータを指定した。今後、関係府省庁は「ベース・レジストリの指定について」に基づき、ベース・レジストリの整備を行う。その際、それぞれのデータの整備状況や特性等を勘案し、最も適した運用形態<sup>51</sup>を検討し、整備を進める。

また、デジタル庁を中心に、個人情報など秘匿性の高いデータに対し、誰がいつアクセスした等のアクセス情報を本人が確認できるようにするなど、データ運用における利用

<sup>50</sup> 組織内のデータ項目名やその定義を一覧にし、データ定義の誤解釈や重複を防ぐ仕組み。

<sup>51</sup> 包括的データ戦略において、各府省庁等の保有するデータベース又はネットワークからキャッシュ等でデータを取得し活用する方法、ベース・レジストリカタログとの連携で活用する方法、各府省庁の保有するデータベース等からデータをマッシュアップし、新たにベース・レジストリデータベースを構築・運用する方法の 3 類型が考えられるとされている。

者の信頼性の確保を図る。さらに、API によるデータ連携を可能とするシステム整備や、目的外利用の禁止等の制度的な課題などについては、「ベース・レジストリの指定について」に基づき適切に対応し、令和7年（2025年）までの実装を目指す。

デジタル庁は、データ標準や各種ツールの整備を進め、指定されたデータを保有する各府省庁に対し必要な支援を行う。各府省庁においては、デジタル庁の整備するデータ標準への準拠、品質評価の実施、参照ルールの徹底等ベース・レジストリに適用されるルール遵守の徹底を図る。

品質向上の必要性等の観点から令和3年（2021年）5月時点ではベース・レジストリとしての指定を見送ったデータについて、品質確保の取組を講じつつ、指定に向けて引き続き取り組む。

また、ベース・レジストリのように汎用的な活用はされないものの、特定分野において社会の基盤として使われるデータや、民間部門において整備されるデータに関して、整備を推進する必要がある。準公共分野については、情報システム整備方針に従い、関係府省庁及び関係業界が連携して当該分野に必要な基盤となるデータの整備を図る。相互連携分野については、IPAのほか関連民間機関と連携し、標準に係る整備方針を策定する。

さらに、統計データを各分野のデータと容易に組み合わせて使える状態とする観点から、データを組み合わせるためのキーとなる分類やコード、データの定義等の相互運用性の確保等、データが連携しやすい環境を整備する。

### ③ データマネジメントの強化

基盤となるデータの整備、オープンデータも含むデータの生成・利活用、トラストの確保等を幅広く捉えた包括的なデータマネジメント<sup>52</sup>を推進していく必要がある。

データの生成・設計・開発の工程に関しては、政府システムの開発の手順を示した標準である政府標準ガイドライン群<sup>53</sup>のほか、デジタル庁が整備するデータ標準やデータ品質管理フレームワークを積極的に活用する必要がある。また、令和3年（2021年）3月に「環境省データマネジメントポリシー」が策定され、同ポリシーに基づく行政データ連携の推進や保有データのオープン化の取組が進められているところであり、こうした取組の実施状況も参考にしつつ、政府におけるデータマネジメントの在り方を検討する。今後、デジタル庁が策定する情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する標準に係る整備方針にこれらを反映させるとともに、デジタル庁が関わる情報システ

<sup>52</sup> データを活用できる状況で整備、維持管理するための活動であり、データ設計、データ整備、維持管理及びそのプロジェクト管理の全ての活動を含む。

<sup>53</sup> 政府システムを構築するための各種ガイドで構成される。マスターデータやコードを設計するためのガイドやデータ標準などがガイドされている。

<https://cio.go.jp/guides>

ム整備の際に、これらへの遵守を要件とするなど実効性の確保を検討する。これらにより、ライフサイクルを通じた再利用性の高いデータの整備を行っていく。

#### ④ オープンデータの推進

データ利活用の重要性が急速に増大する中で、ベース・レジストリやその他の基盤となるデータ等が経済社会活動に与える意義や、社会におけるデータに関する考え方が変化し、これを受けて、データのマネジメントやライフサイクルを大きく変えていく必要が増大している。このため、公開されるデータの機械判読性の強化などオープンデータの質を高めるため、オープンデータ基本指針を改定（令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）したところである。今後デジタル庁が策定する情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する相互連携分野における標準に係る整備方針に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といったオープンデータ基本指針の考え方を反映させるとともに、デジタル庁の関わる情報システム整備の際に、これらが反映されるよう実効性の確保を検討する。

#### (5) デジタルインフラの整備・拡充

デジタル化の進展を踏まえ、デジタル化を支えるインフラとして、通信インフラ、計算インフラ、データの取扱いルールの実装までを一体的・整合的に整備する必要がある。社会全体のデジタル化を支えるためには、通信インフラにとどまらず、データを貯蔵するクラウドサーバ等のデータセンター、データを処理して付加価値を与える計算インフラやそれを支える半導体デバイス、データの信頼性を高めるためのトラストインフラ<sup>54</sup>等幅広いインフラを念頭に、デジタルインフラの整備を図っていくことが求められる。また、将来的にデジタル分野のCO2排出の増加も懸念されるため、再エネ活用・省エネ技術の高度化（グリーン化）も併せて必要となる。これらについては、デジタル社会のアーキテクチャの土台として、各国の動向も踏まえつつ、戦略的な強化を図る。

具体的には、5G、ポスト5G、Beyond 5Gの推進、量子暗号通信の研究開発、先端半導体製造技術の共同開発と先端半導体製造工場の国内立地化、データセンターの地方の新規拠点整備・グリーン化と我が国のアジアにおける拠点化、スーパーコンピュータなど計算基盤の整備・増強、アクセス制御やデータ変換等のデータの取扱いルールの実装、ネットワーク参加者のふるまいについての信頼性を確保するセキュアレイヤーの実装等に取り組む。

#### (6) 組織

デジタル庁にデータ戦略責任者を置き、データで行政を変えるという視点からデータの整備、AIを含めたデータの利活用などの具体的政策を担当させることが必要である。また、

<sup>54</sup> サイバー空間でのデータの利便性（トラスト）を担保する仕組み。

各府省庁にもデータ責任者を置き、デジタル庁データ戦略責任者と各府省庁データ責任者が連携し、各組織の持つデータを洗い出し、その中から必要なデータの特定、データの活用方策の企画を行い、新たな価値の創造を図っていく。更に、今後のデータ整備や運用の在り方、そのための体制・組織について方針を策定する。

## (7) DFFT 推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集、分析、加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、プライバシーやセキュリティ等、データ流通に関連する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、データ流通に関連する国際的なルール作りや討議等を通じて、DFFT を推進し続ける必要がある。

DFFT の推進の方法は各国の社会的・政治的・文化的背景と密接に関わることから、「信頼性のある自由なデータ流通」を推進するグローバルな枠組みの構築においては、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々との間で連携を図り、その適切な枠組みについて検討を進め、より多くの国との間でルールの形成を促進していくことが重要である。

そのような観点も踏まえながら、政府は、データの世界的な流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、国際的な協調・貢献・交流を積極的に行う。引き続き関係府省庁が、有志国による国際連携、貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代データインフラといった政策分野に応じて責任を持ちつつ、連携して検討・遂行する。

## 4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保

### (1) デジタルリテラシーの向上

全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができるよう、「情報活用能力」の「学習の基盤となる資質・能力」としての位置付け、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。その際、必要に応じ地域密着型の人材育成に貢献する高等専門学校等、専門的な知識・技術を有する人材の活用を図る。また、令和3年度(2021年度)に児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施するとともに、情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。さらに、教育訓

練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。

これらの取組や、後述の「デジタル活用支援」や「地域 ICT クラブ」の取組を通じて、子供から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じ、全ての国民が必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

## （２）デジタルに関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保

政府職員の育成については、データサイエンティスト、セキュリティ専門家等のデジタル専門人材の育成に向けて、国・地方向けの研修プログラムを強化し、国・地方の職員のデジタルに関する専門性や知見の向上を図るとともに、研修の修了と業務経験を踏まえた認定制度（バッジ）の充実や、海外政府の DX 推進組織との交流や海外政府の実施する先進的な研修プログラムへの参画について検討する。併せて、政府機関での AI の活用が進展してきている状況も踏まえ、政府職員への AI 関連の研修の実施にも取り組む。

デジタル改革を牽引する人材を確保するため、IT スキルに係る民間の評価基準を活用して採用を円滑に進める等、特定企業等への利益誘導が起こらないよう配慮しつつ、優秀な人材が民間、地方公共団体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境の整備を進める。

また、デジタル人材の採用活動を強化するため、デジタル庁を中心に各府省庁の令和 3 年度（2021 年度）以降の採用活動において、国家公務員採用試験の総合職試験（工学区分）や一般職試験（電気・電子・情報区分）等の合格者の採用に努めるとともに、民間企業等における実務経験を有するデジタル専門人材を政府機関内に確保するため、経験者採用試験を活用する。特に、令和 4 年度（2022 年度）以降、新たに設けられる総合職試験のデジタル区分及び試験内容を見直した上で改称される一般職試験のデジタル・電気・電子区分の合格者について、積極的に採用する。

さらに、社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて令和 3 年度（2021 年度）中に運用を開始



するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。

加えて、IPA では、DADC において、民間事業者がデータを組織・産業横断的に活用するためのアーキテクチャの設計を主導できる専門家を育成するとともに、産業サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成プログラムを実施する。また、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）では、ナショナルサイバートレーニングセンターにおいて、サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成するとともに、サイバーセキュリティネクサス（CYNEX）において、サイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を構築し、産学における自立的な人材育成を推進する。

## 5. 新技術を活用するための調達・規制の改革

### （1）新技術を活用するための調達方法の検討

デジタル庁は、システムの整備・運用に当たって最新のテクノロジーを大胆に導入することとし、アジャイル開発等の新たな手法や、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に実施するための方法を検討する。当該技術の効果が認められた場合には、各府省庁への横展開を推進する。

また、サイバーセキュリティなど、デジタル庁にとって必要な技術については、自ら調達する前提で研究開発を支援する。

### （2）規制改革

デジタル改革と規制改革はいわば「コインの裏表」の関係にあり、デジタル化の効果を最大限発揮するため、以下の規制の見直しを行う。

#### ① デジタル・ガバメントの推進

##### ア 行政手続の書面・押印・対面見直し

- ・押印を求める行政手続 15,611 種類のうち、令和3年（2021年）3月末までに 15,188 種類は法令改正等の措置が行われ、押印義務が廃止された。措置予定の 305 種類の手続について、速やかかつ確実に押印の見直しを実施する。
- ・書面の提出等を求める行政手続について、オンライン化されていない 18,612 種類のうち、オンライン化する方針の 18,180 種類について、可能な限り前倒しを図りつつ順次措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。
- ・各府省において性質上オンライン化が適当でないとする 432 種類の手続のうち、少なくとも年間の手続件数が 1 万件以上の手続については、最新のデジタル技術や

補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討し、可能なものから順次措置する。

## イ オンライン利用の促進

- ・令和2年度（2020年度）に旗艦的なものとして開始した28事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。
- ・手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、原則令和3年（2021年）10月までに基本計画を策定し、令和2年度（2020年度）に旗艦的なものとして開始した28事業に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。

## ウ キャッシュレス化の推進

- ・支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上）を導入（可能なものから速やかに措置）する。
- ・以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能（可能なものから速やかに措置）とする。
  - ①オンライン納付に対応せず、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）に限られる手続等
  - ②オンライン納付に対応しているも、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）が多く残ると見込まれる手続等
- ・行政の手続における手数料等について、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード）による納付を可能とするために必要な制度整備（次期通常国会への法案提出）を行う。

## エ 地方税等の収納の効率化・電子化

- ・金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年（2021年）上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度（2023年度）課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう令和4年度（2022年度）までに措置する。

## ② デジタル時代に向けた規制の見直し

### ア 民間の手続の書面・押印の見直し

- ・民法（明治29年法律第89号）第486条の改正により、令和3年（2021年）9月から弁済に係る受取証書について電磁的記録の提供の請求が可能となることを踏まえ、施行後に小売店等の店頭において混乱を来さないよう、あらかじめQ&A等で法令解釈を明らかにし、広く周知を図る。
- ・「商事法の電子化に関する研究会」（令和3年（2021年）4月立上げ）に参加し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度（2021年度）中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。

### イ 公的情報基盤の整備・連携

- ・「地番」情報の個人情報保護に係る取扱いについて、情報の活用と個人情報保護の両面から令和3年度（2021年度）上期に整理を行う。

### ウ アジャイル型システム開発に係るルール整備

- ・関係府省が連携の上、アジャイル型開発の環境整備に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の具体的当てはめの明確化について、令和3年度（2021年度）上期に新しい開発手法を活用するベンチャー企業等を含めた実務者会合を早期に立ち上げ、システム開発の実態を踏まえつつ検討を行う。その結果に基づいて疑義応答集等で考え方を明らかにし、広く周知を図る。

### エ 医療分野におけるDX化の促進

- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「電子処方箋の運用ガイドライン」について、令和3年度（2021年度）中に、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）において記名押印に代わるものとして認められている電子署名の利用が可能である旨を医師法（昭和23年法律第201号）等の法令を踏まえ、規定する。その際、医療現場のニーズを踏まえ、電子署名の活用促進に繋がるようなガイドラインの内容を検討する。
- ・令和3年度（2021年度）中に、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）に基づくモニタリングにおいて、電子カルテ等のデータをシステム的に処理して症例報告書等を作成した場合において、簡素な方法により原資料との照合・検証が可能であることを明確化し、周知する。

## オ 最先端の医療機器の開発・導入の促進

- ・令和3年度（2021年度）中に、プログラム医療機器について、プログラムの特性を踏まえ、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。また、承認後にも継続的なアップデートが想定されるプログラム医療機器については、当該アップデートに係る一部変更承認申請の要否等に関するルールについても整理し、明確化する。

## カ デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- ・同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、令和3年（2021年）夏までに、関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実にを行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表示の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないように、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。
- ・デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC（いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ令和3年（2021年）に検討を行い、令和4年度（2022年度）に所要の措置を講ずる。
- ・同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を令和3年（2021年）に講ずる。

## 6. アクセシビリティの確保

「誰一人取り残さない」デジタル化を進めていく上では、デジタルデバイドの着実な是正を図っていかなければならない。そのためには、ユニバーサルデザインの考え方、すなわち、デジタル機器をそもそも有していない方への行政サービスの提供や、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUIの設計、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。

このような観点から、アクセシビリティの確保（地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信

技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正)<sup>55</sup>を通じて、誰もが公平・安心・有用な情報にアクセスし、デジタル化の恩恵を享受できる環境の整備を図るため、次の取組を推進するとともに、民間事業者が自ら積極的に必要な取組を行うよう促進する。

### (1) 情報通信ネットワークの整備の支援

在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等の利用環境に係る地域間格差の解消を図るとともに、どこにいても確実に災害情報を得られるような環境を整備するため、引き続き、離島も含めた全国的な光ファイバ整備を推進する。これにより、令和3年度（2021年度）末までに未整備世帯は約17万世帯となる見込みである。

災害時に必要となる情報伝達手段を確保するため、令和3年度（2021年度）までに避難所・避難場所や官公署、自然公園、都市公園等、全国約3万箇所について、公衆無線LAN環境の整備を推進する。

### (2) 情報バリアフリー環境の実現

障害者や高齢者を含む、誰もがデジタルによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境の実現に向けて、聴覚障害者向け会議支援システムのような利便の増進に資する情報通信機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図る。

国・地方公共団体等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保・向上の取組促進を図る。また、企業・障害者等の状況にきめ細やかに対応可能なICT機器・サービスの開発に当たって、障害者向けICT機器・サービスの開発に資する情報の収集・共有のための関連情報のデータベースの利用促進を図る。

企業等が開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価する仕組み（「日本版VPAT」）等について、普及展開を図る。

視覚障害者等が電子書籍を利用するための端末機器等について、研究開発の推進や端末機器等の導入支援を行う。

放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費を一部助成することにより、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

### (3) ICT機器・サービスに関する相談体制等の充実

障害者や高齢者が、身近な場所で身近な人からICT機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」について重点的に取り組む<sup>56</sup>。令和3年

<sup>55</sup> デジタル社会形成基本法第8条（利用の機会等の格差の是正）、第23条（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用）の機会の確保）及び第24条（教育及び学習の振興）等

<sup>56</sup> 総務省において、「デジタル活用支援 令和3年度事業実施計画等」を公表（令和3年5月18日総務省）。

度（2021年度）は全国の携帯ショップや地域のICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館など約1,800箇所での講習会等の実施が予定されているが、令和4年度（2022年度）以降については内容の充実を図り、これらを起点として地方公共団体や教育機関等と連携し、地域のサポート体制を確立することにより、幅広い取組を国民運動として促進する。

また、講習会の参加者へのアンケート等を通じ、デジタル活用支援の取組や周知方法等を改善するとともに、オンラインによる行政手続を行うためのアプリの使いづらさ等を把握し、デジタル庁にフィードバックするとともに、デジタル庁において、これをUI・UXの改善に繋げるといふPDCAサイクルを確立する。

地域で子供たちがプログラミング等のICT活用スキルを学ぶ機会を提供する「地域ICTクラブ」について、オンラインの活用やネットワーク化の検討を通じて、更なる広がりに向けた普及促進を図る。

障害者に対するICT機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエ<sup>57</sup>などの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、ICT機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。

異能（Inno）vationプログラムにおいて、障害を持つ者を含め年齢・性別・国籍等を問わず、全ての国民に挑戦の機会を与え、それらの者がICT分野における「大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題」に挑戦できるよう、全国地域の異能（Inno）vationネットワーク等を通じ全ての人材等が活躍できる場を提供する。

#### （4）経済的事実等に基づく格差の是正

生活に困窮される方への支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集等を行うとともに、支援策を検討する。

経済的格差等によって子供たちの教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校におけるICT環境の整備とそれを活用するためのICT支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る。

#### （5）「言葉の壁」の克服

令和7年（2025年）大阪・関西万博を目標として、ビジネスや国際会議等でも実用的に活用可能なレベルの多言語同時通訳の研究開発を推進する。公的機関へのクラウド型通訳システムの本格導入等多言語通訳システムの一層の利用拡大に向けた取組を推進する。

<sup>57</sup> 視覚障害者情報総合ネットワーク。

## (6) 中小企業のデジタル化の支援

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な経営課題への対応として、オンライン会議、EC サイト構築、クラウドファンディング、オンラインイベント、テレワーク、RPA 等を活用しようとする中小企業等を支援する等、中小企業等の持続的なデジタル化に必要な支援環境を整備する。

## (7) 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保

政府が市区町村窓口に配備したマイナポータル利用のためのタブレット端末について、マイナポータルの利用に限らず、デジタル行政端末として、スマートフォンやパソコンを持たない国民の貴重なアクセスポイントとして活用できるよう、令和4年度（2022年度）以降の抜本的な用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する。また、郵便局等について、市区町村窓口以外のアクセスポイントとしての可能性を検討する。

# 7. 安全・安心の確保

## (1) サイバーセキュリティの確保

### ① 政府情報システムの設計・開発等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

IoT、AI 等により実現される Society 5.0 として目指すべき社会では、サイバー空間の利用は避けられない状況であり、国民の生活や経済活動の基盤となる重要インフラのサイバー攻撃によるリスクの増大から、対策の重要性はますます大きくなっているところである。

デジタル改革を進めるに当たって、国民目線に立った利便性の向上の徹底とサイバーセキュリティの確保の両立が不可欠であることから、令和3年（2021年）後半に策定予定の次期サイバーセキュリティ戦略に基づき、政府全体として、サイバーセキュリティの強化に努める。例えば、政府情報システムのセキュリティ対策を強化するため、クラウドサービスの利用拡大や常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの実装、多様な働き方等を見据えた政府統一基準の改定に取り組むとともに、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）も含めクラウド・バイ・デフォルトに対応したセキュリティ対策の強化等を進める。

また、デジタル庁は、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とも連携して、情報システム整備方針においてサイバーセキュリティについての基本的な方針を示し、「①デジタル庁システム」及び「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」については当該方針に基づいて自ら設計・開発等を行うとともに、「③各府省システム」については統括・監理を通じて当該方針の実装を進めることを通じて、情報システムの設計・開発段階を含めてセキュリティの強化を図る。この際、「①デジタル庁システム」及び「②デ

「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」について、専門的な知識を有する人材が中心となって、設計・開発段階において整備方針に沿っているか等を確認する仕組みを構築する。

加えて、デジタル庁にセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に安定的・継続的な稼働の確保等の観点から検証・監査を実施することとし、その際には、IPA と連携することで、システムの状況に合わせた臨機応変な対応を可能とする。さらに、NISC がその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。

デジタル庁が整備・運用するシステムについて何らかのインシデントが発生した場合には、セキュリティ専門チームが中心となって速やかに被害の拡大を防ぎ、回復のための措置を講ずる。特に、停止した場合に国民生活に与える影響が大きいシステムについては迅速な対応が必要となるため、被害の拡大防止・回復のために必要なリソースを事前に確保するよう取り組む。

## ② サイバーセキュリティの研究開発等の推進

我が国のサイバーセキュリティの更なる強化に向けては、研究開発の国際競争力の強化や産学官エコシステムの構築はもちろん、実践的な研究開発の推進が重要である。

これまで「サイバーセキュリティ研究・技術開発取組方針<sup>58</sup>」に基づき、関係府省庁が連携し、ア) サプライチェーン・リスクへ対応するためのオールジャパンの技術検証体制の整備、イ) 国内産業の育成・発展に向けた支援策の推進、ウ) 攻撃把握・分析・共有基盤の強化、エ) 暗号等の研究の推進に取り組んできたところ、次期サイバーセキュリティ戦略の検討にこれらの方向性を反映し、実践的な研究開発を推進する。

また、デジタル庁において、情報資産管理手法や、システムの挙動やソフトウェアの状況をリアルタイムに監視する常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ等を推進する。

## (2) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）について、令和 2 年（2020 年）改正法の令和 4 年（2022 年）4 月 1 日の施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、様々な主体の意見を十分に聴取しながら、ガイドライン等の整備を進めるとともに、制度の周知・広報に積極的に取り組む。また、令和 3 年（2021 年）改正法の令和 4 年（2022 年）春の一部施行及び令和 5 年（2023 年）春の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体との丁寧な

<sup>58</sup> 2019 年（令和元年）5 月 17 日サイバーセキュリティ戦略本部研究開発専門調査会決定



コミュニケーションを図りつつ、政令・規則・ガイドラインの整備を進めるとともに、改正により同法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、十分な周知を行う。さらに、これらの改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る。

### **(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止**

デジタル社会の形成に向け、公共空間たるサイバー空間の安全を確保し、国民が安心して情報通信技術を利用することができる環境整備が求められているところ、今日においては、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、SNS 等を利用した各種犯罪が発生しており、こうした情報通信技術の犯罪への悪用を防ぐための措置が必要である。

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む。

### **(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策**

デジタル社会においては、社会の高度情報通信ネットワークへの依存度が飛躍的に高まるため、災害時にネットワークが切断する等の障害が発生した場合、国民生活や経済活動に甚大な影響を与えるおそれがある。通信事業者が管理・運用する通信ビル内の設備の倒壊・水没・流出、地下ケーブルや管路等の断裂・損壊、電柱の倒壊、架空ケーブルの損壊、携帯電話基地局の倒壊・流出等により、通信設備に甚大な被害が生じた東日本大震災等の教訓の下に、災害に強い情報通信ネットワークの構築を図ることが必要である。

国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、そして、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、通信事業者によるネットワークの冗長性の確保（ルートの二重化等）のための環境の整備、災害発生時における MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等を推進する。

## **8. 研究開発・実証の推進**

情報通信技術の有効活用によるデジタル社会の進展には、利用者の利便性や安全性を確保しつつ、大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境が必要である。デジタル社会の進展を支える基盤技術としては、高度な情報通信環境を実現する

技術、AI/ビッグデータ等の高度な情報処理を実現するコンピューティング技術等が想定される。

政府としては、スーパーコンピュータ「富岳」や学術情報ネットワーク「SINET」、研究データ基盤などの情報基盤を整備・活用し、こうした技術研究を推進・支援するとともに、政府情報システムにおいても必要に応じて最新技術を反映し、国民の利便性の向上に資するよう、各府省庁、地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間事業者等と連携して研究開発・実証を推進する。

## (1) 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

新たな電波システムの円滑かつ迅速な導入に必要な実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境に関する研究開発を推進し、令和5年度（2023年度）までに試験環境を構築する。また、ローカル5G等による課題解決の実現に向けた開発実証を令和4年度（2022年度）まで引き続き推進し、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みの構築を行う。

Beyond 5Gの実現に向け、我が国の官民の叡智を結集し、所要の最先端の要素技術等の研究開発を促進するため、NICTに創設した研究開発基金による支援やテストベッドなどの共用施設・設備を整備・活用する。また、諸外国の団体・組織との連携に向けた具体的検討や国際カンファレンスの開催に向けた検討等に取り組む。

## (2) データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証

### ① AI-Readyな社会基盤づくりに向けた取組の加速

今後の更なるAIの実用化に向けて、「AI戦略2021」（令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、重点分野においてアーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえたAIの社会実装を世界に先駆けて実現する。

具体的には、国内におけるAI関連の研究開発の活性化を目指し設立した「人工知能研究開発ネットワーク」における参画機関の拡充、統一的な情報発信の促進、国際連携の推進等を引き続き実施していく。また、AIの研究成果を迅速に社会で活用するため、説明性、安全性、公平性等を担保する技術に関する研究開発等を推進する。

また、AIの社会実装に際しては、AIを有効かつ安全に利用できる社会（AI-Readyな社会）への変革を推進する必要があるため、「人間中心のAI社会原則」（平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定）においてまとめられた、AI-Readyな社会における社会的枠組みに関する7つのAI社会原則<sup>59</sup>について、国内での定着化を図るとともに、AIの原則に関する多国間の枠組みの構築を目指す。

<sup>59</sup> ①人間中心の原則、②教育・リテラシーの原則、③プライバシー確保の原則、④セキュリティ確保の原則、⑤公正競争確保の原則、⑥公平性、説明責任及び透明性の原則、⑦イノベーションの原則を指す。

## ② 情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術

AI やビッグデータ処理の活用が広まる中、情報処理の高速化や処理電力の抑制を実現するために、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められている。このため、高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ等）の技術開発に取り組む<sup>60</sup>。

量子コンピュータを含む量子技術に関しては、「量子技術イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、①重点領域の設定、②量子拠点の形成、③国際協力の推進を取組の中心として、量子コンピュータのソフトウェア開発や量子暗号等で世界トップを目指す。

一方で、コンピュータそのものの性能向上ではなく、処理の分散化を図ることによる情報処理の高度化として、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングに関し、我が国の強みである製造業等と結びついたAI処理など、革新的なAIエッジ・コンピューティング技術の開発に取り組む。

## ③ データの耐改ざん性が高く証跡の確保に優れた技術

ブロックチェーン及び分散台帳技術は、データに関する耐改ざん性が高く透明性が確保されたシステムを分散システムとして実現する技術である。これを利用することで、取引上の仲介が不要となり、サービスにおける取引コストの削減が図られる等の利点がある。このため、暗号資産（仮想通貨）の取引管理等では既にその技術が広く活用されているほか、身分証明等の真正性確認や、サプライチェーン管理や電力取引、環境価値取引といった商取引など、様々な分野での商用化、実証及び検討が国内外で進められている。

我が国においては、引き続き国内外のグループにおける先進的な取組や民間主導の活動を積極的に情報収集し、高い信頼性が求められる公共性の高い分野に導入されるシステムの技術面や運用面の課題及びその解決の方向性等に関して、更なる検討を行う。

また、データの存在証明を行うタイムスタンプについて、包括的データ戦略に基づき、トラストを担保する基盤の一つとして、社会実装を進める。

## 9. 本計画の検証・評価

デジタル庁に設置するデジタル社会推進会議は、本計画に盛り込んだ施策の検証・評価を実施することとする。具体的には、デジタル社会推進会議幹事会（仮称）を定期的開催し、各府省庁による施策の実施状況を検証・評価する。

<sup>60</sup> 経済産業省「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」（平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）まで）において、技術開発を実施。

デジタル社会推進会議幹事会（仮称）は、各種の政府共通ルールを策定し、政府全体の方針や施策の進捗状況、課題等を共有するものとし、デジタル監から各府省庁の幹事に対して必要な指示を行う。

### 第3部 施策集

IT 基本法第 36 条第 3 項及び官民データ活用推進基本法第 8 条第 3 項においては、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画又は官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするとしている。

これを踏まえ、国、地方公共団体、民間事業者等における具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。

- ・施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのように繋がるのか等の政策目標を、適切かつ明確にすること。
- ・認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
- ・他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、民間事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
- ・施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によって異なり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

その際、以下の観点を踏まえた「9. 本計画の検証・評価」の取組を通じて、迅速かつタイムリーに、基本計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かって PDCA サイクル（P、D、C、A の各々の過程における PDCA を含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。また、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

- ①本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し
- ②今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI 等を修正・追加するなどの見直し

あわせて、国民に信頼される行政を展開するため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）等に基づき、官民データ等も積極的に利活用し、引き続き、EBPM を推進する。また、各府省庁においては、「統計等データの提供等の判断のためのガイ

ドライン」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)に基づき、統計等データの提供要請等の受付及び相談対応、行政保有データの棚卸結果等を活用した一元的な統計等データの所在情報の整備・管理、「電子行政(統計等データ)」分野でのオープンデータ官民ラウンドテーブル(以下「ラウンドテーブル」という。)の開催など、統計等データの利活用促進や人材の確保・育成等に努めるほか、EBPMの実践に取り組み、EBPMの浸透・定着及び質の向上を図る。

## I. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

### [No. 1-1] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用

- ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この節において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。
- ・ 令和元年度（2019年度）より、地方公共団体その他の関係機関との調整の上、令和3年度（2021年度）までに1,741市区町村の住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修、令和6年度（2024年度）中にその他必要なシステム構築・改修を実施する。
- ・ これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（令和元年（2019年）5月31日）から起算して5年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。

KPI（進捗）： ・ マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要な住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修（令和3年度（2021年度）までに1,741市区町村）

・ その他の必要なシステムの改修（令和6年度（2024年度）中）

KPI（効果）： ・ マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施

### [No. 1-2] マイナンバーカードの多機能化の推進

- ・ マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施及び地方公共団体が多様なポイント施策を実施できるようにする必要。
- ・ 令和2年度（2020年度）にマイナポイントによる消費活性化策（マイナンバーカードを取得し、かつ、マイナポイントを予約（マイキーIDの設定）した者を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスの買い物やチャージに応じ上限5,000円分のポイントを付与）を実施。マイナポイントの基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付施策を行うことができる基盤を構築するため、令和3年度（2021年度）末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施。
- ・ 令和4年度（2022年度）に全国の地方公共団体が活用しうる基盤を整備し提供することを目指す。

KPI（進捗）： マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数

KPI（効果）： マイキーID登録者数

### [No. 1-3] コンビニ交付サービスの導入推進

- ・ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- ・ 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度（2022年度）末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビ

ニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。

- ・ これにより、国民のサービスの利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI（進捗）： コンビニ交付サービス導入市町村の人口

KPI（効果）： コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数

#### **[No. 1-4] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討**

- ・ 利用者の利便性の向上やイベント運営者の事務効率化、チケット不正転売防止に資する、より確実な本人確認の実現のため、イベント会場等へのチケットレス入場等の入場管理の仕組みの実現が必要。
- ・ マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止、ボランティアなどイベント関係者の入場管理実現のための実証実験の結果を踏まえ、実用化を図る。
- ・ マイナンバーカード等を活用した入場管理の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。

KPI（進捗）： 入場管理システム等の実現

KPI（効果）： 入場管理システム等を利用した人数（令和3年度（2021年度）4,000人）

#### **[No. 1-5] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進**

- ・ 金融機関における取引において、利用者の利便性の向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。
- ・ このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するために、アクセス手段を多様化する取組を進める等、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。
- ・ これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における事務の効率化、利用者の利便性の向上を目指す。

KPI（進捗）： マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用する金融機関数

KPI（効果）： 金融機関での取引においてマイナンバーカード（公的個人認証サービス）を活用することにより、対面・非対面を問わず厳格な本人確認が可能となるとともに、継続的な顧客管理に資することから、金融機関の事務効率化と利用者の利便性の向上を実現する。

#### **[No. 1-6] 国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進**

- ・ 平成28年（2016年）3月から国家公務員身分証とマイナンバーカードの一体化を進めており、各府省庁の移行に係る支援を通じ、一体化を更に促進。

KPI（進捗）： システム移行組織数

KPI（効果）： 運用コスト

#### **[No. 1-7] 医療保険のオンライン資格確認の構築**

- ・ 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。



- ・ マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を遅くとも令和3年（2021年）10月から開始するため、必要な準備を着実に進める。医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。
- ・ これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。

KPI（進捗）： オンライン資格確認システムの構築

KPI（効果）： オンライン資格確認に参加する医療機関・薬局数

#### **[No. 1-8] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化**

- ・ 令和3年度（2021年度）は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る具体的な手続を含む制度の在り方等について、関係機関と調整を進める。また、令和6年度（2024年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察庁の共通基盤上に集約する。
- ・ これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習受講を可能とする。

KPI（進捗）： 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現（令和6年度（2024年度）末）

KPI（効果）： 住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習の実現

#### **[No. 1-9] ガバメントネットワークの再構築**

- ・ 信頼と実績がある最新技術を採用してガバメントネットワークを再構築し、国の行政機関等は、順次、新たなガバメントネットワークの利用への移行を図る。これに合わせて現在利用している「政府共通ネットワーク」は廃止する。
- ・ 令和2年度（2020年度）に各府省庁のネットワーク統合後の姿を前提として整備したネットワーク環境については、令和3年度（2021年度）を通じ、各府省庁の円滑なネットワーク統合に向けての検証を実施する。各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機にこの環境への移行を検討する。
- ・ 全国的なネットワーク環境の再構築を実現するため、地方支分部局等との接続に際しては、従来のインターネットサービスプロバイダ等が提供するサービスだけでなく、国自ら既設の全国広域通信網を活用の上、直接的に管理し、高セキュリティ、高品質、低遅延な独自の回線網を令和4年度（2022年度）から運用できるよう整備を進める。

KPI（進捗）： 移行されたネットワーク環境の数

KPI（効果）： 効率的かつ高品質なネットワーク環境の実現

#### **[No. 1-10] 地域情報プラットフォームの拡充・普及**

- ・ 地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、コスト削減及び業務の利便性の向上に寄与するため、地方公共団

体への導入促進が必要。

- ・ 令和3年度（2021年度）も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知・広報し、導入率、利用率の向上を図るとともに、今後自治体情報システムの標準仕様書に盛り込まれる連携要件の検討を踏まえ、必要な改定を行う。
- ・ これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を推進。

KPI（進捗）： システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率

KPI（効果）： 地方公共団体における準拠製品の導入率

#### **[No. 1-11] 中間標準レイアウトの拡充・普及**

- ・ 業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与するため、地方公共団体への利用促進が必要。
- ・ 令和3年度（2021年度）も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知・広報し、利用率の向上を図る。また、今後自治体情報システムの標準仕様書に盛り込まれるデータ要件の検討を踏まえ、必要な改定を行う。
- ・ これにより、地方公共団体における中間標準レイアウトの利用率を向上させる。

KPI（進捗）： システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率

KPI（効果）： 地方公共団体における利用率

#### **[No. 1-12] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現**

- ・ マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性の向上のためには、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を可能とすることが必要。
- ・ そのため、マイナンバーカード電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）を令和3年通常国会において改正。今後、実運用に向けた技術検証やシステム設計を行う。
- ・ これにより、利用者の利便性は大きく向上し、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの利用・普及が促進される。

KPI（進捗）： 運用面、制度面の方針策定

KPI（効果）： 未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）

#### **[No. 1-13] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進**

- ・ 公的個人認証サービスに民間IDを紐付けることにより、本人確認が確実に行われたIDとして活用することが可能となるが、これらの民間IDの利活用についての課題や対応が未整理となっている。
- ・ 官民のID連携により、信頼性の向上を実現している仕組みや事例について、令和2年度（2020年度）の調査結果を踏まえ普及展開策を検討。また、「国・地方デジタル化指針」に基づき、民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨について、検討会において課題と対応を整理し、令和3年度（2021年度）以降、検討を踏まえた民間IDとの紐づけの普及を目指す。

- ・ 公的個人認証サービスに民間IDを紐付けることにより、民間IDの登録における正確性・コスト削減が期待でき、また、民間IDのなりすまし登録の被害を減少させることができるほか、これらの民間IDを行政手続にも利活用可能とすることにより、利用者の利便性が向上。

KPI（進捗）： ・ 官民のID連携により、信頼性の向上を実現している仕組みや事例について、調査を実施

・ マイナンバーカードの公的個人認証サービスに紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書（民間ID）の利活用に関する課題と対応を整理するため、外部有識者から構成される検討会を引き続き開催

KPI（効果）： ・ 官民のID連携により、信頼性の向上を実現している仕組みや事例について、普及展開策を検討（令和3年度（2021年度）中に事例集の公表等の普及展開策を実施）

#### [No. 1-14] オンライン本人確認手法の普及促進

- ・ 非対面型・非接触型のデジタル空間で行われる民間取引等において必要となるオンライン上における本人確認の重要性が指摘されている。
- ・ そのため、公的個人認証サービス（JPKI）の利用促進に加え、令和3年（2021年）中に有識者の検討会を立ち上げ、安全性や信頼性、利便性とスピード感とのバランスに配慮しつつ、簡便な本人確認手法（eKYC（electronic Know Your Customer）等）について、具体的な課題と方向性を整理する。
- ・ これにより、オンライン上の本人確認の普及を促進する。

KPI（進捗）： 有識者の検討会の開催数（令和3年度（2021年度）3回）

KPI（効果）： 令和4年（2022年）6月を目途に、ガイドラインを策定

#### [No. 1-15] 地域IX・CDN等を活用したトラフィック流通効率化

- ・ 我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信。非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。
- ・ 今後、5GやIoT、エッジ・コンピューティング技術等の利点を十分に活かすためには、このようなネットワーク構成を見直す必要があり、地域ごとに抱える異なる課題に対処しつつ、地域の中小ISPのトラフィックを集約し大手コンテンツ事業者のキャッシュサーバの地方への設置を促すための実証を行い、それぞれごとのモデルケースを策定するなど、トラフィック集約拠点であるIXの地域分散を促進する。
- ・ これにより、複数事業者による回線やキャッシュサーバの共用、迂回経路の確保による効率的・安定的なトラフィック流通及び地域へのトラフィック分散を実現するとともに、大規模災害発生時の通信の継続性を確保する。

KPI（進捗）： 地域IX及び集約ISPの実証拠点の設置数（令和3年度（2021年度）までに3か所）

KPI（効果）：令和3年度（2021年度）に新たに設置する地域IX及び集約ISPの実証拠点におけるトラフィック流通の効率化検証（新たな実証拠点において、令和3年度（2021年度）までに15%程度の効率化）

#### [No. 1-16] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築

- 5Gの全国的な展開には、多数の基地局を配置した際でも効率的かつ安定的な通信を確保することが必要。また、交通信号機は、集中制御（ネットワーク化）されているものが全体の3割程度に留まり、かつ高コストな電話線が用いられているものがほとんどであるため、その低コスト化、高度化が必要。
- これを踏まえ、交通信号機への5G基地局の設置による5Gエリアの拡充及び交通信号機の集中制御化の促進に向け、5Gエリアの低コストかつ柔軟な展開及び交通信号機のセキュアなデジタル化・ネットワーク化を可能にするリファレンス・アーキテクチャをはじめ、設置に係る価値を最大化する手法を創出。
- これにより、通信キャリアをはじめとする民間企業による投資を誘発し、平時/災害時問わずスマートシティの基幹情報拠点としても期待される、交通信号機を活用した5Gのトラステッドネットワークが構築される。さらには、開発・構築されるネットワークをパッケージ・インフラ化し、海外への展開も目指す。

KPI（進捗）：令和元年度（2019年度） 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築に係るフィージビリティスタディ

令和2年度（2020年度） 小規模社会実証

令和3年度（2021年度） 大規模社会実証

令和4年度（2022年度）以降 交通信号機に5Gアンテナ等を設置

KPI（効果）：令和元年度（2019年度） 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築に係るフィージビリティスタディの実施

令和2年度（2020年度） 小規模社会実証の実施

令和3年度（2021年度） 大規模社会実証の実施

令和4年度（2022年度）以降 交通信号機に設置する5Gアンテナ等実装数

#### [No. 1-17] Beyond 5Gの実現等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進

- 「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。
- 研究開発成果等を踏まえた技術要件を令和7年（2025年）頃から順次3GPP<sup>61</sup>やITU<sup>62</sup>等での国際標準に反映させ、国内企業等の標準獲得や国際競争力の底上げを図る。

<sup>61</sup> “3rd Generation Partnership Project”（第3世代パートナーシッププロジェクト）の略称。3G以降、移動通信システムの仕様を検討・策定することを目的として平成10年（1998年）に設立された日米欧中韓印の標準化機関（SDO）によるプロジェクト。

<sup>62</sup> International Telecommunication Unionの略称。電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的關係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的をもって設立された国際連合の専門機関の一つ。

KPI（進捗）： 知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数

KPI（効果）： Beyond 5Gの必須特許数シェア（令和12年（2030年）時点で世界トップシェアと同水準の10%以上を獲得）

## II. 国・独立行政法人・地方公共団体が提供する国民向けサービス

### [No. 2-1] マイナポータルの抜本的改善

- ・ マイナポータルについては、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っているところ、国民の皆様にも便利に使っていただけるよう、UI・UXを利用者目線で徹底して見直す必要がある。
- ・ このため、マイナポータルのUIの全面的な点検・改善を進めるとともに、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実現や、標準様式のプリセット、各業務システムとの連携処理の実現等を図る。
- ・ こうした取組に際しては「デジタル改革アイデアボックス」など、国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みを活用し、徹底した国民目線での見直しを進める。
- ・ より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。

KPI（進捗）： 未設定

KPI（効果）： 未設定

### [No. 2-2] 5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備の実施の徹底

- ・ デジタル庁を含む各府省庁は、個別の情報システムに係る投資の想定や、行政手続のオンライン化予定等について、複数年度（5か年スパンを基本）の中長期的な計画を策定する。
- ・ デジタル庁はその計画を統括・監理し、計画に沿ってプロジェクト管理を実施することで国として有機的な情報システム整備を徹底する。

KPI（進捗）： ・ 5か年計画の策定と適宜改定

KPI（効果）： ・ 国の情報システムの有機化  
・ 運用コスト3割削減（令和7年度（2025年度）：令和2年度（2020年度）比）

### [No. 2-3] 独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進

- ・ 主務大臣が独立行政法人に対して目標策定、評価を実施する際に、デジタル庁が策定する情報システムに係る整備及び管理の基本的な方針（整備方針）を踏まえた目標策定、評価を推進する観点から、デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、運用する。

KPI（進捗）： 未設定

KPI（効果）： 未設定

### [No. 2-4] 独立行政法人の情報システムの棚卸

- ・ 独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸作業を行う。

KPI（進捗）： 未設定

KPI（効果）： 未設定

#### **[No. 2-5] 共通基盤を活用した警察業務（運転免許業務等）の合理化・高度化**

- 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。  
また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。
- これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤（共通基盤）を整備し、令和3年（2021年）4月から運用を開始した。令和3年度（2021年度）以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許業務に係る新システムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。  
また、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを共通基盤を活用して構築する。
- これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。

KPI（進捗）： 各システムの開発進捗

KPI（効果）： 未設定（令和4年度（2022年度）以降に検討）

#### **[No. 2-6] 全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備**

- 令和2年度（2020年度）までは、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPS（信号情報活用運転支援システム）の整備を実施。
- 令和3年度（2021年度）以降も、引き続き、交通量及び交通事故死者数が多い路線にTSPSの整備を実施。
- これにより、交通事故から国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。

KPI（進捗）： TSPSを運用する都道府県数

KPI（効果）： TSPS整備交差点数

#### **[No. 2-7] 交通規制情報のデータ精度向上等に関する調査研究**

- これまで都道府県警察において実施されている交通規制に係る情報については、交通規制情報管理システムによりデータベース化を進めてきたが、情報が網羅的でない上、緯度・経度情報が登録されていない。また、交通規制に係る情報を適切に管理するには、膨大な作業時間を要しており、情報の精度向上に加え、その省力化が急務である。
- 令和3年度（2021年度）は、モデルシステムの構築に向けた交通規制情報収集アプリの開発や規制情報

の精度向上が図れるアプリの開発、検証等を行い、令和4年度（2022年度）には、令和3年度（2021年度）までに検討及び開発した結果を踏まえて、交通規制情報を簡易に交通規制情報管理システムに登録するモデルシステムの構築、実証実験を行う。

- これにより、交通規制情報管理システムでデータベース化された交通規制情報の精度向上を図り、自動運転車が必要とする交通規制情報の適切な管理の実現に取り組むとともに、当該データベースの維持に係る省力化に取り組む。

KPI（進捗）： 交通規制情報のデータ精度向上等に係る研究進捗

KPI（効果）： 自動運転車が必要とする交通規制情報の提供及び管理の実現

#### **[No. 2－8] 交通管制の高度化に関する調査研究**

- 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。
- 令和3年度（2021年度）に、令和2年度（2020年度）の検討結果を踏まえ、民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討を行い、令和4年度（2022年度）以降、モデルシステムの構築及び実証実験を行う。
- これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。

KPI（進捗）： 交通管制システムの高度化に係る研究進捗

KPI（効果）： 自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現

#### **[No. 2－9] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進**

- 令和2年度（2020年度）までは、高度化PICS（歩行者等支援情報通信システム）に必要となる路側機の仕様書及び、路側機を整備する上で必要となる設置条件、導入フロー等を示した運用ガイドラインを制定し、視覚障害者団体等のニーズを踏まえて高度化PICSを整備するとともに、全国において普及が進むよう都道府県警察への働き掛けを実施。
- 令和3年度（2021年度）は、高度化PICSの有効性を踏まえて、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所を中心に全国において対応がなされるよう都道府県警察への働き掛けを実施。
- これにより、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所において、周囲への影響を低減しつつ、道路における視覚障害者、高齢者等の安全を確保するための道路交通環境の整備が可能。

KPI（進捗）： 高度化PICSを運用する都道府県数

KPI（効果）： 高度化PICS整備交差点数

#### **[No. 2－10] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化**

- 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を实



現することが求められている。

- 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させる港湾インフラ分野について、港湾台帳等の既存データの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化とあわせ、令和5年度（2023年度）以降の三分野一体運用を目指す。
- これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。

KPI（進捗）： サイバーポート(港湾管理分野及び港湾インフラ分野)について、令和4年度(2022年度)の稼働を目指し、システムの設計・構築を進める

KPI（効果）： 未設定

### III. 準公共分野における国民向けサービス

#### [No. 3-1] 児童生徒1人1台端末の整備

- ・ GIGAスクール構想に基づき、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の実現に向けた支援を行うとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りに関する留意事項等を整理したガイドライン等を作成する。
- ・ これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する。

KPI（進捗）： 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

KPI（効果）： 児童生徒1人1台端末の実現

#### [No. 3-2] ICTを活用した教育サービスの充実

- ・ Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に応じた個別最適な学びや、異なる考え方が組み合わせよりよい学びを生み出す協働的な学び、格差のない公平な学びの実現、感染症の拡大時等の非常時にも学びを継続できる環境を構築する必要がある。
- ・ そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした探究学習の素材となる産学連携のSTEAM教育コンテンツの開発と、それを掲載するオンラインSTEAMライブラリーの構築・拡充を進める。
- ・ これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、実社会で必要となる資質・能力を育成するとともに、非常時にも強い教育環境を実現する。

KPI（進捗）： 　・ EdTech導入補助金による学校等教育機関へのEdTech試験導入（令和3年度（2021年度）中に約3000校）  
　　・ STEAMライブラリーに掲載するSTEAM教育コンテンツの拡充（令和3年度（2021年度）中に約80件）

KPI（効果）： 　・ 実社会で必要となる資質・能力の育成  
　　・ 感染症の拡大時等の非常時における教育の継続性向上

#### [No. 3-3] 児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討

- ・ 児童生徒一人一人に公正に個別最適化された学びの実現に向けては、1人1台の端末から生じる個人の教育データを継続的に利活用できるような仕組みの整備が急務。
- ・ そこで、学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、1人1台端末の整備に合わせ、転校や進学等にかかわらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用を進める。そうした観点から、令和2年度（2020年度）には、「学習指導要領コード」を文部科学省「教育データ標準」（第1版）として公表し、現在第2版の作成に向け、検討

を進めているところ。また、児童生徒の学習データの継続的な活用と教育政策へのデータの活用に向けたデータ基盤についても中長期的に検討を行う。

- ・ これにより、校務の効率化を図るとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない学びの実現に寄与する。

KPI（進捗）： 教育データ標準第2版の公表（令和3年度（2021年度）中に公表予定）

KPI（効果）： 教育データ利活用に向けた基盤の整備

#### **[No. 3-4] 教育・学習分野におけるデータ連携の推進**

- ・ 児童生徒に1人1台の端末環境が進展し、誰もが端末を通じてデータを各システムに蓄積して学習する態様が定着し、システムを越えたデータ連携の重要性が高まっている。
- ・ 異なるシステム間でのデータ連携を可能にする通信技術の検討等を行い、教育分野におけるデータ活用の基盤構築について検討する。
- ・ 本件の推進により、ICT活用による教育分野のデータ分析・活用が可能となる基盤の構築に繋がり、生産性の向上や付加価値の高い人材育成に貢献する。

KPI（進捗）： 調査研究事業を通じた教育分野におけるデータ連携の推進に係る検討を令和3年度（2021年度）中に実施

KPI（効果）： 調査研究事業を踏まえた教育分野におけるデータ活用の基盤構築方針の取りまとめ

#### **[No. 3-5] 新時代の学びを支える先端技術の活用推進**

- ・ 急激な社会的変化が進むSociety 5.0の時代において、子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、先端技術の効果的な活用を通じて、教師の指導や子供の学習の質を更に高めることが必要。また、令和3年度（2021年度）から本格的に始動しているGIGAスクール構想による1人1台端末環境を前提とした、学校現場における先端技術の更なる効果的な活用方策の検討が必要。
- ・ そのため、令和3年度（2021年度）に学校現場における先端技術の効果的な活用に向けた実証研究の実施及び実証の成果を踏まえた先端技術利活用ガイドブックの増補・改訂を行い、GIGAスクール構想の更なる推進に繋げる。
- ・ これにより、教育の質を向上させ、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現。

KPI（進捗）： 本事業での実証成果等を踏まえ、令和3年度（2021年度）内を目途に、学校現場における先端技術の利活用に関し、ガイドブックを増補・改訂

KPI（効果）： 学校現場における先端技術の効果的な活用

#### **[No. 3-6] 学習者用デジタル教科書普及促進事業**

- ・ 学習者用デジタル教科書を制度化した学校教育法等の一部改正（平成30年度（2018年度））における附帯決議において、「デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行

い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること」とされており、令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）に学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、実証研究を実施。

- ・ 令和3年度（2021年度）には、小中学校に広く学習者用デジタル教科書を提供し普及促進に向けた実証事業を実施する他、学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証や、その使用による効果・影響の実証研究等を行う。
- ・ この成果については、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」における議論に活用する。

KPI（進捗）： 学習者用デジタル教科書の学校における使用や供給に関する課題、クラウド配信に関するフィージビリティ、使用による効果・影響に関する実証の実施状況（1年に1度成果物の公表）

KPI（効果）： 義務教育段階の公立学校のうち、学習者用デジタル教科書を整備している学校の割合について、令和7年度（2025年度）までに100%を目指す。（令和元年度（2019年度）：8.2%）

### **[No. 3-7] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現**

- ・ 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。令和元年度（2019年度）以降においては、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。
- ・ 令和3年度（2021年度）においても、引き続き、上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。
- ・ このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。

KPI（進捗）： PHRサービスを普及展開していくための調査を実施（令和3年度（2021年度）調査事業を実施）

KPI（効果）： 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針<sup>63</sup>」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業者数

### **[No. 3-8] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進**

- ・ 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。
- ・ 平成29年度（2017年度）中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、令和元年度（2019年度）には、研究者へのデータ提供を開始。

<sup>63</sup> 令和3年4月総務省、厚生労働省、経済産業省

- ・ 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献。
- ・ 難病患者等の利便性の向上を図るため、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討等の取組を進める。

KPI（進捗）： データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／受給者証の発行件数（令和2年度（2020年度）衛生行政報告例））

KPI（効果）： データベースからのデータ提供件数

### **[No. 3－9] 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及**

- ・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増大や医療資源の偏在といった現状の課題の解決、健康寿命の延伸や医療製品・サービスの強化に資するものである。特に、遠隔医療については、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、遠隔医療に対するニーズが更に高まっている。
- ・ 令和3年度（2021年度）においては、新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査を実施すると共に、当該調査や過年度調査を踏まえ、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討を行い、「遠隔医療モデル参考書 -医師対医師の遠隔医療（DtoD）版-」を策定する。
- ・ このような取組により、地域の医療機関での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な医療提供体制の充実等に貢献。

KPI（進捗）： ・ 新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査の実施  
 ・ 上記調査や過年度調査を踏まえた、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討

KPI（効果）： ・ 「遠隔医療モデル参考書 -医師対医師の遠隔医療（DtoD）版-」の策定

### **[No. 3－10] 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進**

- ・ 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診情報は遅くとも令和3年（2021年）10月までに、また、薬剤情報についても同月から確認できるようにする。
- ・ さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年（2022年）夏を目途に確認できるようにする。
- ・ これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。

KPI（進捗）： 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの整備状況

KPI (効果) : 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みでのデータ利活用

#### [No. 3-11] 匿名加工医療情報の利活用の推進

- 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成30年（2018年）5月に施行。
- 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。
- 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。

KPI (進捗) : 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模

KPI (効果) : 匿名加工医療情報の利活用件数

#### [No. 3-12] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討

- 「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。
- このため、平成30年度（2018年度）においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度（2019年度）からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、令和3年度（2021年度）も引き続き実施する。
- これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。

KPI (進捗) : 予防接種履歴と診療情報の紐付けされたデータ数

KPI (効果) : モデル事業の実施状況

#### [No. 3-13] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業

- データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。
- 令和3年度（2021年度）も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討する。
- これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。

KPI (進捗) : データヘルス計画に関する研修会の開催状況（健康保険組合のデータヘルス計画の分析結果のフィードバック）

KPI (効果) : 第2期データヘルス計画の各年度の実績報告を6月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合数

### [No. 3-14] ICT等を用いた遠隔診療の推進

- ・ 遠隔医療に関する基礎的な知識を習得させることを目的とした遠隔医療従事者研修を引き続き実施。
- ・ オンライン診療に関する新型コロナウイルス感染症への対応の検証等も踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針<sup>64</sup>」を見直す。
- ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂の状況等を踏まえ、診療報酬における対応についても引き続き検討。
- ・ これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI（進捗）： 遠隔医療従事者研修の延べ受講者数

KPI（効果）： 遠隔診療に関する診療報酬の算定件数

### [No. 3-15] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進

- ・ 8K技術を活用した内視鏡手術システムは、これまでの内視鏡手術よりも安全性及び効率性を高める可能性があり、速やかな普及が期待されていることから、8K内視鏡システムの更なる小型化等の改良や当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向けた研究開発を実施。
- ・ 8K内視鏡遠隔手術支援システムの試作機を用いて、動物を使用した模擬臨床試験を実施し、医療上の有効性を実証するとともに、普及展開に向けた経済的な観点からの検討・分析を行う。また、8K内視鏡遠隔手術支援の技術要件集を策定する。
- ・ このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）： ・ 8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援システムの開発  
・ 8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援に必要な映像伝送容量や通信時間等の技術要件を導出

KPI（効果）： ・ 8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援に必要な映像伝送容量や通信時間等の技術要件を導出

### [No. 3-16] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築

- ・ 災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。
- ・ 令和元年度（2019年度）から災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT（Information Support Team）の本格運用を開始し、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう機能向上を図る。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI（進捗）： 実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施する。

<sup>64</sup> 平成30年3月（令和元年7月一部改訂）厚生労働省

KPI (効果) : 検証を踏まえたISUTの運用を行う。

#### [No. 3-17] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進

- ・ 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。
- ・ SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI (進捗) : 訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施

KPI (効果) : 国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現

#### [No. 3-18] 罹災証明のデジタル化

- ・ 罹災証明手続のデジタル化については、令和2年度(2020年度)末において、約40%の地方公共団体がシステムの導入等を行っているものの、引き続き、その手続の在り方を見直すことが課題。
- ・ このため、内閣府において、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹災証明書の電子申請やコンビニでの交付にも対応できる基盤的なシステムを令和3年度(2021年度)中に整備予定。
- ・ また、航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法については、罹災証明手続のデジタル化に関する事例等と併せて、引き続き、地方公共団体に周知。
- ・ これにより、罹災証明手続の迅速化・効率化を図ることができ、被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。

KPI (進捗) : 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数

KPI (効果) : 罹災証明手続のデジタル化を導入した地方公共団体数(令和2年度(2020年度)末:718団体)  
(システムの導入等により、手続の迅速化や他の支援策との連携等を行っている団体数)

#### [No. 3-19] 被災者台帳管理

- ・ 被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、被災者の被害の状況や支援の実施状況などを一元的に集約した被災者台帳が重要。
- ・ そのため、地方公共団体に対して会議等の場において、被災者台帳の作成を促している。
- ・ 引き続き、会議等の場を通じて被災者台帳の作成を促すと同時に、台帳作成に際するマイナンバー活用のメリットを周知していく。また、令和3年度(2021年度)に被災者支援システムをクラウド化し、令和4年度(2022年度)以降に運用できるよう整備をしている。
- ・ また、被災者台帳の作成及び作成に際するマイナンバー活用のメリットに関してあらゆる機会を設け



て継続的に普及啓発を促すことで、被災者と行政の利便性の向上を図るとともに、被災者台帳のシステムのクラウド化を推進することにより、システム整備に係る費用の低減を図る。

KPI（進捗）：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）：被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している地方公共団体数

#### [No. 3-20] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進

- 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。
- そのため、平成31年（2019年）3月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン<sup>65</sup>」を作成し、地方公共団体に送付するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。
- また、令和2年（2020年）8月に同ガイドラインを改訂し、地方公共団体に送付したほか、引き続き会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。
- 引き続き、あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。

KPI（進捗）：被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）：取扱機関（市町村）数

（子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる）

#### [No. 3-21] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等

- 被災者生活再建支援金手続においては、当該手続をより迅速かつ効率的に行うことができるようにすることが課題となっている。
- このため、当該手続におけるマイナンバーを利用した罹災証明情報の庁内連携の実施や住民票の写しの添付の不要化について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。
- また、内閣府において、マイナポータルと連携した、地方公共団体が共同利用可能なシステムの活用による、当該手続の簡素化や電子申請の円滑化について検討を行う。
- さらに、被災者生活再建支援金手続における、マイナンバー制度の情報連携を活用することによる口座情報の写しの添付の不要化を実現する予定。
- これにより、支援金手続における被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。

KPI（進捗）：被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数

KPI（効果）：被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体数

#### [No. 3-22] AIチャットボット等の活用

- 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。
- このため、SIP第2期において、住民一人一人との自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を

<sup>65</sup> 平成31年3月（令和2年8月改訂）内閣府

同時に実現する防災チャットボットの研究開発と社会実装の取組について、実証実験や実災害適用を行いつつ進める。

KPI（進捗）： 防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数

KPI（効果）： 防災目的のチャットボットを利用可能な地方公共団体数（令和5年度（2023年度）100地方公共団体）

### **[No. 3-23] 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化**

- ・ 平成30年（2018年）11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。
- ・ 令和元年度（2019年度）において、5県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。
- ・ 未導入の地方公共団体へ安否確認サービスに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。
- ・ 令和5年度（2023年度）を目途に7機体制を構築。

KPI（進捗）： 安否確認サービスの地方公共団体への導入

KPI（効果）： 災害時に確実に通信できる体制を構築し、耐災害性に優れた衛星通信による発災後早期の災害情報の通知や避難者情報収集等を実現

### **[No. 3-24] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用**

- ・ 平成30年（2018年）11月1日に準天頂衛星4機体制による運用を開始。
- ・ 令和3年度（2021年度）に初号機後継機を打上げ。
- ・ 令和5年度（2023年度）を目途に7機体制による持続測位を実現。

KPI（進捗）： 準天頂衛星システムの着実な運用及び令和5年度（2023年度）を目途とする7機体制の構築に向けた衛星・地上システムの開発・整備

KPI（効果）： 準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供

### **[No. 3-25] 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進**

- ・ Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。
- ・ 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。
- ・ 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更に整備を加速する。

KPI（進捗）： 新規整備等件数（令和3年度（2021年度）：約2,000か所）

KPI（効果）： 整備済箇所数（令和3年度（2021年度）までに約3万箇所）

### **[No. 3-26] 公共安全LTEの実現に向けた総合実証**

- ・ 従来の公共業務用無線は音声通信中心のシステムであり画像、動画等の大容量のデータ通信が難しい。また、各機関が個別に整備するために高コストであるとともに、関係機関間の円滑な情報交換も容易ではない。
- ・ 令和3年度（2021年度）は、令和2年度（2020年度）に実施した公共安全LTEに具備する基本機能の検証結果等を踏まえ、関係機関の協力も得ながら、災害時に特に求められるシステム全体の安定性・信頼性の向上のための技術実証を実施する。
- ・ これにより、公共機関における通信手段の高度化や、独自の通信方式ではなく世界的に標準化された技術を活用し、共同利用型のシステムとして整備することで、規模の経済による低コスト化が期待されるとともに、関係機関が同一ネットワークで繋がること<sup>つな</sup>によって組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もって災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。

KPI（進捗）： 社会実装に向けた技術的な検討

KPI（効果）： 公共安全LTEの運用開始（令和3年度（2021年度）からの先行的な運用開始及び令和4年度（2022年度）からの運用本格化）

### **[No. 3-27] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施**

- ・ 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。
- ・ 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。
- ・ これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。

KPI（進捗）： 情報伝達手段を多重化した地方公共団体数

KPI（効果）： 地理的な制約、年齢、身体的な条件等に関わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施

### **[No. 3-28] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大**

- ・ 令和2年度（2020年度）は、地方公共団体等<sup>等</sup>の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行った。令和2年（2020年）12月時点で、警戒レベル等、新しい避難情報のルールに対応した高度な情報を発信できる、Lアラート高度化システムを導入した都道府県は21都道府県となっている。
- ・ 令和3年度（2021年度）も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、令和3年度（2021年度）末には新しい避難情報のルールへの対応や、地図化システム等のLアラート高度化システムの25都道府県での整備を目指す。
- ・ これにより、実証実験等で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。

KPI（進捗）： 研修の実施回数

KPI（効果）： Lアラート高度化システムの導入都道府県数（令和3年度（2021年度）末25都道府県）

### **[No. 3-29] 自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進**

- ・ 情報所有者と情報活用者のマッチングを図り、情報流通を促進させる仕組みを構築するために、そのトリガーとなるためのデータ整備を行うとともに、ポータルサイト（MD commu-net）の一般公開に向けた取組を実施する。

KPI（進捗）： モビリティ分野における地理系データのポータルサイトへの登録者数

KPI（効果）： 自動運転による移動・物流サービスのための運行管理や乗換案内、災害発生時の走行ルートへの検索、車両プローブ情報による道路渋滞情報等の提供等、多様な利用者が交通環境情報を様々なサービスに利用できるようになる。

### **[No. 3-30] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進**

- ・ 自動運転（SAEレベル3以上）の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、自動運転等の設計・製造過程から使用過程にわたる安全性を一体的に確保するための「改正道路運送車両法」が施行（令和2年（2020年）4月）。また、自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定等の整備を行う「改正道路交通法」が施行（令和2年（2020年）4月）。技術開発は東京臨海部等、全国で実証実験を実施。こうした取組を踏まえ、民間事業者において世界で初めて自動運転レベル3の型式指定及び市場化や、無人自動運転移動サービスの実用化が実現した。
- ・ 令和3年度（2021年度）以降、引き続き、関連する法制度整備の検討と、技術開発・実証実験を通じた社会利用を推進することで、高度な自動運転の実現を目指す。
- ・ これにより、道路交通に関する社会課題の解決を目指す。

KPI（進捗）： 「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

KPI（効果）： 「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

### **[No. 3-31] 官民連携でのETC2.0データの活用**

- ・ 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、平成30年（2018年）8月及び令和元年（2019年）10月に新たなサービス提案の公募を実施し、計23サービス案を選定。
- ・ 民間からの提案サービスのうち調整が整ったものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を開始する。
- ・ これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化。

KPI（進捗）： ETC2.0データの配信の実施（サービス提案者と調整が整ったものから順次）

KPI（効果）：民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化

**[No. 3-32] 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入及び路側インフラが不要なシステムの開発**

- 令和2年度（2020年度）までは、FAST（現場急行支援システム）については、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPS（公共車両優先システム）については、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。また、内閣府 SIP第2期「自動運転（システムとサービスの拡張）」において、路側インフラが不要なFAST及びPTPSに関する研究開発を実施。
- 令和3年度（2021年度）以降も、引き続き、FASTについては、消防機関等のニーズを踏まえて病院の周辺等に整備を実施し、PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえて整備を実施。また、内閣府SIP第2期「自動運転（システムとサービスの拡張）」において、路側インフラが不要なFAST及びPTPSに関する研究開発を、引き続き実施。
- これにより、緊急車両の早期現場到着が可能となり、国民の生命、身体が守られるとともに、円滑な交通を実現し、安全で安心できる道路交通環境の整備が可能。

KPI（進捗）：FAST及びPTPSを運用する都道府県数

KPI（効果）：FAST又はPTPSの機能を有する車載機台数

**[No. 3-33] スマートフードチェーンによる生産・流通改革**

- 食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と豊かな地球環境の維持を両立するため、持続可能な食料システムの構築が重要かつ緊急の課題となっており、農業データ連携基盤の機能拡張により、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に 대응する無駄のない生産を行うため、スマートフードチェーンシステムの構築を進めた。
- 食品・流通事業者、ICTベンダーをはじめ、多くの民間企業等の参画・協力を得ながら、共同物流や精密出荷予測等の実証を行うとともに、スマートフードチェーンを活用して流通情報を公開し、農産物の付加価値向上を図る新たなJAS（日本農林規格）の策定に向けた検討を行う。
- これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。

KPI（進捗）：スマートフードチェーン基盤の構築（令和4年度（2022年度）まで）

KPI（効果）：スマートフードチェーン基盤の活用事業者数

**[No. 3-34] デジタル化による食品流通の合理化・高度化**

- 我が国社会全体のデジタル化を強力に進める中、他産業と比して遅れている食品流通業におけるデジタル化を推進することにより、食品流通の合理化・高度化を進める必要。
- 輸出条件への対応及び取引の高度化に必要なトレーサビリティを確保するためのデータ連携システムの構築、データ連携の効果を最大限発揮しうるICTを活用した業務の省力化・自動化等の取組を支援。
- これらの取組を通じて、食品流通の合理化及び農林水産物・食品の輸出拡大に貢献。

KPI（進捗）： 持続的な食品流通モデルの構築

KPI（効果）： 事業実施前と比較し

－ 流通における所要時間や経費等を30%以上削減

又は

－ 農林水産物・食品の輸出額を30%以上向上

### **[No. 3-35] 農業生産のスマート化**

- ・ 農業者の減少と高齢化、さらには後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、スマート技術を駆使した生産性の高い農業を実現する必要がある。本目的の達成のため、これまでに野菜の主要病害虫の画像診断技術を農業データ連携基盤上で公開したほか、育種関連データの保存と利用を支援する育種バーチャルラボの開発等を推進。これらスマート技術の社会実装に向け、技術の実証及び改善が必要。
- ・ 令和3年度（2021年度）からは、各種AIの精度向上及び画像診断サービスや育種バーチャルラボの社会実装を推進し、これらサービスを通じた持続的なデータの蓄積体制の構築を目指す。
- ・ これにより、病害虫防除と品種育成において、生産性の高い農業に資するスマート技術の持続的な提供を実現。

KPI（進捗）： ・ 病害虫画像の収集スキームを搭載した病害虫診断サービスの開始（令和4年度（2022年度）末までに1件以上）

・ 育種バーチャルラボの実装（令和3年度（2021年度）末までに農業データ連携基盤を介したデータ蓄積・提供の運用開始）

KPI（効果）： ・ 病害虫画像収集データ数（令和4年度（2022年度）末までに500件以上）

・ 育種バーチャルラボの接続機関数（令和3年度（2021年度）末までに5機関以上）

### **[No. 3-36] 農業情報の標準化の推進**

- ・ データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき11項目の個別ガイドライン等を策定。
- ・ 令和3年度（2021年度）以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤における標準化の進捗やデータ連携の実情等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。
- ・ これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）： 策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドライン等数（令和3年度（2021年度）12件）

KPI（効果）： 標準化に係るガイドライン等の閲覧数

**[No. 3-37] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）**

- ・ 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。
- ・ 先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証を行い、その経営効果等を検証し、情報発信することにより、スマート農業の社会実装を図る。
- ・ これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。

KPI（進捗）： 実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果）

KPI（効果）： 実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80%以上）

**[No. 3-38] データをフル活用したスマート水産業の推進**

- ・ 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、令和2年度（2020年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進めてきた。
- ・ 令和3年度（2021年度）以降も、データポリシー、データ標準化に向けた検討を進め、令和3年度（2021年度）中に、水産分野におけるデータ契約のガイドラインを策定するなど、データ利活用を促進する環境を整備する。
- ・ これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出する。

KPI（進捗）： 水産業におけるデータ契約ガイドラインの策定（令和3年度（2021年度）まで）

KPI（効果）： 漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供（令和3年度（2021年度）までに10サービス以上）

**[No. 3-39] 水産流通適正化に係る電子システム対策事業**

- ・ 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。
- ・ このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）が令和2年（2020年）12月に成立し、令和4年（2022年）12月までに施行予定。
- ・ 同制度の円滑な運用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。

KPI（進捗）： 産地市場等における漁獲番号等の電子的な発行・伝達体制の構築

KPI（効果）： 漁獲番号等の発行・伝達に係るシステム整備を実施した産地市場数

### [No. 3-40] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進

- ・ 農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。
- ・ そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」を開発。併せて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。
- ・ これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（一度登録した情報を再度入力する必要がない）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上と相まって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。

KPI（進捗）： 令和4年度（2022年度）にオンライン化率（全体の手続のうち、オンライン化した手続の割合）100%

KPI（効果）： 令和7年度（2025年度）にオンライン利用率（全体の申請のうち、オンライン申請の割合）60%

### [No. 3-41] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進

- ・ 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度（2018年度）までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。
- ・ これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業者等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業者等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。
- ・ このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度（2028年度）末までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することとし、これを森林の経営管理の集積・集約化の目標面積とする。
- ・ 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。



- KPI (進捗) : ・ 森林クラウドを導入している都道府県数
- KPI (効果) : ・ 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合 (令和10年度 (2028年度) 末までに100%)
- ・ 木材需給情報データベースの活用事業者数 (令和3年度 (2021年度) 末までに250社)

#### [No. 3-42] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進

- ・ 農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度 (2019年度) からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。
- ・ 令和3年度 (2021年度) は、前年度に更新した筆ポリゴンデータを公開するとともに、更新精度の向上等を図るための取組を引き続き進める。また、筆ポリゴンの安定的な継続利用を可能にするID履歴、筆ポリゴンに紐づく付加価値情報及び筆ポリゴンの管理・運用のためのシステムを構築する。
- ・ これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性の向上及び高度利用の促進を図る。

KPI (進捗) : 筆ポリゴンの利用促進に係る措置の実施状況

KPI (効果) : 利用者数 (ダウンロード数等)

#### [No. 3-43] サイバーポートの整備 (港湾物流分野)

- ・ 民間事業者間の港湾物流手続を電子化するプラットフォームである「サイバーポート」(港湾物流分野)を令和2年 (2020年) 末までに構築し、令和3年 (2021年) から利用者に対する連携・受入テストを実施し、令和3年 (2021年) 4月に第一次運用を開始した。
- ・ 今後、NACCSとの直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。
- ・ これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。

KPI (進捗) : サイバーポート (港湾物流) へ接続可能な港湾関係者数

KPI (効果) : サイバーポート (港湾物流) 各種機能の利用回数

#### [No. 3-44] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現

- ・ 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。
- ・ 令和元年度 (2019年度) に創設した遠隔操作RTG<sup>66</sup>の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業をはじめとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。

<sup>66</sup> タイヤ式門型クレーン (Rubber Tired Gantry crane)

- 令和2年度（2020年度）までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷繰り回数の最小化の改善効果等について明らかにするとともに、令和4年度（2022年度）までに、その他の所要のシステムについても開発する。

KPI（進捗）： 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施

熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度（2021年度）まで）

コンテナ蔵置場所の最適化（令和2年度（2020年度）まで）

コンテナダメージチェックの効率化（令和3年度（2021年度）まで）

KPI（効果）： 「ヒトを支援するAIターミナル」を実現したコンテナターミナルにおいて、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消（令和5年度（2023年度）まで）

### **[No. 3-45] 連携型インフラデータプラットフォームの構築**

- 効率的なインフラマネジメントや事前防災対策による国土強<sup>じん</sup>靱化等に資するため、府省や地方公共団体、民間事業者等が保有するインフラデータの連携のためのプラットフォーム構築を進める。
- 連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みの整理、モデル実証事業の実施や運営体制整備等を実施。

KPI（進捗）： インフラ管理者間でのデータ連携のための環境整備を進め、連携に着手（令和4年度（2022年度））

KPI（効果）： インフラデータ連携の実施による具体のユースケースについての効果発現

## IV. 民間主導で提供する国民向けサービス

### [No. 4-1] 電子インボイスの標準仕様の策定とその普及によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組

- 令和5年(2023年)10月のインボイス制度への移行も見据え、中小事業者も含め幅広い事業者のバックオフィス業務の効率化を実現するツールとして「電子インボイス」の標準仕様の策定するとともに、その普及を進める。また、政府調達システムについて、インボイス制度に移行するまでに、請求や領収のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

KPI(進捗): 未設定

KPI(効果): 未設定

### [No. 4-2] 小型無人機(ドローン)の制度整備と社会実装の推進

- 令和3年(2021年)3月、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度を実現するため、航空法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出し、6月に成立した。
- 今後、令和4年度(2022年度)中に有人地帯での目視外飛行を可能とする制度を実現するとともに、制度の円滑な運用に必要となる体制やシステムの整備等を行う。また、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、全国で実証実験等を実施する。
- これにより、令和4年度(2022年度)を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。

KPI(進捗): 実証実験件数

KPI(効果): 有人地帯での目視外飛行の実現

### [No. 4-3] テレワークの普及

- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。
- このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制やサテライトオフィス、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIについては、緊急事態宣言を受けた企業の取組の状況を踏まえた上で設定する。
- 国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、各府省庁は、令和3年(2021年)夏までにテレワーク推進計画を策定し、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。
- 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI(進捗): ・ 民間のテレワーク:

テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカー

の割合

(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定)

- ・ 国家公務員のテレワーク :

令和7年度(2025年度)までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備

KPI (効果) : 緊急時における事業継続性の確保、働く者にとって効果的なテレワークを推進

#### [No. 4-4] シェアリングエコノミーサービスの普及

- ・ 毎年改定しているシェアリングエコノミーの活用事例をまとめた「シェア・ニッポン100」について、令和2年度(2020年度)版は15地域を新たに追加し、全115地域の事例を掲載。シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、また、事業者団体が立ち上げたシェアリングシティ推進協議会には50以上の地方公共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつつある。更なる普及に向けて、サービスの安全性・信頼性の向上とともに、根深く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。
- ・ シェアワーカー及びシェア事業者の認証制度について、事業者団体等と連携して普及を図るとともに、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や地方公共団体向け活用ハンドブックによる横展開を通じて、地域における活用を更に推進していく。特に、防災分野におけるモデル連携協定の周知とともに、令和3年度(2021年度)中に災害発生時等のシェア事業者向け実施マニュアルを作成することで新たな被災地支援の取組を推進する。また、シェアリングシティ推進協議会と連携し、地方公共団体等とともにシェアリングエコノミーの公共サービスとしての新たな活用モデルについて検討を深める。
- ・ 以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性・信頼性に対する意識向上を図るとともに、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解決に繋げる。

KPI (進捗) : シェアリングシティ推進協議会に加盟する地方公共団体数

KPI (効果) : シェアリングエコノミーの活用に向けて事業者等と協定を締結した地方公共団体数

#### [No. 4-5] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

- ・ 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、令和2年(2020年)11月に企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定し、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する「DX認定制度」の運用を開始したほか、令和2年(2020年)12月に公表した「DXレポート2(中間取りまとめ)」においても企業の変革の方向性を示している。
- ・ 令和3年度(2021年度)は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。
- ・ これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。

KPI (進捗) : 中堅・中小企業等の優れたDXの取組を選定するための基準策定

KPI（効果）：DX認定制度の認定件数、DX推進指標の回答数

## V. 包括的データ戦略

### [No. 5-1] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進

- ・ Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP（第2期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術（コネクタ）の研究と機能ツール開発を行い、SIPデータ基盤へのコネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム（DSA）を活用した普及活動を実施。
- ・ 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現する。

KPI（進捗）： データ連携基盤技術のSIPデータ基盤への実装数

KPI（効果）： データ連携基盤技術の本格稼働

### [No. 5-2] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進

- ・ 平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）において、計18か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。
- ・ 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組を活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。
- ・ 上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。

KPI（進捗）： 補助の交付決定数

KPI（効果）： スマートシティに関する技術の実装をした地方公共団体・地域団体数（令和7年度（2025年度）までに実装地域数100）

### [No. 5-3] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進

- ・ 本施策では令和3年度（2021年度）末の事業終了後、速やかに社会実装することを目指しており、令和3年度（2021年度）においては実装に向けた開発の加速化及びその支援を行う。

KPI（進捗）： Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数（令和3年度（2021年度）末までに67件）

KPI（効果）： Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決（Connected Industriesを実現する新たなデジタルサービスが令和4年度（2022年度）以降に10件以上創出）

### [No. 5-4] 国土交通データプラットフォーム整備

- ・ Society 5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータ

を連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。

- ・ 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手する。
- ・ これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。

KPI（進捗）： データ連携基盤の開発進捗

KPI（効果）： データ連携基盤の本格稼働

#### **[No. 5-5] マテリアルDXプラットフォーム構想実現のための基盤整備**

- ・ 文部科学省・経済産業省にて設置された「マテリアル革新力強化のための戦略策定に向けた準備会合」での検討結果では、“データ駆動型研究開発の推進のための基盤整備が必要”等の、今後の取組の方向性が取りまとめられた。
- ・ 国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）及び全国の大学・研究機関からなる先端設備と、そこから創出されるマテリアルデータの共用体制基盤として、多様な研究設備を持つハブと特徴的な技術・装置を持つスポークからなるハブアンドスポーク体制の新たな構築を令和5年度（2023年度）から試験運用開始予定。（令和7年度（2025年度）から本格運用。）
- ・ これにより、全国の先端共用設備から創出されるマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が推進され、構築されたデータ創出・共用体制からの産学官のマテリアルデータを活用したデータ駆動型研究開発が全国で実施、革新的材料開発に繋がる。

KPI（進捗）： 全国の先端共用設備からマテリアルデータを創出する「マテリアル先端リサーチインフラ」事業において、6つのハブ機関、19のスポーク機関を採択。NIMSにおいて、全国のマテリアルデータ蓄積のためのクラウド基盤の整備を開始。

KPI（効果）： 未設定

#### **[No. 5-6] まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進**

- ・ スマートシティの社会実装をはじめとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化、スマートシティの牽引役となる先駆的なモデルプロジェクトの選定・支援、及び普及促進活動等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。
- ・ 令和3年度（2021年度）は、3D都市モデルのデータ仕様の拡張、ユースケース開発の深堀、各種マニュアルやセミナー等を通じた普及啓発活動等により地方公共団体における整備・活用・オープンデータ化を促進する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進めるとともに、これを促進するための制度的措置を検討する。スマートシティに関しては、新たなモデル事業の選定や官民連携プラットフォームにおけるセミナーの開催等による先駆的事例の横展開、スマートシティガイドブックの普及展開等を実施。
- ・ これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」

を推進し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。

- KPI（進捗）：
- ・ 都市計画基礎調査情報・都市計画決定情報等を含む3D都市モデルデータ及び都市計画GISのオープンデータ化に向けた研修会の実施
  - ・ 都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化の促進
  - ・ スマートシティに取り組む地方公共団体及び民間企業・地域団体の数（スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：1,000 団体以上（令和7年（2025年））

- KPI（効果）：
- ・ オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進
  - ・ 都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数
  - ・ 3D都市モデルを活用したユースケース開発数：5件（令和3年（2021年））
  - ・ 新たな3D都市モデル構築都市数：10都市（令和3年（2021年））
  - ・ スマートシティの実装数（技術の実装や分野間でデータを連携・接続する地方公共団体・地域団体数）：100 程度（令和7年（2025年））

#### **[No. 5－7] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業**

- ・ 地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加している。
- ・ 引き続きシンポジウム、フォーラムなどを実施し、DIASの周知に努め、令和12年度（2030年度）までに利用者数10,000人の達成を目指す。
- ・ これとあわせ、これまでのDIASの成果・実績を更に拡大・展開させ、地球環境ビッグデータの利活用を促進することで地球環境分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）に貢献するとともに、他の情報基盤等とも連携し、国、地方公共団体、企業等の意思決定に貢献する。
- ・ 防災・減災対策や気候変動対策を中心とした地球環境全体のデータプラットフォーム（ハブ）として、長期的・安定的な運用の下で、常に変化するユーザーニーズに沿った情報基盤の提供を目指す。

KPI（進捗）： 地球環境情報プラットフォームの利用者数（令和12年度（2030年度）10,000人）

KPI（効果）： 未設定（令和5年度（2023年度）に設定予定）

#### **[No. 5－8] AI・データの利用に関する適切な契約の促進**

- ・ 本施策では、平成30年（2018年）6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。令和元年（2019年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。
- ・ 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。

KPI（進捗）： 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書案（令和3年（2021



年) 2月公表) について、国内外で周知・広報活動を行う。(令和3年度(2021年度) 末までに講演30件)

KPI (効果): 個別分野等において、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照したガイドライン等が策定される。(令和4年度(2022年度) 以降に5件以上)

#### [No. 5-9] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備

- 令和2年度(2020年度) 末時点で情報銀行の認定件数は7件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。
- 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、令和2年度(2020年度) までの提供先第三者の選定基準の明確化等に係る検討を踏まえて、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、令和3年度(2021年度) は、情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等の保有する情報を活用することでデータポータビリティを実現するための検討を行うなど、情報銀行によるデータの加工・仲介・分析機能の強化に向けた環境整備を行う。
- これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI (進捗): 情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ連携の方策等に係る実証・検討の実施

KPI (効果): PDS、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出

#### [No. 5-10] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進

- オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。IT総合戦略室では、ラウンドテーブルを平成30年(2018年) 1月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話を行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政(統計等データ)」分野を対象に開催。また、IT総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。
- 他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和3年度(2021年度) においては、データ戦略の観点から踏まえ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体(仲介組織)との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。
- これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。

KPI (進捗): 新たな形式でのラウンドテーブルの開催(令和3年度(2021年度) に1回以上)

KPI (効果): ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出

#### **[No. 5-11] オープンデータ・バイ・デザインの推進**

- ・ 令和2年（2020年）4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。
- ・ 政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。
- ・ 具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行う。
- ・ 「一元的なプロジェクト管理」を通じて、政府におけるオープンデータ・バイ・デザインの推進を図る。

KPI（進捗）： 未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する）

KPI（効果）： 未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する）

#### **[No. 5-12] オープンデータカタログの一元的提供の推進**

- ・ 政府のオープンデータカタログである「DATA.GO.JP（データカタログサイト）」については、各府省庁のオープンデータの横断的検索を可能とし、データの利活用を促進することを目的に運用しているところ、今般、オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供できることが必要。
- ・ このため、令和元年度（2019年度）から、APIカタログ等の仕組みやデータ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等のための機能要件の検討を開始し、令和4年度（2022年度）早期運用開始を目途として、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Gov（電子政府の総合窓口）を統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。
- ・ これにより、オープンデータを活用した新サービスの創出や諸課題の解決を促進。

KPI（進捗）： DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度（2022年度））

KPI（効果）： オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進

#### **[No. 5-13] 地方におけるオープンデータの促進**

- ・ 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。
- ・ その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考

え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。

- ・ また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。

KPI（進捗）： 地方公共団体のオープンデータの質の評価（令和3年度（2021年度）末までに評価指標を設定）

KPI（効果）： 未設定（評価指標の設定後に検討）

#### [No. 5-14] 登記所備付地図データの事業者等への提供

- ・ 登記所備付地図の電子データは、当該データが加工可能な形式で民間事業者提供されていないことが課題。平成29年度（2017年度）から制度面・システム面等の課題の整理を行い、IT総合戦略室、法務省、国土交通省が連携して対応を検討。令和3年度（2021年度）までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。
- ・ 引き続き、制度面の課題への具体的な対応を検討するとともに、法務省が地図データの提供開始に向けたシステムを開発する。
- ・ これにより、不動産市場の活性化等に繋がる<sup>つな</sup>ことが期待。

KPI（進捗）： 登記所備付地図データの提供開始に向けたシステムの開発（令和3年度（2021年度））

KPI（効果）： 登記所備付地図データの提供開始（令和3年度（2021年度））

#### [No. 5-15] 気象情報の利活用の促進

- ・ 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。
- ・ そのため、基盤的気象データのオープン化・高度化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。
- ・ これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI（進捗）： ・ （一財）気象業務支援センターに提供した気象情報・データの日量（令和3年度（2021年度）200GB）

KPI（効果）： ・ 気象ビジネス推進コンソーシアム（WXBC）が主催するイベントへの参加人数累計（令和3年度（2021年度）7,000人）  
・ 気象データアナリスト育成講座を受講した人数（令和5年度（2023年度）180人）

#### [No. 5-16] 統計データのオープン化の推進・高度化

- ・ 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性

の高い提供基盤を構築する必要。

- ・ 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- ・ これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）： e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数

KPI（効果）： e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数、オンサイト施設利用数

#### **[No. 5-17] 農業関係情報のオープンデータ化の推進**

- ・ 現場での意見やラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。
- ・ また、農林水産省ウェブサイトに公開されていない行政データを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化。
- ・ これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。

KPI（進捗）： 農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開数

KPI（効果）： 農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数

#### **[No. 5-18] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進**

- ・ 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。
- ・ 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度（2018年度）にトンネル、ダム、河川構造物（樋門・樋管）における、3次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度（2019年度）は橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和3年度（2021年度）については、土木工事や設計業務等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始する予定。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、これらの取組を加速化する。
- ・ これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI（進捗）： オンライン電子納品システムの運用開始（令和3年度（2021年度）予定）

KPI (効果) : オンライン電子納品登録工事数

#### [No. 5-19] ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

- ・ 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度（2019年度）の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出に繋げることが課題。
- ・ 令和3年度（2021年度）は、引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。
- ・ これにより、主要交通ターミナルにおけるナビゲーションサービスや2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）関連施設へのバリアフリー情報を提供する民間サービスの創出を図る。

KPI (進捗) : オープンデータ利活用拡大へ向けた調査・検討（令和3年度（2021年度）予定）  
オープンデータ化された箇所数（令和2年度（2020年度）25か所）

KPI (効果) : サービスが実現された箇所数

#### [No. 5-20] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進

- ・ 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に繋がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。
- ・ このため、令和2年度（2020年度）においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、東京2020大会（注）における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。

（注）東京2020大会の延期等に伴い、令和3年度（2021年度）も継続して実証実験及び同検討会を実施中。

- ・ これにより、東京2020大会への対応及びその先のレガシーとして、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現。

KPI (進捗) : 実証実験にデータを提供した事業者の数

KPI (効果) : 実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数

#### [No. 5-21] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進

- ・ 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で2 m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るといった課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々

な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。

- ・ 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、令和2年度（2020年度）から民間等電子基準点の登録制度を開始し、本制度を活用して、電子基準点網を拡充する取り組みを進めている。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する地殻変動補正システムを令和3年度（2021年度）までに構築し、併せて補正情報向上の技術的手法を令和5年度（2023年度）目途に取りまとめる。さらに、令和4年度（2022年度）までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和6年度（2024年度）から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。
- ・ これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。

KPI（進捗）： 電子基準点の観測データの取得率

KPI（効果）： 地殻変動補正サービスを提供している分野数（令和7年度（2025年度）末4分野）

#### **[No. 5-22] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供**

- ・ 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務づけるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。
- ・ 令和3年度（2021年度）以降も、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図り、適切な事業者選択に資する観点から、これらの活用できる機能の周知など、介護サービス情報公表システムを普及していく。
- ・ これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）： 令和3年度（2021年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能のアクセス数

KPI（効果）： 令和3年度（2021年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情報検索結果）のアクセス数

#### **[No. 5-23] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進**

##### **【保育所等について】**

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を構築し、令和2年（2020年）9月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の充実やシステムの周知に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる<sup>24</sup>の機会<sup>24</sup>の確保に繋げる。

#### 【放課後児童クラブについて】

- ・ 保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。
- ・ このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推奨データセットの活用についてIT総合戦略室と連携し周知することに努める。
- ・ こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保に繋げる。

KPI（進捗）： ・ 令和3年（2021年）までに保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合

KPI（効果）： ・ 保育所等については、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」の利用状況等も勘案しながら引き続き検討  
・ 放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況等を勘案しながら引き続き検討

#### 【No. 5-24】 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入

- ・ 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、令和2年（2020年）12月には第5回NDBオープンデータを公開。また、追加集計要望に関する「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」における検討を踏まえ、第6回NDBオープンデータの集計作業を開始。
- ・ 令和3年度（2021年度）も新たに寄せられた集計要望に対する対応について「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」で検討を行い、第7回NDBオープンデータにおいて新たに追加される集計項目や今後の方針を決定予定。また、令和3年（2021年）秋頃までに第6回NDBオープンデータを公開予定。
- ・ これにより、国民の医療動向を評価する上で有用なデータの提供を促進。
- ・ また、令和2年（2020年）10月に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、民間事業者等への第三者提供や他の公的データベースとの連結解析を制度化。
- ・ 他の公的データベースとの連結については、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから順次対応する。加えて、NDBについては、データの価値を国民に還元できるよう、保健医療分野のみならず、国民生活に関するデータとの連結解析についても、上記の観点と同様に検討する。
- ・ また、NDB利活用の拡大に向けて、令和3年（2021年）3月よりNDBの更改及び医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の構築を開始した。
- ・ 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、有識者検討会において具体的なスキーム・活用主体等について議論し、令和元年（2019年）10月に報告書を取りまとめ、第201回国会（常会）において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が成立したところ。令和3年度（2021年度）からの運用開始を目指し、同法律の施行準備を行うとともに、引き続き、制度面・技術面・運用面での検討を進めていく。

- KPI（進捗）：
- ・ オープンデータ公開に向けた集計項目の選定及び集計状況（第6回NDBオープンデータは令和3年（2021年）秋公開予定）
  - ・ NDBと連結解析できる他の公的データベースの拡大（法的・技術的課題が解決したものから順次対応）
- KPI（効果）：
- ・ オープンデータ公表ページに対するアクセス数（目標値や達成時期については、利用者により利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は未設定）
  - ・ NDBの利活用による研究開発の件数

#### [No. 5-25] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供

- ・ 民間事業者等による地理空間情報に関するサービス・産業活用が進められている中、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向け、基盤となる地理空間情報等を整備し利用しやすい形で提供することが必要。
- ・ そのため、基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、標高データや道路等の重要項目は着実に整備・更新を実施しつつ、頻度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリーの内容の充実、機能追加等サイト改良を実施。
- ・ これにより、基盤となる地理空間情報等が利用者にとって利用しやすい形で整備・提供され、更に利便性が向上することで、地理空間情報の活用の促進及び新サービス・産業等の創出を期待。

KPI（進捗）： 新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率

KPI（効果）： 地理空間情報ライブラリー利用数(令和3年度（2021年度）中に利用数860万件/年)

#### [No. 5-26] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進

- ・ 昨今の国際情勢を鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を令和元年（2019年）12月に新たに開設した。
- ・ 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標通りのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。
- ・ これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。

KPI（進捗）： 海外安全情報オープンデータサイトへのアクセス数の一層の増加

KPI（効果）： 海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供

#### [No. 5-27] ポーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進

- ・ 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。



- ・ 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。
- ・ これにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。

KPI（進捗）： 地方公共団体、公益事業者等へ公開の呼びかけ（20団体）

KPI（効果）： ボーリング柱状図データを公開した団体数（5団体）

#### **[No. 5-28] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化**

- ・ ハザードマップ（地震、火山、洪水・高潮、津波、土砂災害）の公開については、一部での公開にとどまっているほか、機械判読性の低いデータ形式での公開が主流。
- ・ 平成30年度（2018年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び8道県分の都道府県管理河川の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を発出。引き続き、公開方法等の検討を行う。
- ・ データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。

KPI（進捗）： 国・地方公共団体が保有するハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況

KPI（効果）： ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）

#### **[No. 5-29] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進**

- ・ 災害時において、旅行者などの地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和3年（2021年）3月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約9割にとどまっている状況。
- ・ 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請する。
- ・ 引き続き、指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。
- ・ これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。

KPI（進捗）： 国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数

KPI（効果）： 指定緊急避難場所データへの累積アクセス数

#### **[No. 5-30] 放送分野におけるデータ利活用**

- ・ 放送事業者等による視聴データの活用に向けた取組が行われているところ、視聴データの取扱いに関するルールの整備が必要。
- ・ 個人情報や視聴データの適切な取扱いのために、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を令和4年（2022年）4月1日までに改正するとともに、地域の実情を踏まえたネット配信と放送番組の視聴データの活用の仕組みの構築に向けて、伝送方式に応じた最適な配信基盤や受信環境の在り方の検討等を行い、令和4年度（2022年度）中にガイドラインの解釈に資する事例を取りまとめることで、業界団体における自主ルールの策定等を促進する。
- ・ こうしたデータ利活用の環境整備により、放送事業者等による新たなコンテンツやサービスの創出、展開に繋げる。

KPI（進捗）： 策定するガイドラインや指針等の数：2件（令和3年度（2021年度）末）

KPI（効果）： 視聴データを利活用する事業者等の数：20者（令和3年度（2021年度）末）

#### **[No. 5-31] 土地情報連携の高度化**

- ・ 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- ・ 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和3年度（2021年度）から登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行う。また、これらの検討結果を踏まえて、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等も検討する。
- ・ これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。

KPI（進捗）： API連携の検討状況

KPI（効果）： 登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数

#### **[No. 5-32] 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し**

- ・ 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年（2015年）4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、大半の農業委員会においては、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等がされておらず、他の農地情報データベースとの整合性が課題。
- ・ 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、eMAFF地図による農地情報の一元化に資するよう、システムの見直しを行う。

- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度（2023年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI（進捗）： ・ 農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数  
 ・ 農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数

KPI（効果）： ・ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和5年度（2023年度）までに8割）

#### [No. 5-33] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

- ・ 地理空間情報の流通・利用を広げるため、G空間情報センターと各種の分野別データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供を可能とすることが課題である。
- ・ このため、防災・農業等の分野別プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。
- ・ これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）： 循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数

KPI（効果）： G空間情報センターの平均月間ページビュー数

#### [No. 5-34] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID(共通番号)のルール整備

- ・ 現在、不動産情報を有する各主体間で広く用いられている、各不動産に紐づく共通コードが存在しないため、各主体間を跨いだ不動産情報の名寄せができず、情報連携が困難であることから、各不動産の共通コードとして、不動産IDの整備が必要となっている。
- ・ 令和3年度（2021年度）に有識者・実務家を交えた検討会の開催等の不動産IDのルール整備に向けた検討を行い、令和4年度（2022年度）に不動産IDに係るルール運用を開始する（ルール整備ができた一部の不動産・取引から運用を開始することや、試行運用を行いルールの内容の検証等を行うことも検討）。
- ・ これにより、官民の各主体が保有する不動産関連データの連携を促進を図る。

KPI（進捗）： 不動産IDのルール整備に向けた検討状況

KPI（効果）： IDの運用開始による、不動産業の生産性・消費者の利便性の向上

#### [No. 5-35] 国際的なデータ流通の推進

- ・ 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust（DFFT）」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOをはじめとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。

- ・ 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。
- ・ こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。

#### **[No. 5-36] 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPR システムの推進**

- ・ 個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の更なる整備が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国との間では英国のEU離脱後における日英間の相互の円滑な個人データ移転の確保に向けた対話、米国との間ではAPEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムの促進を行うとともに、日米欧三極間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。引き続き、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を行っていく必要がある。
- ・ 令和3年度（2021年度）においても、信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向け、欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省等）との間で戦略的な対話や連携を行い、既存の越境データ移転の枠組みを活用した個人データ流通の増大を図るための取組や各国間の個人情報保護制度の相互運用性を高めるための取組を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっているOECDプライバシーガイドラインにおいて規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進展させるとともに、信頼性のあるガバメントアクセスに係る高次の原則を策定するための議論を主導する。また、APEC CBPRシステムについても、更なる参加企業の拡大に向け、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。
- ・ 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。

## VI. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保

### [No. 6-1] 不足するセキュリティ人材等の計画的な育成

- ・ セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務であることから、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて推進する。
- ・ 経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年（2016年）10月から開始。令和7年度（2025年度）までに登録者数3万人超を目指す。
- ・ 令和3年度（2021年度）前半に「政府機関におけるセキュリティ・IT人材確保・育成総合強化方針」の改定が行われることを踏まえ、各府省庁において「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」についても速やかに改定することとなっている。当該計画を踏まえ、各府省庁はこれを着実に推進するとともに、民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のスキル認定者数の充足を図る。

- KPI（進捗）：
- ・ 情報処理安全確保支援士試験の受験者数
  - ・ 情報システム統一研修のうち、橋渡し人材<sup>67</sup>育成に係る研修（特に課長補佐級）の修了者数（対前年度比増）
- KPI（効果）：
- ・ 令和7年度（2025年度）までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超
  - ・ 橋渡し人材（部内育成の専門人材）のスキル認定者数

### [No. 6-2] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

- ・ 令和2年度（2020年度）においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）1月末まで派遣申請を受け付け、227団体に派遣決定した。
- ・ 令和3年度（2021年度）については、4月16日地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、令和4年（2022年）3月まで順次派遣を実施する予定。
- ・ 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。

KPI（進捗）： 派遣地域数

KPI（効果）： AI・RPAを導入している地方公共団体数（令和3年度（2021年度）末までに600団体）

### [No. 6-3] 実践的サイバー防御演習（CYDER）

- ・ セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。
- ・ 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。平成29年度（2017年度）から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、令和3年度（2021年度）も集合演習を同等規模で実施する。また、令和3年度（2021年度）中に、感染症拡大防止対策及び地理的・時間的要因等によりCYDERが受講できない地方公共団体等への対応として、オンライ

<sup>67</sup> 令和3年度（2021年度）前半の「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」の改定を踏まえて、名称及び定義について変更を予定。

ン受講環境の正式提供を開始する。

- これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。

KPI（進捗）： 集合演習の開催回数（令和3年度（2021年度）100回）

KPI（効果）： セキュリティ人材の育成数（令和3年度（2021年度）3,000人）

#### **[No. 6-4] IT人材スキル標準の策定**

- 従来のスキル標準（ITSS）が対象としている情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている既存の人材が、「セキュリティ領域」、「データサイエンス領域」、「アジャイル領域」及び「IoTソリューション領域」のスキル強化を図るための“学び直し”をするための指針として、“ITSS+（プラス）”を平成29年（2017年）4月以降に公開するとともに、今後、継続的な見直しを実施。

KPI（進捗）： ITSS+の継続的な見直し

KPI（効果）： 見直した成果の公表

#### **[No. 6-5] 人材育成・普及啓発等**

- 第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度（2017年度）に新たなスキル標準の策定を開始。「産業サイバーセキュリティセンター」の設置、令和7年度（2025年度）の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す。

KPI（進捗）： 情報処理安全確保支援士試験の受験者数

KPI（効果）： 令和7年度（2025年度）までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超

#### **[No. 6-6] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成**

- 経済産業省では、平成29年度（2017年度）から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。
- これまでの4年間の実施経験や受講生のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。
- これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。

KPI（進捗）： 産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了生の人数

KPI（効果）： 産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了生の人数

#### **[No. 6-7] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進**

- 令和2年度（2020年度）に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが作成されたことを受け、令和3年度（2021年度）においては、モデルカリキュラムを踏まえた教材の作成を行うとともに、優れた教育プロ

グラムを認定する制度の運用を通じて、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を推進する。

KPI（進捗）： 全国の大学等への普及・展開

KPI（効果）： 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度において、認定を受けた大学等の数

#### **[No. 6－8] Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業**

- ・ 令和2年度（2020年度）は情報技術人材やデータサイエンティストを育成する取組において実践的な教育を推進したものの、IT人材等については今後も不足する見込みである。
- ・ 令和3年度（2021年度）からはこれらの取組を引き続き実施し、質・量両面に渡る育成機能の強化を図る。
- ・ これにより、修了者数の増加を図り、1人でも多くの情報技術人材を供給する。

KPI（進捗）： 受講者数

KPI（効果）： 修了者数

#### **[No. 6－9] 情報教育の強化・充実**

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要がある。
- ・ これまで、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行い、研修用教材等を作成するとともに、プログラミング教育に関する情報提供、情報活用能力を定期的に測定するための調査のための準備、情報モラル教育の指導資料や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等の取組を行った。
- ・ 令和3年度（2021年度）においては、児童生徒の情報活用能力調査を実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツの充実等を行い、令和2年度（2020年度）から順次実施されている新学習指導要領の円滑な実施を目指す。

KPI（進捗）： 授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合

KPI（効果）： 令和2年度（2020年度）以降の新学習指導要領の円滑な実施

#### **[No. 6－10] データ関連人材育成プログラム**

- ・ 令和3年度（2021年度）で事業開始5年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に進められるようにすることが必要。
- ・ このため、令和2年度（2020年度）までに選定した計6コンソーシアムの取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。
- ・ これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。

KPI（進捗）： 補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度）

末 100%超)

KPI (効果) : 研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率 (毎年度末 75%超)

**[No. 6-11] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進**

- ・ 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。
- ・ 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクサス (CYNEX) を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」を令和3年度 (2021年度) 中に構築し、提供を開始する。
- ・ これにより、産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。

KPI (進捗) : サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤において民間企業等が開発した人材育成コンテンツ数

KPI (効果) : サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数



## VII. アクセシビリティの確保

### [No. 7-1] 条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進

- ・ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。
- ・ 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- ・ これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。

KPI（進捗）： 高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備世帯数

KPI（効果）： 光ファイバ未整備世帯数（平成29年度（2017年度）末時点で約98万世帯）の減少

### [No. 7-2] 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進

- ・ 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。
- ・ 災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、5Gの導入を促進する。
- ・ これにより、都市と地方の情報格差を是正する。

KPI（進捗）： 補助事業実施件数

KPI（効果）： 道路メッシュカバー率（道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合）（令和6年度（2024年度）までに90%以上）

※平成27年度（2015年度）国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ（約500m四方）

### [No. 7-3] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速

- ・ 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。
- ・ 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。
- ・ これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。

KPI（進捗）： 補助事業実施件数

KPI（効果）： 在来線のうち、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネル内で携帯電話が利用可能な距離（125km）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、対策工事の見通しが立たないことから、現時点では達成時期が見込めない。

#### **[No. 7-4] 沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業**

- ・ ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするため、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備が必要。
- ・ 沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速ブロードバンド環境整備を行い11市町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を行い令和3年度（2021年度）末までに残り6市町村の超高速ブロードバンド環境整備を実施。
- ・ これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。

KPI（進捗）： 超高速ブロードバンド環境整備市町村数（本事業における整備市町村17）

KPI（効果）： 離島及び過疎地域における超高速ブロードバンドサービス利用率（令和4年度（2022年度）中に42.86%）

#### **[No. 7-5] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備**

- ・ IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。
- ・ このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。
- ・ これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。

KPI（進捗）： ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況

KPI（効果）： ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（令和8年度（2026年度）まで100以上）

#### **[No. 7-6] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等**

- ・ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、令和2年度（2020年度）の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後5年間の提供状況を確認。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

- KPI（進捗）： ・ サービス及び研究開発に対する助成件数  
 ・ JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数（令和3年（2021年）3件）
- KPI（効果）： ・ 民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和3年（2021年）70%）  
 ・ ホームページのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（令和3年（2021年）77%）

#### **[No. 7-7] 障害者の本人確認等の簡素化**

- ・ 障害者割引等については、従来より、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第8条第3号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。
- ・ 令和3年（2021年）中に、関係省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。
- ・ 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。

KPI（進捗）： 関係省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数

KPI（効果）： 障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる

#### **[No. 7-8] 「デジタル活用支援員」の検討**

- ・ 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。
- ・ このため、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」に関し、令和3年度（2021年度）は民間企業・関係団体や地方公共団体とも連携して全国的な展開を図る。
- ・ 上記の取組により、高齢者等がデジタル機器・サービスを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き活きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。

KPI（進捗）： デジタル活用支援に係る実施拠点数、デジタル活用支援員の人数

KPI（効果）： デジタル活用支援を受けた高齢者等の人数

#### **[No. 7-9] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進**

- ・ 令和2年（2020年）4月から小学校でプログラミング教育が導入されることに伴い、地域社会でもICT

スキルを学び合う場を普及させることが重要。

- ・ 実施団体のネットワーク化や好事例等の情報提供を促進。
- ・ ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。

KPI（進捗）： 調査研究事業を通じた「地域ICTクラブ」の全国ネットワーク化等の検討を令和3年度（2021年度）中に実施

KPI（効果）： 調査研究事業を踏まえたガイドブックの改訂を令和3年度（2021年度）中に実施

#### [No. 7-10] 「異能 (Inno) vation」プログラムの推進

- ・ スタートアップ前の優れたアイデアを発掘し、地球規模の新たな価値を創造する破壊的ICTイノベーションへの挑戦を支援。既存の政府系R&Dで応募倍率が3倍程度のところ、10倍以上を達成。国民の希求を反映し、7年間で応募者数は26倍に増加。
- ・ 応募の要件は地球上に個別連絡先が存在する方。年齢・国籍・居住地不問。自薦と他薦が可能。最終選考通過者は最長1年間・最大300万円で失敗を恐れずに技術課題に挑戦。挑戦に専念できる環境を整備。
- ・ 官民・地域・グローバルで連携した発掘エコシステムを推進し、ポストコロナの未来社会を見据えた地球規模の価値を創造する破壊的ICTイノベーションに挑戦する雰囲気を我が国に醸成。応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成。趣旨に賛同する民間からの参画企業等は100社以上。地域の異色多様な尖ったICT個性が活躍する場づくりを行う運営協力機関による異能 (Inno) vationネットワーク拠点を形成。

KPI（進捗）： 公募への応募倍率（令和3年度（2021年度）10倍以上）

KPI（効果）： 応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合（令和3年度（2021年度）50%以上）

#### [No. 7-11] 障害当事者参加型技術開発の推進

- ・ 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。
- ・ このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。
- ・ これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。

KPI（進捗）： 障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況

KPI（効果）： 障害関連情報共有プラットフォームのデータ数（令和3年度（2021年度）末200以上）

## VIII. 安全・安心の確保

### [No. 8-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

- ・ Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」(以下「CPSF」という。)を平成31年(2019年)4月に策定。
- ・ CPSFを各産業分野に展開し、データ流通に求められるセキュリティ対策を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進するとともに、産業横断的な対策が求められるデータそのものの信頼性確保の手法等について検討。加えて、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間を繋げる機器・システムにおけるカテゴリ化及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を令和2年(2020年)11月に策定。末端の制御系システムにふさわしいセキュリティ対策に関して検討を実施。
- ・ これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋がるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。

KPI (進捗) : CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数

KPI (効果) : 策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数

### [No. 8-2] セキュリティ標準の策定

#### 【情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新】

- ・ 平成29年度(2017年度)に経済産業省が公表した情報セキュリティサービス基準に適合するセキュリティサービスを調査し、リストとして公表。
- ・ 当該リストを随時更新し、リストの活用を促すことで、企業等のセキュリティ投資を促進。

#### 【IoTセキュリティガイドラインの国際標準化】

- ・ ITU-T SG17において、IoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41において、IoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を進める。令和3年度(2021年度)以降での勧告案の確定、令和3年度(2021年度)以降の規格案の確定を目標としている。

KPI (進捗) : ・ 一定の品質を備えたセキュリティサービスを掲載した情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの更新

・ ITU-T SG17における勧告案の確定(令和3年度(2021年度)以降)

・ ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定(令和3年度(2021年度)以降)

KPI (効果) : ・ 国際標準獲得

### [No. 8-3] サイバーセキュリティお助け隊の構築

- ・ 経済産業省では、損保会社、ITベンダーや地元の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設置し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度(2019

年度) から令和2年度(2020年度) に地域実証を実施した。実証事業で得られた知見、及びサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3) 中小企業対策強化WGにおける議論等に基づき、IPAにおいて中小企業向けのセキュリティサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービス内容の審査(確認)を行う機関(サービス審査登録機関)が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を令和3年度(2021年度)に制定。

- ・ 今後、サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することで普及を促進する。

KPI(進捗): サイバーセキュリティお助け隊マークを付与したサービス数

KPI(効果): 未設定(本施策の推進状況を踏まえ、別途設定)

#### **[No. 8-4] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信**

- ・ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、ガイドライン等を策定するとともに説明会等を実施。
- ・ 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の円滑な施行に向けて、これまで行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)又は各地方公共団体の条例により別々に規律されてきたことにも配慮しつつ、各主体の意見を十分に聴取しながら、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。
- ・ また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。
- ・ これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

KPI(進捗): 説明会等への講師派遣実施の件数(年間60回)

KPI(効果): 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

## IX. 研究開発・実証の推進

### [No. 9-1] 第5世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

- 平成31年（2019年）1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年（2019年）12月にローカル5Gの制度化、免許申請受付を開始し、令和2年（2020年）12月に周波数を拡張。
- 引き続き、基地局の高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施。
- これにより、5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI（進捗）： 課題解決型ローカル5G等開発実証の実施件数

KPI（効果）： 携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数

### [No. 9-2] Beyond 5G研究開発促進事業

- NICTに次世代情報通信技術Beyond 5G実現に必要な最先端の要素技術等の研究開発を支援するため公募型研究開発のための基金を、令和3年（2021年）3月に創設した。
- NICTに創設した基金を活用して、Beyond 5Gの要素技術の研究開発を支援する。
- これによりBeyond 5G要素技術の確立が期待される。

KPI（進捗）： 研究開発課題数

KPI（効果）： 本事業で採択、実施された研究開発課題のうち、外部専門家による研究開発評価において、優れた進捗が認められた研究開発課題の割合

### [No. 9-3] 新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発

- インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に我が国の通信トラヒックは増加傾向が続いており、運用単位あたりの通信処理速度（基幹網100Gbps、アクセス網10Gbps）を拡大するための研究開発を平成30年度（2018年度）から開始し、各種要素技術の検討、一部機能の試作等を行ったが、全ての機能を統合した総合評価まで至っていない。
- 令和3年度（2021年度）から、機能統合後の動作検証、送受信機構成の最適化を行い、総合評価を実施するとともに、早期商用化が可能な一部技術を活用したサンプル版出荷を行う。
- これにより、光ネットワークのトラヒック増加に対処する技術の確立が期待される。

KPI（進捗）： 令和3年度（2021年度）末までに運用単位あたりの通信処理速度を拡大する技術の確立

KPI（効果）： 令和5年度（2023年度）までに研究成果の実用化

#### [No. 9-4] 戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE)

- ・ PDCAサイクルに基づき採択評価、選抜評価、継続評価及び終了評価を実施。令和元年度（2019年度）に終了した研究課題の終了評価では、8割が当初の見込みを上回る成果を得た。
- ・ 研究開発実施者に対して、継続評価等での評価委員のコメントや終了評価の評価項目を意識して研究開発を行うよう依頼した。また、評価委員からの指摘を踏まえ、PD・POに付託し評価基準の明確化を実施。
- ・ プログラムの見直し等適切なPDCAサイクルにより施策を実施し、ICT分野におけるイノベーション創出を推進。

KPI（進捗）： 選抜評価の実施

継続評価の実施

終了評価の実施

（ともに令和3年度（2021年度）末までに実施）

KPI（効果）： 終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があった課題の割合（令和3年度（2021年度）達成率90%以上）

#### [No. 9-5] 高度遠隔医療ネットワークの研究開発

- ・ 厚生労働省が令和元年（2019年）7月に改定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、遠隔地の医師が直接患者の手術を執刀する「遠隔手術」について、一定の条件を満たした場合においては医師法（昭和23年法律第201号）に反せず実施可能な旨が明確にされた。これにより、日本における遠隔手術の進展が期待されている。
- ・ 遠隔手術を実施するに当たっては、各学会において、必要な通信環境等を定めたガイドライン整備が求められている。遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワーク等を用いて遠隔手術の臨床試験を実施し、各学会における遠隔手術ガイドラインの策定に寄与する。
- ・ このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）： ・ 手術支援ロボット及び通信ネットワーク等を用いた遠隔手術の実証試験を実施  
・ 遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出

KPI（効果）： ・ 遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出

#### [No. 9-6] 革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進

- ・ 人工知能研究開発ネットワークにおける新型コロナウイルス感染症対策に係るAIを活用した取組として、24大学・機関より73件。
- ・ AI戦略2021及びそのフォローアップ等に基づき、研究開発に係る取組について関係府省庁及び国立研究開発法人等で連携・推進。
- ・ 国内外に我が国のAI研究開発の認知関心を高め、海外人材の日本への呼び込みや国内外の共同研究の



増加を期待。

KPI（進捗）： AI戦略に基づく研究開発に係る取組各項目の進捗状況

KPI（効果）： AI戦略に基づく研究開発に係る取組の進捗率

#### **[No. 9-7] 最先端スーパーコンピュータ等の運用**

- 令和3年（2021年）3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」を着実に運用するとともに、「富岳」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）の利用促進に向けた取組を推進する。

KPI（進捗）： HPCIの中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率（年間90%以上）

KPI（効果）： 集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間260件以上）

#### **[No. 9-8] ブロックチェーンを利用した再生可能エネルギー環境価値取引プラットフォームの構築と環境配慮型行動変容の促進**

- 平成30年度（2018年度）から、これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再生可能エネルギーのCO2排出削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムを、ブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いて構築し、実証する事業を実施している。平成30年度（2018年度）では、遠隔地間での売買取引に伴う環境価値の移転をブロックチェーンにより記録する実証実験に成功した。令和元年度（2019年度）は、複数地点で同時に取引が発生した場合でもシステムがダウンしないことを確認するため、システム負荷試験を実施し、10,000トランザクションを発生させてシステムのパフォーマンスを評価した。令和2年度（2020年度）は、「いつ・どこで・誰が・どのような再生可能エネルギーで・どれだけ発電したか」といった環境価値に付随する属性情報の一部又は全部を、その後の実証実験の内容に合わせて表示・閲覧・検索することのできる取引システムを構築するとともに、環境価値の支払意思額を高めるための手法を明らかにするために、ナッジなどの行動科学の知見を用いた行動変容の実証実験を試験的に実施した。
- 令和3年度（2021年度）以降は、過年度の予備実証を踏まえた本格的な実証実験を進め、価格設定や属性情報、取引方式等に着目した環境価値取引の実証実験等を実施する。
- そして令和4年度（2022年度）までに、行動変容の実証実験を通じ、環境価値の取引に影響を与えるマーケットデザインを明らかにすることに繋げる。

KPI（進捗）： 価格設定や属性情報、取引方式等に着目し、環境価値の取引に影響を与えるマーケットデザインを明らかにするための行動変容実証等の実施回数（令和4年度（2022年度）まで3回）

KPI（効果）： マーケットデザインを通じた環境価値の取引回数等の向上（令和4年度（2022年度）対統制群比5%増加）

#### **[No. 9-9] 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト**

- 特定国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センターにおいて、①深層学習の原理解明や汎

用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的課題（ELSI）に関する研究などを実施。

- ・ 令和3年（2021年）6月に策定された「AI戦略2021」において、本センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI（AIの判断根拠の理解・説明可能化）等の研究開発を推進していく。

KPI（進捗）： AI戦略の実施状況（令和元年度（2019年度）策定）

KPI（効果）： AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進

#### [No. 9-10] 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発

- ・ BPSD（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の予防や介護負担の軽減のため、認知症患者のIoTデータ等を収集し、AIで解析することで、BPSDの発症を事前に予測し、介護者に通知するシステムの研究開発を実施。
- ・ 多地域・多施設へ本IoTネットワークを展開し、より多くの多様なデータを収集することで、BPSDケアに資するAIの精度向上（より正確、早期、詳細な予測）と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに有用なシステムの研究開発を進めるとともに、収集したIoTデータを他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として利活用できる環境を整備（患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・運用の在り方等について検討）する。
- ・ このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。

KPI（進捗）： ・ 認知症対応型AI・IoTシステム試作機を5箇所以上の介護施設に設置し、実証試験を実施

・ 認知症対応型AI・IoTシステム試作機のAI機能の精度向上、データ基盤の拡充

KPI（効果）： ・ 認知症対応型AI・IoTシステム試作機のAI等各機能の精度向上、データ基盤の拡充

# 索引

【デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及】	65
[No. 1-1] 海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	65
[No. 1-2] マイナンバーカードの多機能化の推進	65
[No. 1-3] コンビニ交付サービスの導入推進	65
[No. 1-4] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	66
[No. 1-5] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	66
[No. 1-6] 国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進	66
[No. 1-7] 医療保険のオンライン資格確認の構築	66
[No. 1-8] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化	67
[No. 1-9] ガバメントネットワークの再構築	67
[No. 1-10] 地域情報プラットフォームの拡充・普及	67
[No. 1-11] 中間標準レイアウトの拡充・普及	68
[No. 1-12] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	68
[No. 1-13] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進	68
[No. 1-14] オンライン本人確認手法の普及促進	69
[No. 1-15] 地域IX・CDN等を活用したトラヒック流通効率化	69
[No. 1-16] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築	70
[No. 1-17] Beyond 5Gの実現等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進	70
【国・独立行政法人・地方公共団体が提供する国民向けサービス】	72
[No. 2-1] マイナポータルの抜本的改善	72
[No. 2-2] 5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備の実施の徹底	72
[No. 2-3] 5独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進	72
[No. 2-4] 独立行政法人の情報システムの棚卸	72
[No. 2-5] 共通基盤を活用した警察業務（運転免許業務等）の合理化・高度化	73
[No. 2-6] 全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備	73
[No. 2-7] 交通規制情報のデータ精度向上等に関する調査研究	73
[No. 2-8] 交通管制の高度化に関する調査研究	74
[No. 2-9] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進	74
[No. 2-10] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化	74
【準公共分野における国民向けサービス】	76
[No. 3-1] 児童生徒1人1台端末の整備	76
[No. 3-2] ICTを活用した教育サービスの充実	76
[No. 3-3] 児童生徒の学習データの継続的な活用に向けたデータ基盤の検討	76
[No. 3-4] 教育・学習分野におけるデータ連携の推進	77
[No. 3-5] 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	77
[No. 3-6] 学習者用デジタル教科書普及促進事業	77
[No. 3-7] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	78

[No. 3-8]	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進	78
[No. 3-9]	健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	79
[No. 3-10]	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進	79
[No. 3-11]	匿名加工医療情報の利活用の推進	80
[No. 3-12]	予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	80
[No. 3-13]	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	80
[No. 3-14]	ICT等を用いた遠隔診療の推進	81
[No. 3-15]	8K等高精細映像技術の医療応用の推進	81
[No. 3-16]	防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築	81
[No. 3-17]	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	82
[No. 3-18]	罹災証明のデジタル化	82
[No. 3-19]	被災者台帳管理	82
[No. 3-20]	被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	83
[No. 3-21]	被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等	83
[No. 3-22]	AIチャットボット等の活用	83
[No. 3-23]	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	84
[No. 3-24]	準天頂衛星システムの開発・整備・運用	84
[No. 3-25]	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	84
[No. 3-26]	公共安全LTEの実現に向けた総合実証	85
[No. 3-27]	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	85
[No. 3-28]	Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	85
[No. 3-29]	自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進	86
[No. 3-30]	「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	86
[No. 3-31]	官民連携でのETC2.0データの活用	86
[No. 3-32]	救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入及び路側インフラが不要なシステムの開発	87
[No. 3-33]	スマートフードチェーンによる生産・流通改革	87
[No. 3-34]	デジタル化による食品流通の合理化・高度化	87
[No. 3-35]	農業生産のスマート化	88
[No. 3-36]	農業情報の標準化の推進	88
[No. 3-37]	スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）	89
[No. 3-38]	データをフル活用したスマート水産業の推進	89
[No. 3-39]	水産流通適正化に係る電子システム対策事業	89
[No. 3-40]	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進	90
[No. 3-41]	森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進	90
[No. 3-42]	筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	91
[No. 3-43]	サイバーポートの整備（港湾物流分野）	91
[No. 3-44]	良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現	91

[No. 3-45] 連携型インフラデータプラットフォームの構築	92
【民間主導で提供する国民向けサービス】	93
[No. 4-1] 電子インボイスの標準仕様の策定とその普及によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組	93
[No. 4-2] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進	93
[No. 4-3] テレワークの普及	93
[No. 4-4] シェアリングエコノミーサービスの普及	94
[No. 4-5] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	94
【包括的データ戦略】	96
[No. 5-1] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進	96
[No. 5-2] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進	96
[No. 5-3] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進	96
[No. 5-4] 国土交通データプラットフォーム整備	96
[No. 5-5] マテリアルDXプラットフォーム構想実現のための基盤整備	97
[No. 5-6] まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進	97
[No. 5-7] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	98
[No. 5-8] AI・データの利用に関する適切な契約の促進	98
[No. 5-9] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	99
[No. 5-10] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進	99
[No. 5-11] オープンデータ・バイ・デザインの推進	100
[No. 5-12] オープンデータカタログの一元的提供の推進	100
[No. 5-13] 地方におけるオープンデータの促進	100
[No. 5-14] 登記所備付地図データの事業者等への提供	101
[No. 5-15] 気象情報の利活用の促進	101
[No. 5-16] 統計データのオープン化の推進・高度化	101
[No. 5-17] 農業関係情報のオープンデータ化の推進	102
[No. 5-18] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	102
[No. 5-19] ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	103
[No. 5-20] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	103
[No. 5-21] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進	103
[No. 5-22] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	104
[No. 5-23] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進	104
[No. 5-24] 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入	105
[No. 5-25] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供	106
[No. 5-26] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進	106
[No. 5-27] ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進	106
[No. 5-28] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化	107
[No. 5-29] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進	107
[No. 5-30] 放送分野におけるデータ利活用	108
[No. 5-31] 土地情報連携の高度化	108

[No. 5-32] 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し	108
[No. 5-33] 地理空間情報(G空間情報)の流通基盤の整備等	109
[No. 5-34] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID(共通番号)のルール整備	109
[No. 5-35] 国際的なデータ流通の推進	109
[No. 5-36] 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPRシステムの推進	110
【官民を挙げたデジタル人材の育成・確保】	111
[No. 6-1] 不足するセキュリティ人材等の計画的な育成	111
[No. 6-2] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	111
[No. 6-3] 実践的サイバー防御演習(CYDER)	111
[No. 6-4] IT人材スキル標準の策定	112
[No. 6-5] 人材育成・普及啓発等	112
[No. 6-6] ITとOT(制御技術)の知見を備えたセキュリティ人材の育成	112
[No. 6-7] 数値・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進	112
[No. 6-8] Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業	113
[No. 6-9] 情報教育の強化・充実	113
[No. 6-10] データ関連人材育成プログラム	113
[No. 6-11] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進	114
【アクセシビリティの確保】	115
[No. 7-1] 条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進	115
[No. 7-2] 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進	115
[No. 7-3] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	115
[No. 7-4] 沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業	116
[No. 7-5] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備	116
[No. 7-6] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	116
[No. 7-7] 障害者の本人確認等の簡素化	117
[No. 7-8] 「デジタル活用支援員」の検討	117
[No. 7-9] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進	117
[No. 7-10] 「異能(Innovation)」プログラムの推進	118
[No. 7-11] 障害当事者参加型技術開発の推進	118
【安全・安心の確保】	119
[No. 8-1] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	119
[No. 8-2] セキュリティ標準の策定	119
[No. 8-3] サイバーセキュリティお助け隊の構築	119
[No. 8-4] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	120
【研究開発・実証の推進】	121
[No. 9-1] 第5世代移動通信システム(5G)普及・展開に向けた研究開発、課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	121
[No. 9-2] Beyond 5G研究開発促進事業	121
[No. 9-3] 新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	121

[No. 9-4] 戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE) .....	122
[No. 9-5] 高度遠隔医療ネットワークの研究開発.....	122
[No. 9-6] 革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進 .....	122
[No. 9-7] 最先端スーパーコンピュータ等の運用.....	123
[No. 9-8] ブロックチェーンを利用した再生可能エネルギー環境価値取引プラットフォームの構築と環境配慮型行動変容の促進 .....	123
[No. 9-9] 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト .....	123
[No. 9-10] 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発.....	124